

第2次 「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」



すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、
夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、
すべての子育て家庭が安心して子どもを生き育てることができる
「子育て」・「子育て」の未来都市うつのみやを目指します。

令和2年3月
宇都宮市



はじめに

本市におきましては、2050年においても持続的に発展を続けている「未来都市うつのみや」の実現に向け、『第6次宇都宮市総合計画』を平成30年3月に策定し、課題が解決された望ましい状態のひとつとして、安心して出産・子育てができる環境が整い、次世代の「人づくり」が充実し、誰もが生涯にわたって主体的に学ぶことができる「子育て・教育の未来都市」の実現を掲げております。

また、これまで、子ども・子育て分野の総合的な計画「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」(計画期間5年目の平成27年3月に中間見直し)に基づきまして、「結婚・妊娠・出産の希望をかなえる支援」など、様々な施策・事業を計画的かつ着実に推進してきたところです。

こうした中、全国的にも少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化が依然として進行しており、また、様々な事件・事故などをきっかけとして、「子どもの貧困問題」や引きこもりの長期化を含む「8050問題」、さらなる「児童虐待の未然防止の徹底」など、周囲からは「見えにくい問題」に対する関心が高まっている状況です。

このため、これらの課題解決に加えまして、目覚ましいICT技術の進展や国際社会共通の目標(「貧困をなくそう」など)である「SDGs」への貢献など、子どもや子育て家庭を取り巻く様々な環境変化にも対応していけるよう、「宇都宮市子ども・子育て会議」委員の専門的見地からのご意見とともに、市民の皆様から幅広いご意見をいただきながら、「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長でき、子育て家庭が安心して子どもを生き育てることができるまちの実現」を基本理念に掲げ、第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」を策定しました。

本市の「大谷石」は、日本の大半が海中にあった時代の火山灰などが、海底に積み重なり長い年月をかけて出来上がったもので、現在、様々な姿かたちで日本各地の人々の暮らしに役立っており、平成30年5月には「大谷石文化」として「日本遺産」の認定を受けました。

本市のすべての子ども達が、様々な大人や地域社会との関わりの中で、成長に合わせて知識や経験を積み重ね、健全に育ち、各々の個性や特徴に応じた様々な活躍を通して、次代に羽ばたいていただけるよう期待しております。

令和2年3月

宇都宮市長 佐藤 栄一

目 次

第1章：計画策定にあたって

1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の範囲	4
4 計画の期間	4

第2章：国の動向や本市の現状等を踏まえた課題

1 現行計画の取組状況	5
2 宇都宮市の現状と時代潮流の変化	13
3 「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」の結果等	25
4 国の動向・踏まえるべき関連計画等が求めること	26
5 現行プランの評価（課題の導出）	29
6 課題の整理（重点的に取り組むべき課題の抽出）	32
7 課題解決に向けた「プラン改定の視点」と「基本理念」	33

第3章：基本理念と基本目標

1 「基本理念」と「目標指標」	34
2 「理想像」と「基本目標」	35
3 「目標指標」	36

第4章：基本施策の推進

基本施策1 子どもの心豊かで健やかな成長の支援	38
基本施策2 たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援	43
基本施策3 個別配慮が必要な子どもの健やかな発達の支援	51
基本施策4 仕事と生活が調和した社会づくりの推進	56
基本施策5 安心して妊娠・出産できる支援の充実	60
基本施策6 すべての子育て家庭を支援するための教育・ 保育サービスの充実	64
基本施策7 ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実	68
基本施策8 家庭や地域の養育力を向上するための支援 の充実	72
基本施策9 家庭に寄り添う支援による児童虐待の防止	81
基本施策10 子どもの権利を尊重する意識づくりの推進	85
《子どもの貧困対策の推進》	87

第5章：計画の推進体制

1 計画の周知と啓発	95
2 庁内推進体制	95
3 庁外推進体制	95
4 計画の点検・評価等の公表及び施策への反映	95

資料編

・ 「子どもと子育て家庭等に関する実態調査」結果	資料 1
・ 本市における「子どもの健全育成施設機能」	資料 1 4
・ 策定体制と策定経過	資料 2 9
・ 子ども・子育て会議からの意見書	資料 3 1

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

これまで、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを生き育てることができるよう、平成27年3月策定の「宮っこ子育て・子育て応援プラン（以下、「プラン」）」に基づきまして、不妊治療費への支援の拡充や産後ケア事業の実施、待機児童の解消など、結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目ない様々な支援に計画的かつ着実に取り組んできたところです。

その一方で、核家族化や共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などの社会環境の変化に伴う、家庭における養育力の低下などを背景に、児童虐待やひきこもりなど、子ども・若者や子育て家庭が抱える問題が複雑・多様化しております。

こうした中、現行のプランが令和2年3月に計画期間満了となるため、引き続き、市民ニーズを踏まえながら課題に適切かつ的確に対応していけるよう、平成30年度に「子どもと子育て家庭等に関する実態調査」を行い、特徴的な結果として、望ましい「学習」や「生活」習慣が身に付けられておらず、経験や人とのつながりに恵まれないなどの、経済的貧困よりも見えにくい、いわゆる「関係性の貧困」にある子どもが、家庭の経済状況に関わらずに存在することが明らかとなりました。

このため、新たなプランの策定にあたっては、社会環境の変化や市民ニーズを的確に捉え効果的かつ着実に施策を推進していけるよう、「一貫した継続的な支援」の視点とともに、「見えにくい」「支援が届きにくい」子どもや子育て家庭に対する支援を強化できるよう、新たに「より早い段階からの予防的な支援」の視点に基づき、「関係性の貧困」の解消をはじめ、発達支援児や医療的ケア児、ひきこもり、外国人児童生徒など支援が必要な子どもや子育て家庭をいち早く察知し、「個々の状況に応じた支援を届ける環境づくり」、家庭に寄り添い育児不安やストレスを緩和する「児童虐待の未然防止・重篤化抑制」など、問題の発生や深刻化する前の、より早い段階からの支援策（予防策）を盛り込んだところです。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月）において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進するため、市町村における計画策定の努力義務が明記されたことを受け、市民や地域との連携強化を図りながら、子どもや子育て家庭に寄り添う「伴走型支援」を効果

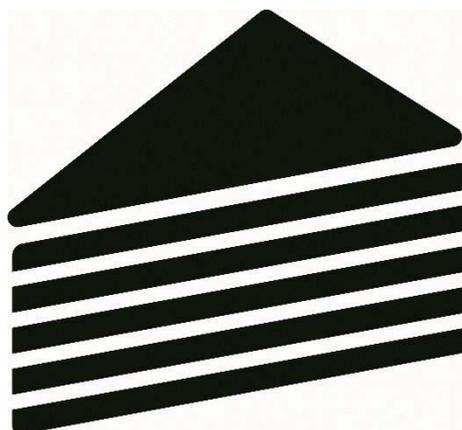
的・効率的に推進できるよう、現行プランで推進してきた「経済的貧困」に対する支援策の継続とともに、将来的な貧困連鎖の予防策として「関係性の貧困の解消」などの「子どもの貧困対策」を体系的に整理し、「第4章 基本施策の推進」に本市における総合的な「子どもの貧困対策」（通称『うつのみや子どもミルフィーユ（みる・feel you）プロジェクト』）として位置付けました。

こうした、既存事業の継続的な取組とともに強化すべき対応策を盛り込んだ新たなプランを策定し、計画的かつ着実に推進することで、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生き育てることができる「子育て・子育ての未来都市うつのみや」を実現してまいります。

通称『うつのみや子どもミルフィーユ（みる・feel you）プロジェクト』の由来

フランス語で mille は「千」、feuille は「葉」を意味し、一般的に mille-feuille は「千枚の葉」とされ、「ミルフィーユ」というお菓子は、四角く広げた小麦粉生地を平らに何回も折りたたみ、多くの層をなしているという状態を「千」で表現し、また層になった生地の焼き上りを「葉」として表現されたものと考えられています。

子どもの成長や発達には、ライフステージごとに様々な体験や学びを積み重ね、いくつもの「獲得すべき力」を蓄積していくこととなりますが、中でも特に、貧困状態にある子どもや子育て家庭（you）の気持ちや心身の状態、親子関係や地域とのつながりなどの置かれた状況について、家庭や学校、地域、行政など様々な主体が各々の役割を發揮し、「見る」「感じ取る（feel）」伴走型で重層的な見守りや支援を行うことで、子どもに「前向きな力」や「生きる力」など身に付けるべき力を積み重ね、健全に成長していくためのプロジェクトとして表現したものです。



2 計画の位置付け

この計画は、本市の基本計画である「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画として、すべての子どもと子育て家庭を総合的に支援するための基本的な計画として位置づけ、SDGsのゴール1, 3, 4, 5, 8, 10, 16, 17への貢献に資するものとします。

～ 関連するSDGsのゴール ～

ゴール1：貧困をなくそう
 3：すべての人に健康と福祉を
 4：質の高い教育をみんなに
 5：ジェンダー平等を実現しよう
 8：働きがいも経済成長も
 10：人や国の不平等をなくそう
 16：平和と公正をすべての人に
 17：パートナーシップで目標を達成しよう



SDGs (Sustainable Development GOALSの略称) とは

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組むとともに、本市においては、「SDGs 未来都市」として、全力を挙げてSDGsを推進しております。

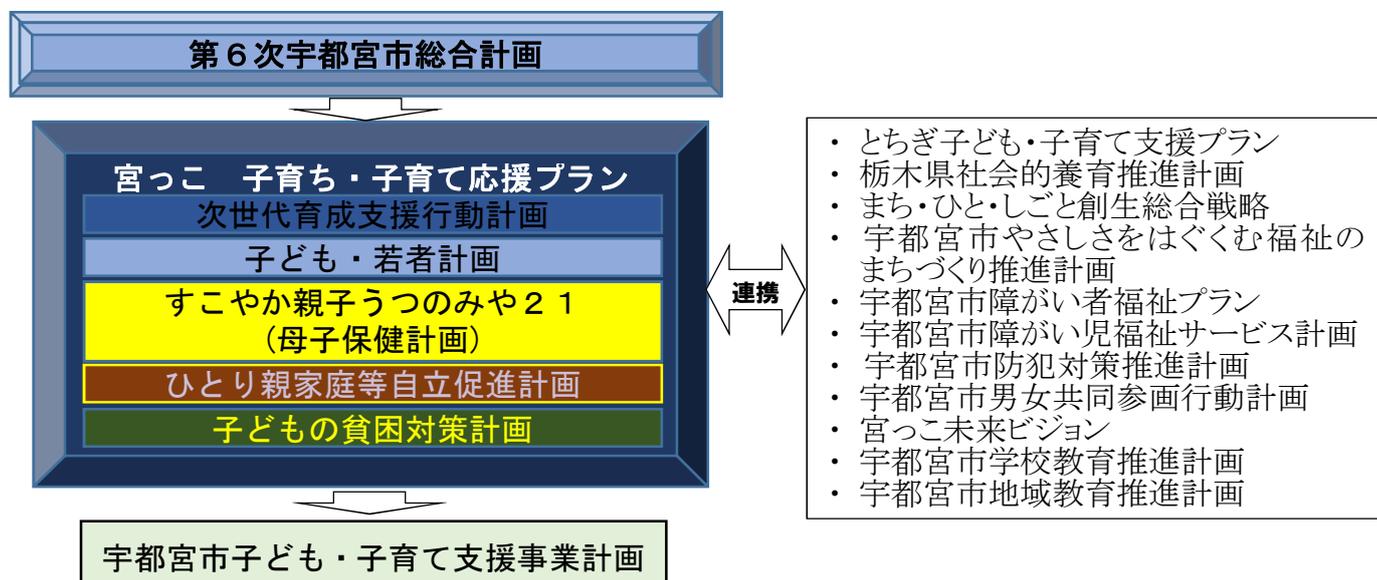
< 17のゴール >



併せて、下記の計画を兼ねるものとします。

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく、「市町村行動計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく、「子ども・若者計画」
- ・ 子どもの貧困対策に関する法律に基づく、「市町村計画」
- ・ 国の健やか親子21の地方計画
「すこやか親子うつのみや21（母子保健計画）」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく、
「ひとり親家庭等自立促進計画」

また、本市における人づくりの指針である「宮っこ未来ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、子育て・子育てに関連する各部局の分野別計画と整合を図り、連携して推進するものとします。



3 計画の範囲

この計画の範囲は、子どもや若者、子育て家庭、地域、企業などすべての人と団体を対象とし、保健、福祉、青少年健全育成、労働、教育など、子どもを取り巻く環境整備について関連の深い分野について、その取組と方向性を示すものです。

また、計画の対象とする子どもの年齢は、0歳からおおむね39歳とします。

4 計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする10か年を計画期間とします。

ただし、令和2年度から令和6年度を前期計画期間、令和7年度から令和11年度を後期計画期間とし、前期計画の終了年度に見直しを行います。

第2章 国の動向や本市の現状等を踏まえた課題

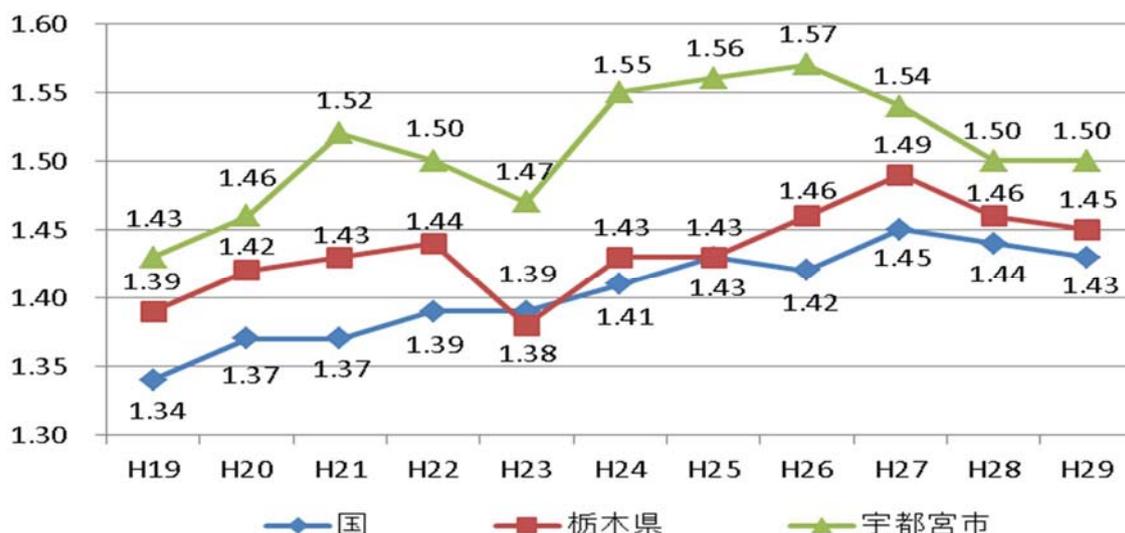
1 現行計画の取組状況

現行計画では、基本理念の実現のため、3つの基本目標を掲げ、目標を達成するための基本施策を設定し152事業を計上しております。

毎年、重点事業に設定した目標値により個別事業の進捗状況及び個別事業を束ねた施策の進捗状況とともに、計画全体の進捗状況について評価しています。

(1) 合計特殊出生率（計画全体の目標）について

指標	H19 (基準)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H31 (目標)
宇都宮市	1.43	1.50	1.47	1.55	1.56	1.57	1.54	1.50	1.50	1.75
栃木県	1.39	1.44	1.38	1.43	1.43	1.46	1.49	1.46	1.45	
全国	1.34	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	



資料：栃木県保健統計年報

【評価・課題等】

本市の合計特殊出生率は、全国及び栃木県の値を上回り推移していますが、H26年の1.57をピークに減少に転じ、目標値1.75の達成には至りませんでした。

少子化の流れを変えるための子育て施策全体を図る指標として目標値を設定しましたが、国の「第4次少子化社会対策大綱の策定に向けた提言」において、個々人の結婚や出産、子育てについての希望がかなえられていない状況を踏まえ、新たな少子化社会対策大綱においては、「希望出生率1.8」の実現に向け、国民が結婚や出産、子育てに希望を見出せるとともに、主体的な選択により、若い世代が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する数の子どもを持てる社会をつくることを、少子化対策における基本的な目標とすべきとされたところです。

(2) 基本目標ごとの取組状況

ア 各基本目標における取組状況と課題

現行プランでは、3つの基本目標を定めるとともに、基本目標の達成度を評価するため、「市民意識調査の満足度」と「成果指標」を設定しています。

また、基本目標の達成に向け、効果的な取組を重点事業に位置づけ、基本施策ごとに「目標」を設定しています。

イ 評価の考え方

目標値の達成状況により進捗状況の評価を行い、評価を行いました。

評価	達成率	評価
順調	90%以上	◎
概ね順調	70～90%未満	○
やや遅れている	70%未満	△

基本目標Ⅰ：次代を担う子どもたちや若者が心豊かにたくましく成長できる社会の実現

すべての子どもたちや若者が人間性や社会性を身につけ心豊かにたくましく成長できるよう、「宮っ子ステーション事業」や「キャリア教育の充実」など、身近な地域において様々な体験や活動ができる場の提供等を実施しています。

① 施策目標の実績

【市民意識調査の満足度】

- ・ 児童健全育成環境の充実

H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (目標)	達成率	評価
28.5%	24.5%	34.7%	33.1%	35.2%	—	36.0%	97.8%	◎

※H30は設問変更により数値なし

- ・ 青少年の社会的自立の促進

H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (目標)	達成率	評価
22.8%	19.4%	17.8%	16.3%	19.3%	—	32.0%	60.3%	△

※H30は設問変更により数値なし

【成果指標】

- ・ 青少年の総合相談や関係機関との連携により就労に結びついた人数

H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (目標)	達成率	評価
11人	11人	19人	7人	7人	4人	30人	13.3%	△

【構成する施策の目標】

施策	目標	評価
1	「宮っ子ステーション事業」のうち、「放課後子ども教室事業」と「子どもの家・留守家庭児童会事業」を一体的に実施している校区数	○
1	放課後子ども教室の実施校区数	○
1	「小中一貫教育・地域学校園」に取り組む学校数	◎
1	青少年の総合相談件数	◎
1	キャリア教育の充実により将来の進路や職業に希望を持って学習している中学3年生の生徒の割合	◎
2	こんにちは赤ちゃん事業における面接率	◎
2	養育支援訪問事業において適切な養育が確保されるか他の子育てサービスにつなげられた割合	◎
2	うつのみや元気っ子チャレンジの参加人数	◎
3	ここ・ほっと巡回相談事業における5歳児チェックリストの回答率	◎
3	発達支援児保育実施保育園数	◎

② 評価等

【市民意識調査の満足度】

「児童健全育成環境の充実」は、◎評価で順調な進捗状況となっておりますが、現状値が35.2%であるため、更なる市民満足度の向上を図るには、引き続き、児童が自主的・主体的に活動できる環境が整い、様々な人との関わりの中で、意欲を持って、健やかに育つ環境の充実を図る必要があります。

「青少年の社会的自立の促進」は、△評価でやや遅れている進捗状況であり、引き続き、青少年が社会の中での責任や役割を自覚し、主体的に活動できるよう社会的自立の促進を図る必要があります。

【成果指標】

「青少年の総合相談や関係機関との連携により就労に結びついた人数」は、△ 評価でやや遅れている進捗状況であり、引き続き、悩みや問題を抱えている青少年が、社会的な自立に向け一歩を踏み出す支援の充実を図る必要があります。

【構成する施策の目標】

「全体として概ね順調」な進捗状況となっています。

③ 課題

青少年に関わる相談件数は増加したものの、就労に結びついた人数は減少しました。青少年本人が就労に至るまでには、面談による対人不安の軽減や社会参加体験など様々な経験を積み重ねた上で、就労の意欲を高める必要があることなどから、長期間の年月を要する実情を鑑みるとともに、就労のみが本人にとっての自立のゴールとは限らないため、「**就労に至る前の支援の強化**」が必要です。

基本目標Ⅱ：結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

妊娠・出産や子育ての希望がかなえられるよう、「保育サービスの充実」や「妊娠・出産の支援」などを実施しています。

① 施策目標の実績

【市民意識調査の満足度】

- ・ 子育て支援の充実

H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (目標)	達成率	評価
26.1%	22.0%	27.4%	29.8%	32.9%	29.9%	34.0%	87.9%	○

【成果指標】

- ・ 育児休業の取得率

H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (目標)	達成率	評価
男性 4.8% 女性 102.8%	—	5.8% 95.3%	—	/	/	男性 13% 女性 100%	44.6% 95.3%	△

※3年に1回の調査であるためH26・H28は数値なし（H29に調査廃止）

- ・ 待機児童数（4月1日現在）

H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (目標)	達成率	評価
0人	0人	136人	29人	0人	0人	0人	100%	◎

- ・ 待機児童数（10月1日現在）【補完指数】

H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (目標)	達成率	評価
78人	—	281人	119人	41人	0人	0人	100%	◎

【構成する施策の目標】

施策	目標	評価
4	ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布部数	◎
4	男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）の表彰事業者数	◎
5	教育・保育サービスの供給体制の確保（供給量）	◎
5	子どもの家・留守家庭児童会のクラブ数	◎
6	妊婦健康診査の受診票利用率（利用数／交付数）	◎
7	就労に向けた総合的な支援による就業実績件数	△
7	ひとり親家庭等日常生活支援事業利用件数	△

② 評価等

【市民意識調査の満足度】

「子育て支援の充実」は、○評価で概ね順調な進捗状況となっておりますが、現状値が29.9%であるため、更なる市民満足度の向上を図るには、引き続き、すべての子育て家庭がそれぞれの家庭状況に応じた子育て支援を受けながら安心して子どもを産み育てられる支援の充実を図る必要があります。

【成果指標】

「育児休業の取得率」は、△評価でやや遅れている進捗状況であり、引き続き、男女が子育てと仕事を両立しながら就業できる環境づくりの推進を図る必要があります。

「待機児童数(4月1日現在)」は、◎評価で、補完指数「待機児童数(10月1日現在)」も◎評価で順調な進捗状況であります。希望した時期に保育所に入所できることは重要な子育て支援であることから、引き続き、待機児童0人を目指し教育・保育サービスの充実を図る必要があります。

【構成する施策の目標】

「全体として概ね順調」な進捗状況となっておりますが、「就労に向けた総合的な支援による就業実績件数」と「ひとり親家庭等日常生活支援事業利用件数」がやや遅れている進捗状況であり、引き続き、利用しやすい子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

③ 課題

男性の育児休業取得率が目標を下回りました。ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布や男女共同参画推進事業者を表彰するなど、周知・啓発を行いました。働き方の見直しや更なる男性の積極的な家庭参画の促進のため、企業等に対する子育て面での働きかけなど、「企業における働きやすい職場環境づくりの促進」が必要です。

また、ひとり親家庭に対する就労実績件数や日常生活支援事業利用件数が目標を下回ったことから、各種施策・制度の情報が支援を必要とする人に行き渡るよう、「相談機能や様々な場面での情報提供等の充実・強化」が必要です。

さらには、ひとり親家庭等が自立した生活を送ることができるよう、「早期の就労支援による経済的な生活基盤の安定」とともに、ひとり親家庭が安心して「子育てと仕事を両立できる支援の強化」が必要です。

基本目標Ⅲ：地域全体で子育て・子育てを支えあう社会の実現

地域全体で子育て・子育てを支えあうことができるよう、「ファミリーサポートセンター事業」や「子育てサロン」の実施などにより、家庭や地域における子育て支援機能の充実を図っています。

① 施策目標の実績

【市民意識調査の満足度】

- ・ 学校・家庭教育支援の充実

H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (目標)	達成率	評価
31.0%	27.3%	30.2%	34.7%	35.2%	—	40.0%	88.0%	○

※H30 は設問変更により数値なし

- ・ 子どもへの虐待防止対策の強化

H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (目標)	達成率	評価
17.4%	13.4%	17.6%	17.8%	16.6%	—	25.0%	66.4%	△

※H30 は設問変更により数値なし

- ・ 非行・問題行動の未然防止

H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (目標)	達成率	評価
24.6%	20.3%	20.3%	17.8%	23.1%	—	34.0%	67.9%	△

※H30 は設問変更により数値なし

【成果指標】

- ・ 児童虐待発生件数

H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (目標)	達成率	評価
80件	83件	68件	85件	88件	269件	0件	—	△

- ・ 児童虐待取扱件数に対する終結件数の割合【補完指数】

H25 (基準)	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (目標)	達成率	評価
47.1%	—	38.1%	41.4%	42.2%	42.5%	60.0%	70.8%	○

【構成する施策の目標】

施策	目標	評価
8	ファミリーサポートセンター会員数	○
8	子育てサロン登録者数	◎
8	ふれあいのある家庭づくり作品コンクール応募点数	○
8	児童虐待防止等に関する地域組織の設置	◎
9	赤ちゃんの駅登録民間施設数	◎
9	「子どもの見守り強化月間」を実施する市立小学校数	◎

② 評価等

【市民意識調査の満足度】

「学校・家庭教育支援の充実」は、○評価で概ね順調な進捗状況となっておりますが、現状値が35.2%であるため、更なる市民満足度の向上を図るには、引き続き、学校や家庭などが連携し、地域をあげて、学校・家庭教育支援の充実を図る必要があります。

「子どもへの虐待防止対策の強化」は、△評価でやや遅れている進捗状況であり、引き続き、子どもたちが虐待を受けることなく、安心して暮らしていけるよう、虐待防止対策の強化を図る必要があります。

「非行・問題行動の未然防止」は、△評価でやや遅れている進捗状況であり、引き続き、青少年が非行や問題行動等を起こすことなく、健全に生活できるよう、未然防止対策の強化を図る必要があります。

【成果指標】

「児童虐待発生件数」は、△評価でやや遅れている進捗状況であり、補完指数「児童虐待取扱件数に対する終結件数の割合」は、○評価で概ね順調な進捗状況となっておりますが、引き続き、関係機関との連携や地域の見守りなどにより、児童虐待未然防止策の強化を図る必要があります。

【構成する施策の目標】

「全体として概ね順調」な進捗状況となっております。

③ 課題

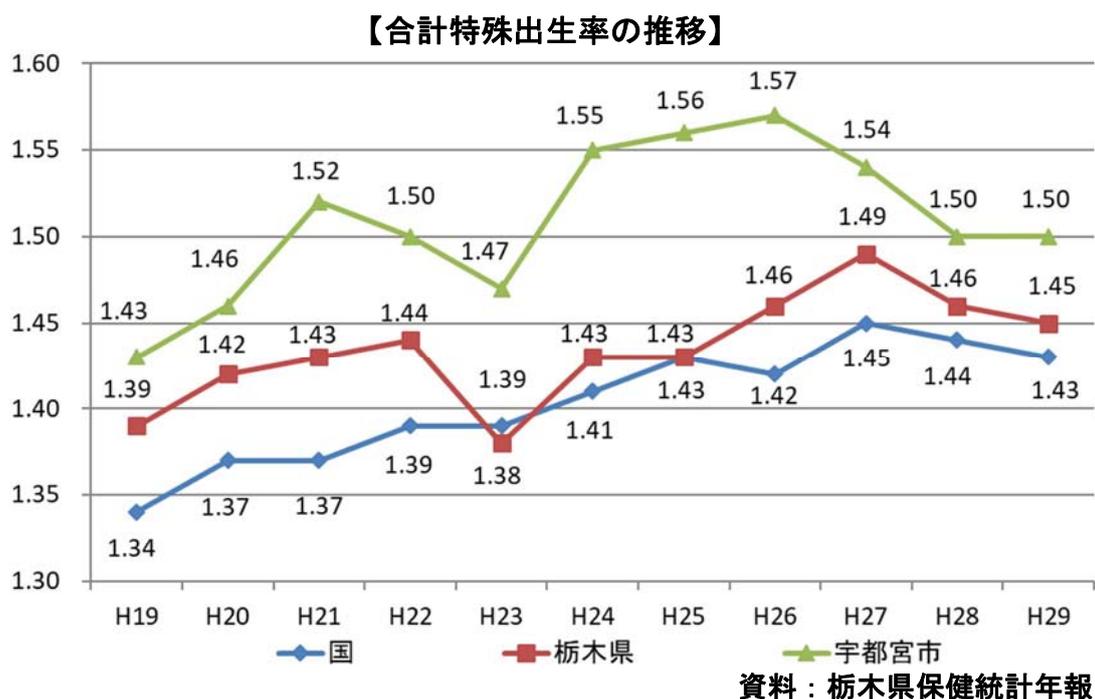
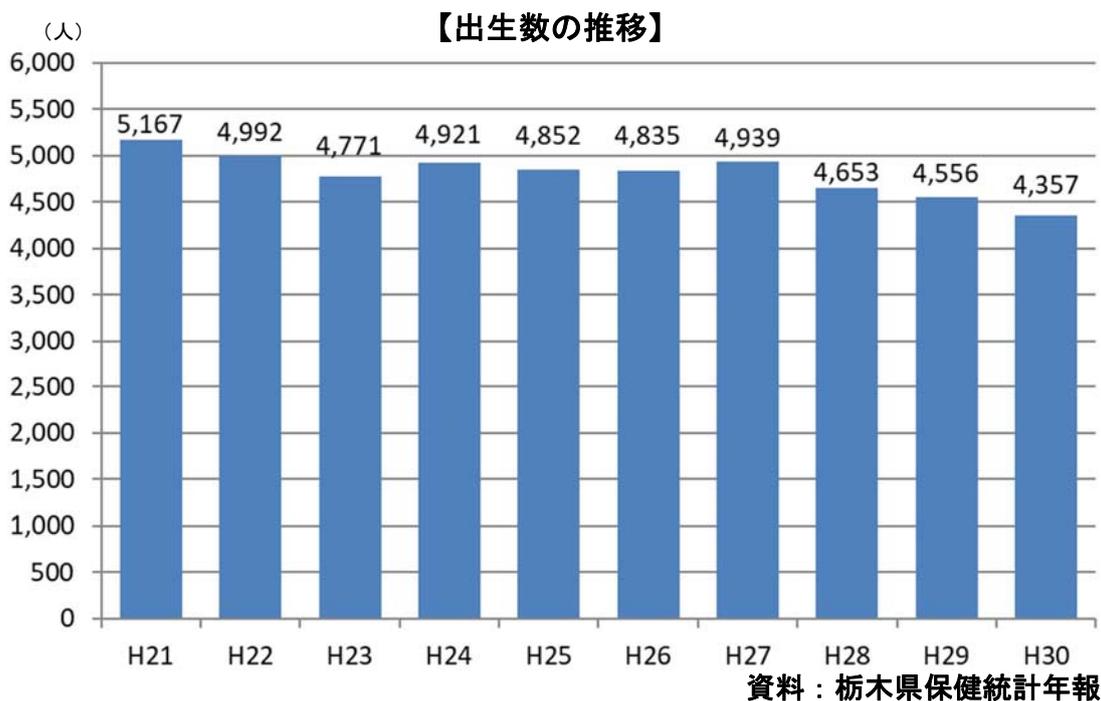
市内の全地区（39地区の民生委員児童委員協議会）に、児童虐待防止ネットワークを構築できましたが、児童虐待通告（児童虐待発生件数）をゼロには出来ていません。

このため、地域のネットワーク強化等による「地域全体で子どもを見守る支援」や「児童虐待の未然防止・重篤化抑制のための支援」の強化が必要です。

2 宇都宮市の現状と時代潮流の変化

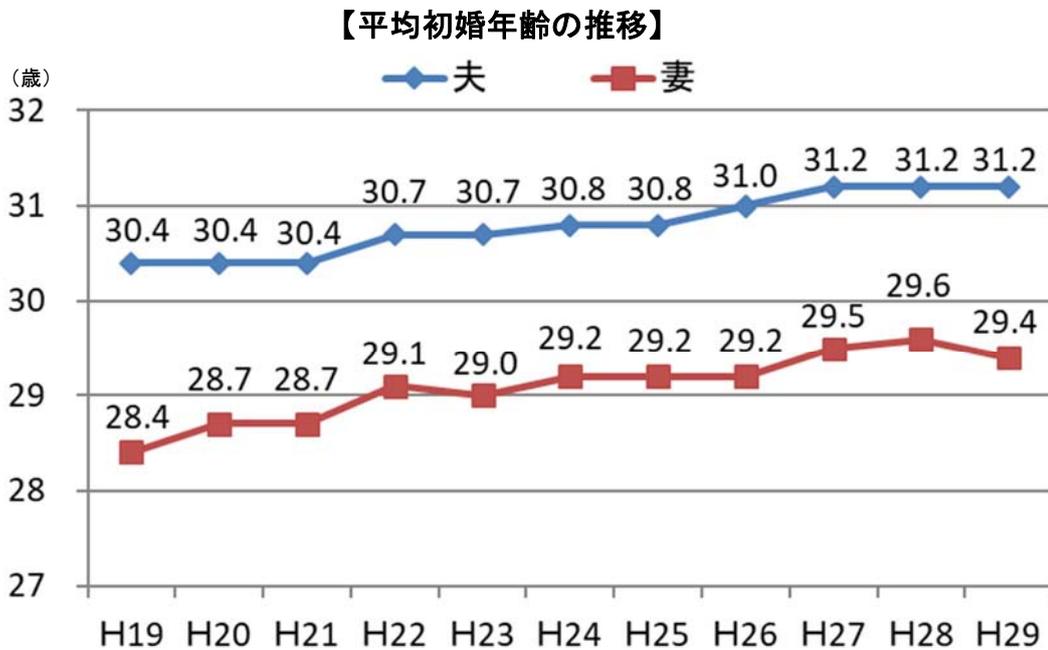
(1) 出生数・合計特殊出生率について

- 出生数は減少傾向（10年間（H21→H30）で810人（約16%）の減）
- 合計特殊出生率は全国・県を上回るものの、目標は未達成（H29:1.50, 目標値:1.75）
 <<参考>>希望出生率（国）：1.80（2025年）



(2) 結婚について

- 婚姻件数は減少傾向（10年間で665件（約19%）減少）
- 平均初婚年齢は上昇傾向（10年間で男女ともに約1歳上昇）

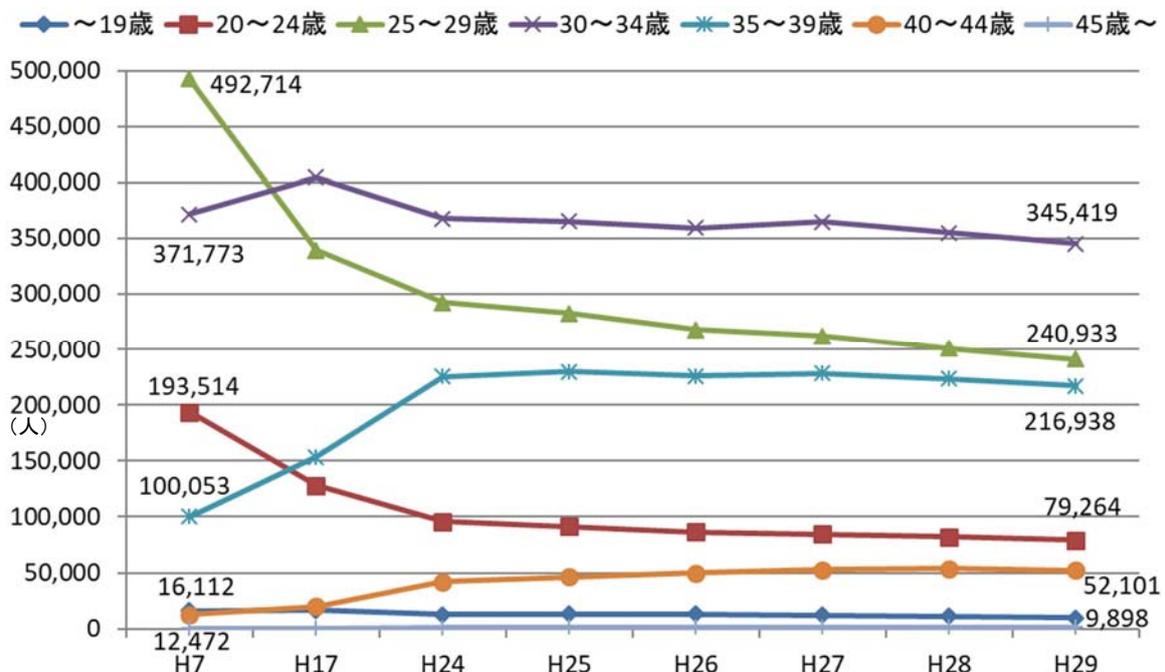


資料：厚生労働省「人口動態調査」，
栃木県健康増進課「栃木県保健統計年報」

(3) 妊娠・出産について

- 晩産化が進行（35～39・40～44歳のみ増加，20～24歳・25～29歳は半減以下）
- 「希望する子どもの数」は「2人」が最多（調査開始後初，過去は3人）
- 希望よりも予定の子どもの数が少ない主な理由は「経済的」「身体的」「精神的」負担

【出産時における母の年齢（5歳階級）の推移】



資料：厚生労働省「人口動態調査」

【理想の子どもの数と予定の子どもの数】

【理想の子どもの数】

項目	平成 20 年度		平成 25 年度		平成 30 年度	
	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親
0 人					0.0%	0.2%
1 人	0.5%	2.8%	0.9%	1.6%	2.7%	4.6%
2 人	<u>35.8%</u>	<u>34.3%</u>	<u>45.0%</u>	<u>41.6%</u>	47.8%	50.6%
3 人	<u>52.9%</u>	<u>49.1%</u>	<u>46.9%</u>	<u>46.0%</u>	<u>46.0%</u>	<u>40.0%</u>
4 人	6.5%	7.1%	3.2%	4.2%	2.7%	3.4%
5 人以上					0.8%	1.3%

【予定の子どもの数】

項目	平成 20 年度		平成 25 年度		平成 30 年度	
	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親
1 人	6.9%	12.5%	9.6%	16.9%	13.5%	21.4%
2 人	59.0%	55.4%	59.2%	55.1%	55.7%	58.8%
3 人	21.6%	20.3%	17.7%	17.9%	28.2%	17.5%
4 人	2.2%	2.8%	1.5%	1.4%	2.3%	2.1%
5 人以上					0.3%	0.2%

資料：子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査

《理想よりも予定の子どもの数が少ない主な理由》

【平成 25 年度調査】※あてはまるもの 1 つを選択

- ・ 子どもの教育にお金がかかる (26.9%)
- ・ 教育以外にもお金がかかる (25.1%)
- ・ 出産・育児の心理的・身体的負担 (19.1%)

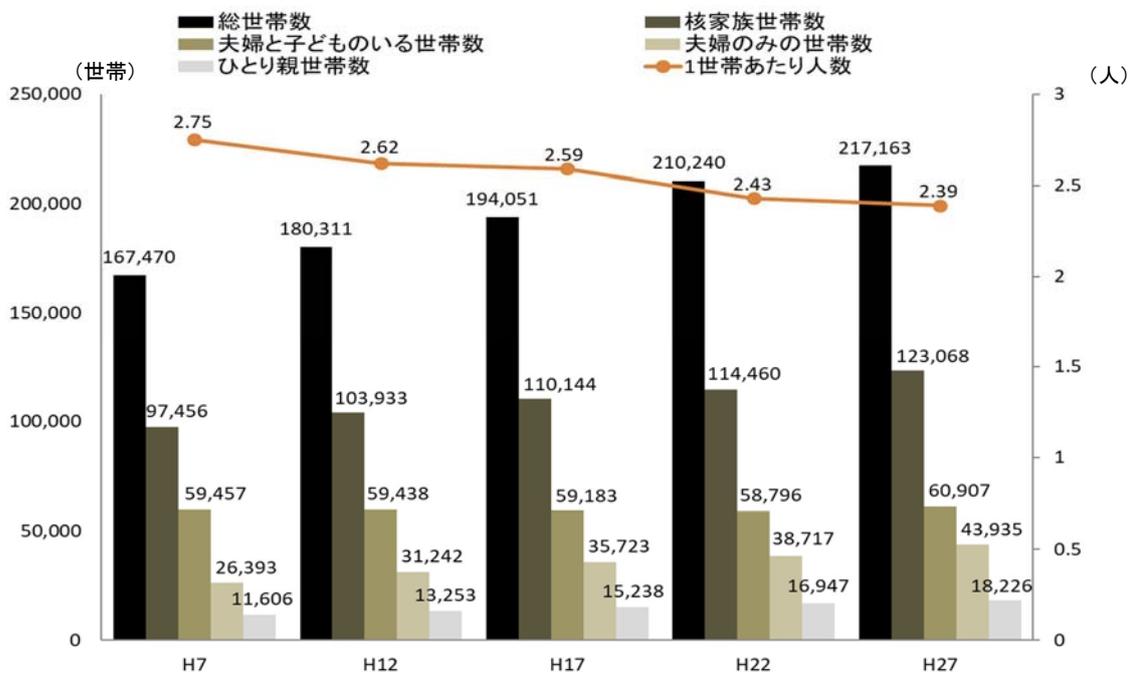
【平成 30 年度調査】※複数回答可

- ・ 子どもの教育にお金がかかる (92.4%)
- ・ 教育以外にもお金がかかる (71.2%)
- ・ 育児の心理的・身体的負担 (48.3%)

(4) 世帯構成等について

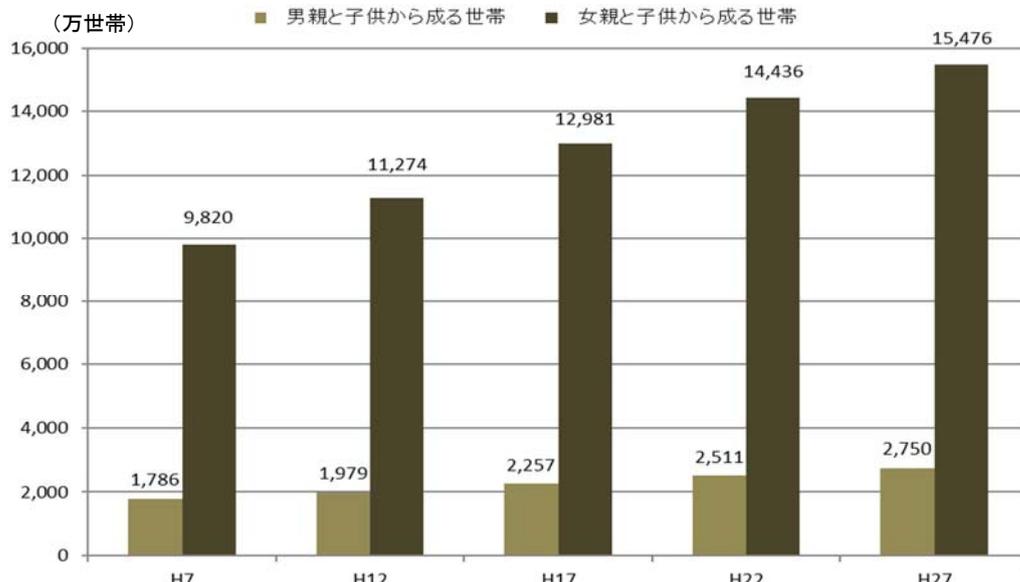
- 核家族世帯は増加傾向
(20年間で25,612世帯(約26%)増加)
- 共働き世帯数は増加傾向
(約20年間で202万世帯(約30%)増加)
- ひとり親世帯数は増加傾向
(20年間で6,620人(約57%)増加)
- ひとり親世帯の貧困率は約43.0%
- 家事・育児等よりも仕事が優先される割合が多い

【世帯数・一世帯あたりの世帯人員の推移】



資料：国勢調査

【世帯数・一世帯あたりの世帯人員の推移】



資料：労働力調査

【世帯類型別・母親の就業形態別相対的貧困率】
(貧困率Ⅰ：可処分所得ベース，貧困率Ⅱ：税込み収入ベース)

	世帯計	ふたり親世帯				全体	ひとり親世帯			
		全体	妻が 正社員	妻が 非正社員	妻が 無職		全体	母親が 正社員	母親が 非正社員	母親が 無職
第1回(2011)										
貧困率Ⅰ	14.0	11.1	7.6	11.9	12.7	37.9	15.5	59.5	52.4	42.5
貧困率Ⅱ	14.2	10.2	4.1	10.9	12.9	47.5	24.7	66.9	72.2	52.5
第2回(2012)										
貧困率Ⅰ	10.2	7.5	3.9	7.9	10.1	38.4	24.8	58.6	40.0	42.9
貧困率Ⅱ	12.7	9.3	4.3	10.8	11.5	43.2	24.1	61.6	67.8	46.7
第3回(2014)										
貧困率Ⅰ	13.2	7.3	3.7	6.1	11.8	54.2	31.0	74.8	67.4	55.8
貧困率Ⅱ	13.3	7.3	2.2	7.2	11.6	54.7	31.0	72.4	76.0	56.5
第4回(2016)										
貧困率Ⅰ	10.2	6.0	2.4	8.5	5.6	43.0	29.2	61.1	47.6	46.7
貧困率Ⅱ	12.0	7.2	2.4	8.5	9.6	48.1	30.7	67.0	64.0	51.8

資料：「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2016」（労働政策研究・研修機構）

【仕事時間と生活時間の優先度（希望と現実）】

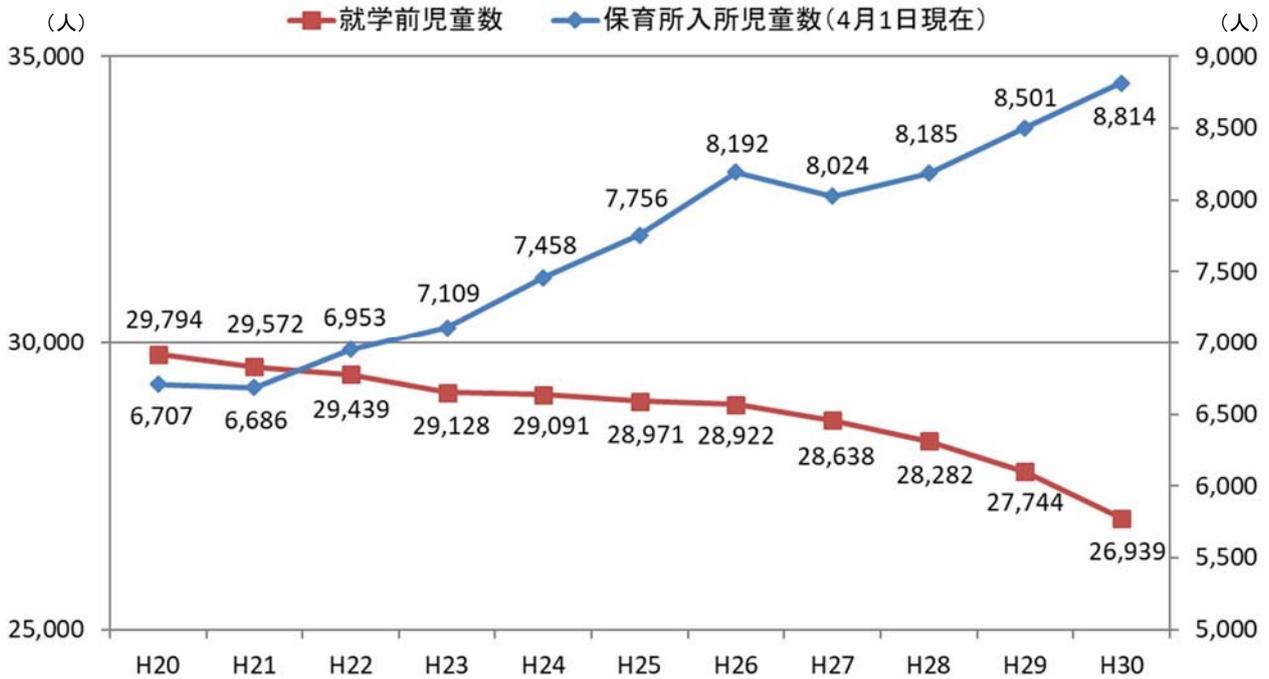
項目	希望		現実	
	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親
仕事時間を優先	7.7%	7.9%	42.7%	56.7%
家事(育児)時間を優先	71.4%	53.6%	56.2%	38.9%
プライベート時間を優先	19.1%	36.7%	0.8%	3.4%

資料：子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査

(5) 保育所の入所児童数・在家庭児童数の推移

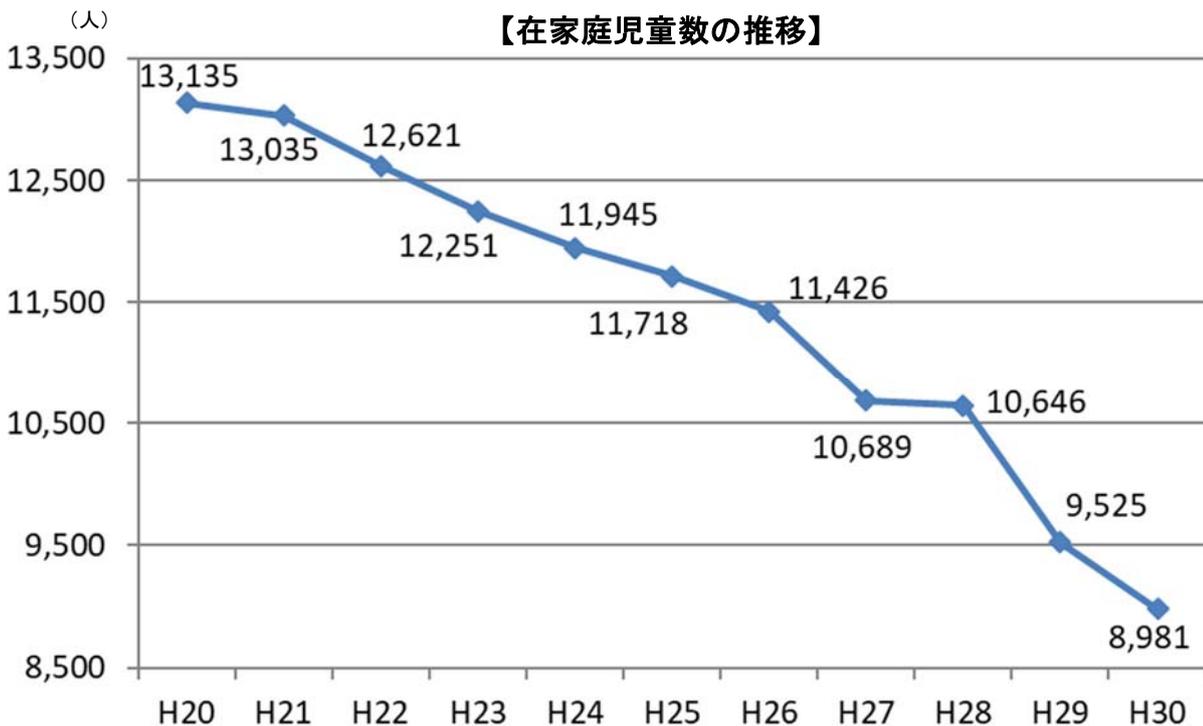
- 就学前児童数は減少傾向
(約10年間で2,855人(約10%)減少)
- 一方で、保育所入所児童数は増加傾向
(約10年間で2,107人(約31%)増加)
- 在家庭児童数は減少傾向
(約10年間で4,154人(約32%)減少)

【就学前児童数と入所児童数の推移】



資料：就学前児童数（住民基本台帳（各年の3月末現在））

【在家庭児童数の推移】

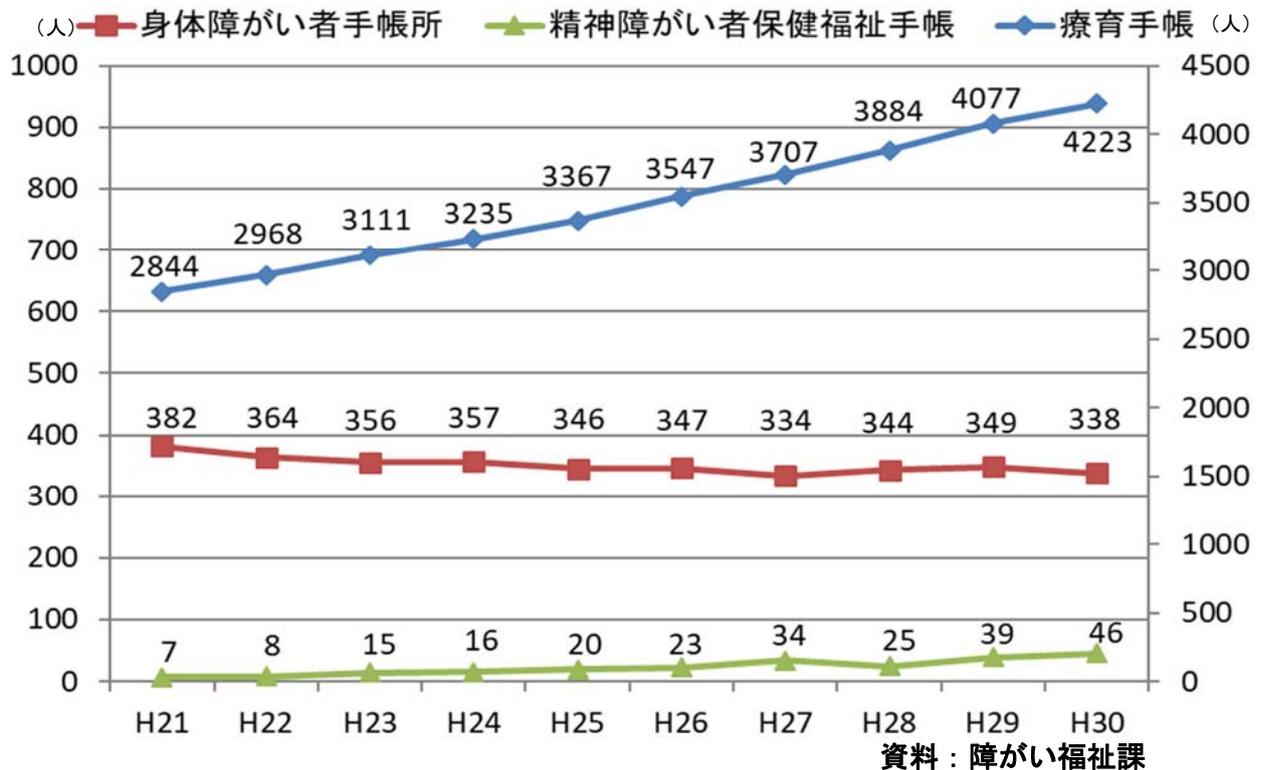


資料：就学前児童数（住民基本台帳（各年の3月末現在））

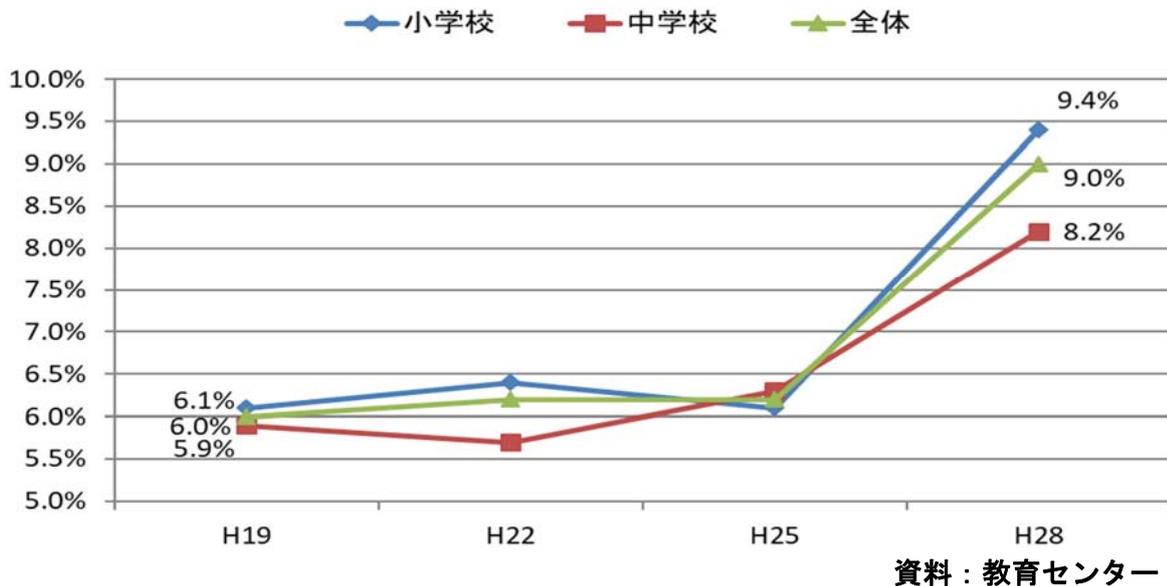
(6) 障がい児の現状

- 療育手帳を所持する子どもの数は増加傾向
(10年間で1,379人(約48%)増加)
- 特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合(全体)は増加傾向
(10年間で3%増加)
- 特別支援学級の在籍児童数は増加傾向
(約10年間で248人(約46%)増加)

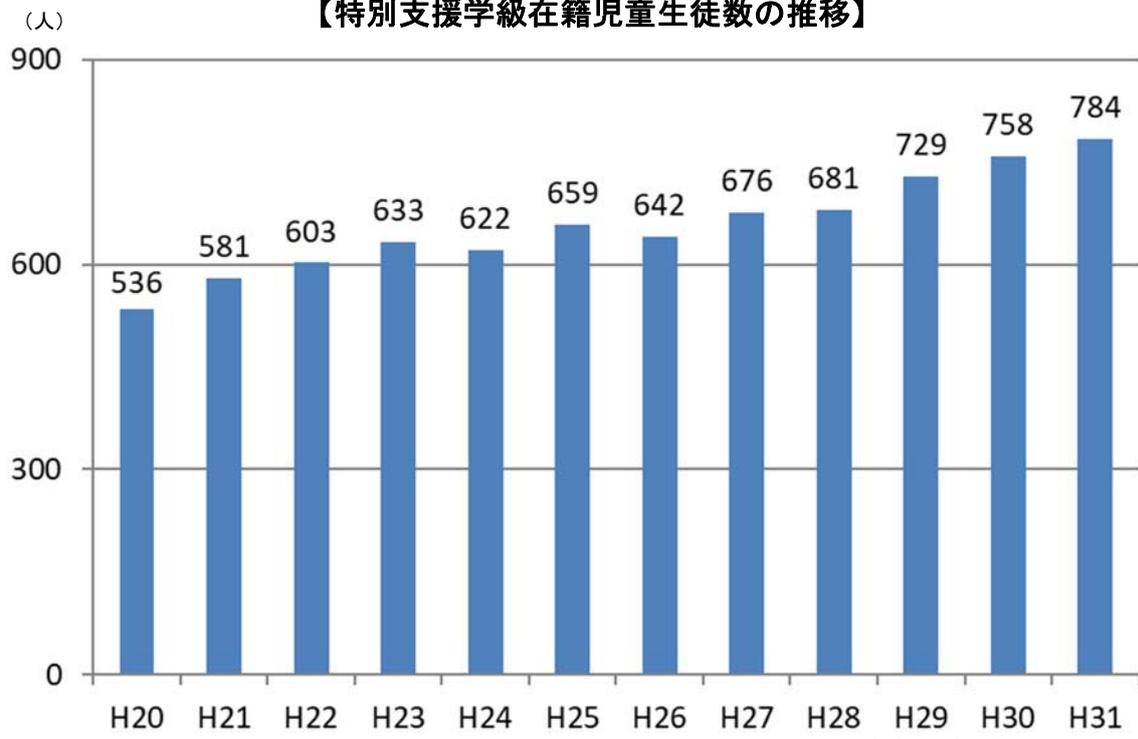
【障がい者手帳所持者の推移】



【特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合の推移】



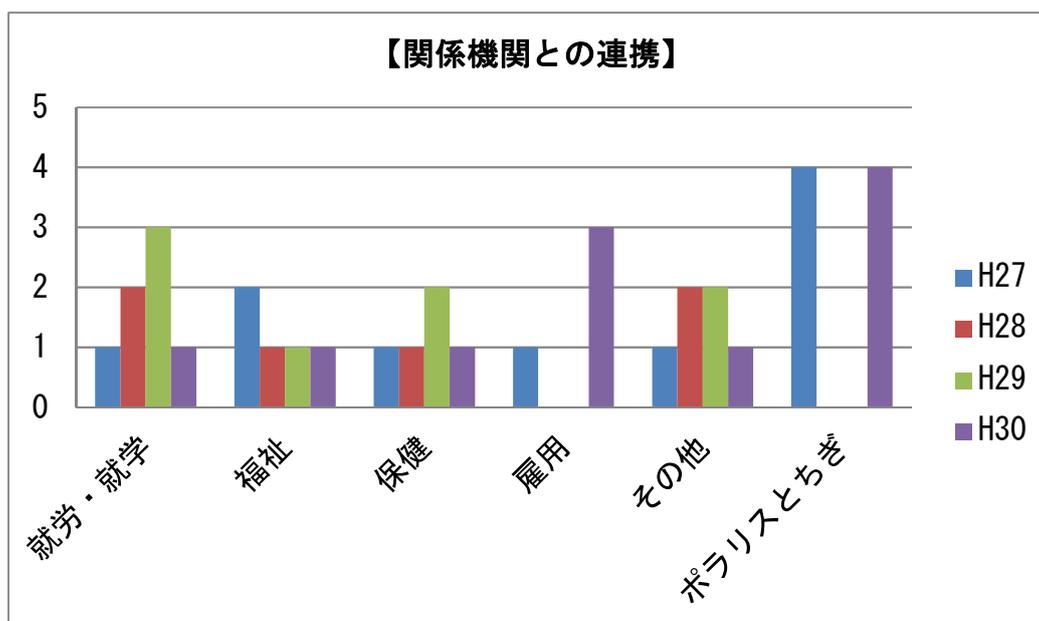
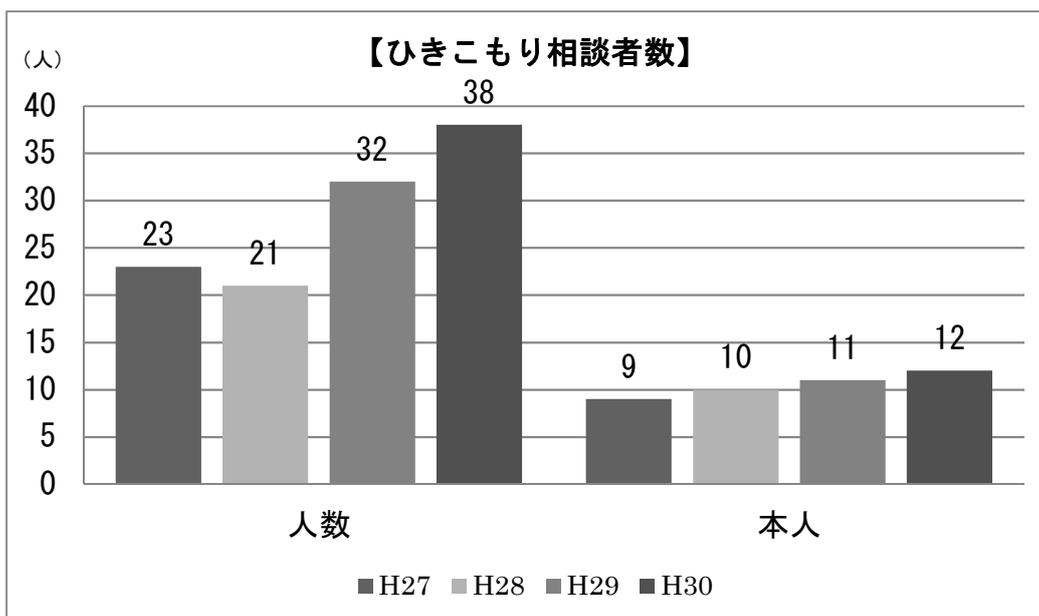
【特別支援学級在籍児童生徒数の推移】



資料：教育センター

(7) ひきこもり

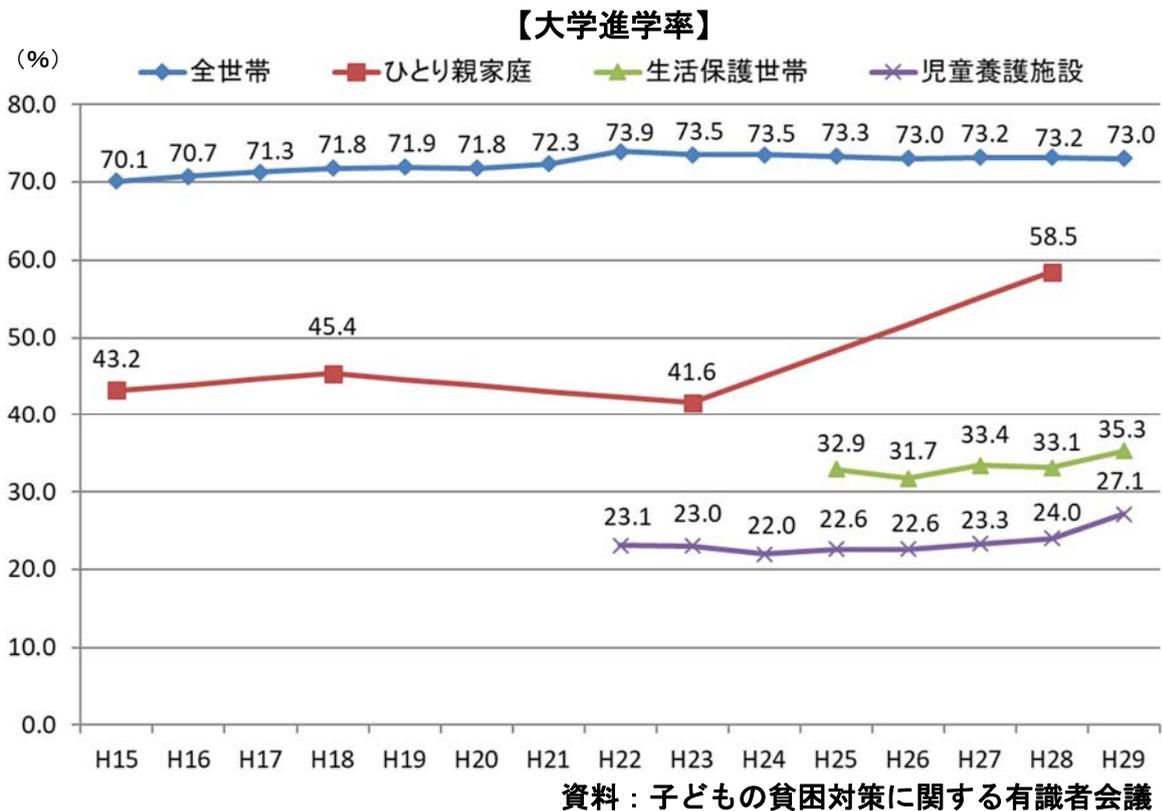
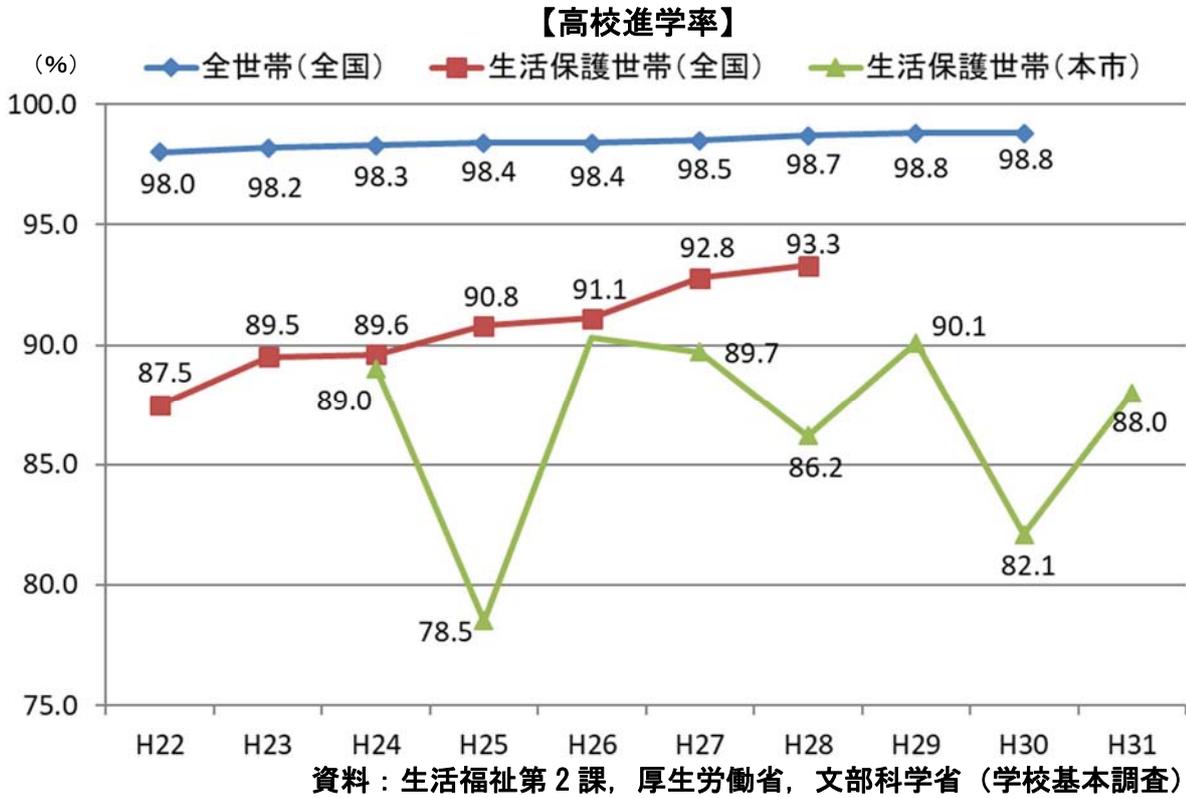
- 内閣府の調査
15歳から39歳における引きこもりは対象年齢総人口の約1.5%存在
- 本市人口に換算
約2,000人のひきこもりが存在
- ※ 青少年自立支援センターで受け付けた年間の相談者数は約40人、そのうち相談者が本人である人数は約10人
- 相談を受けている人数はごく一部と思われる



資料：青少年自立支援センター（ふらっぶ）

(8) 貧困の連鎖

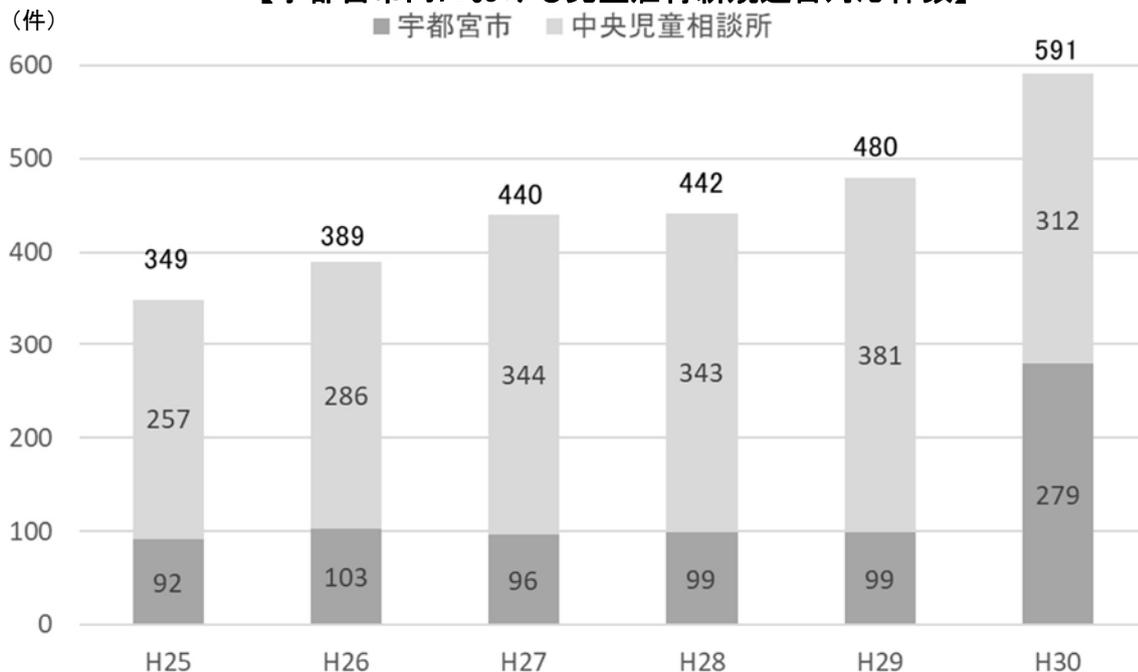
- 生活保護受給世帯の子どもの高校進学率
全世帯平均 > 生活保護世帯 (全国) > 生活保護世帯 (本市)
- 生活保護受給世帯の子どもの大学進学率
全世帯平均 >>> 生活保護世帯 (全国)



(9) 児童虐待について

- 市内における児童虐待新規通告対応件数は増加傾向
(6年間で242件(約63%)増加)
- 特に本市で受け付けた件数は大きく増加
(6年間で187件(約203%)増加)

【宇都宮市内における児童虐待新規通告対応件数】

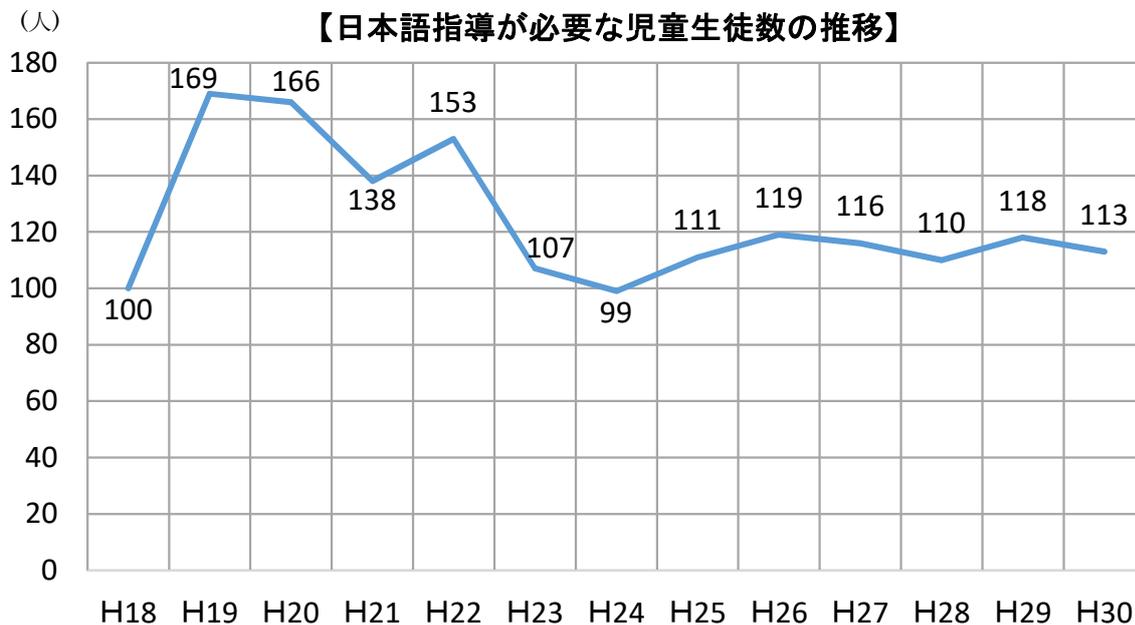


資料：子ども家庭課

(10) 日本語指導が必要な児童生徒数の現状

- 日本語指導が必要な児童生徒数は一定程度存在(100人程度)

【日本語指導が必要な児童生徒数の推移】



資料：学校教育課

3 「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」の結果等

◆貧困の定義

(1) 経済的貧困（見える貧困）

世帯収入から見た貧困状態であり、いわゆる「相対的貧困」

(2) 関係性の貧困（見えにくい貧困）

所得などの金銭的な比較による貧困とは異なり、子どもであれば、誰もが享受すべき物や教育、経験、人とのつながりなどが恵まれていない状態（親の子どもに対する意識や関わり方、子どもの食事や家庭学習の習慣付けなどが不十分な状態など）

◆主要な調査結果

- ・相対的貧困にある家庭で育つ子どもの割合（子どもの貧困率）⇒ 11.9%（国より2ポイント低い※が、8人に1人の子どもが経済的貧困の家庭で育っている）
- ※ 国が調査した子どもの貧困率は、13.9%（7人に1人）

（出典：国民生活基礎調査（H27））

- ・「経済的貧困」の家庭の子どもは、「関係性の貧困」になりやすい傾向がある。
- ・「経済的貧困」でない家庭にも、「関係性の貧困」にある子どもが存在する。
- ・「関係性の貧困」にある子どもは、家庭の経済状況に関わらず「自己肯定感」（前向きな気持ちや考え方）が低い傾向がある。
- ・「関係性の貧困」は、親から子に連鎖する傾向にある。

（親自身の子どもの時代の「育てられ方」が、子どもの「育て方」に影響すると思われる）

⇒ これまでの「経済的貧困」対策の継続に加え、「関係性の貧困」を解消する対策を講じ、「貧困の連鎖防止」を強化する必要がある。



◆調査結果から導いた「貧困の連鎖防止」に係る課題

- ① 「経済的貧困」への支援
- ② 家庭学習の支援
- ③ 機会を提供する支援
- ④ 生活習慣に対する支援
- ⑤ 親への支援
- ⑥ 地域全体で見守る支援

子どもは、成長や発達、ライフステージごとに様々な体験や学びを積み重ね、いくつもの「獲得すべき力」を蓄積していく必要があります。

子どもの現在の「関係性の貧困」を解消し、将来の「貧困の連鎖」を予防するためには、特に、貧困状態にある子どもや子育て家庭の気持ちや心身の状態、親子関係や地域とのつながりなどの置かれた状況を把握しながら、家庭や学校、地域、行政など様々な主体が各々の役割を發揮し、「伴走型で重層的な見守りや支援」を行う必要があります。

4 国の動向・踏まえるべき関連計画等が求めること

【子育てに関する主な国の施策等】

○ 「ニッポン一億総活躍プラン（H28）」

～夢をつむぐ子育て支援『希望出生率1.8』の実現～

- ・保育の受け皿整備の一層の加速
- ・放課後児童クラブの追加的な受け皿整備
- ・放課後子ども教室との連携・一体実施
⇒ **子育てしやすい環境整備**
- ・幼児教育・保育の段階的無償化
- ・生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実や地域未来塾の拡充
⇒ **すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備**

○ 「少子化社会対策基本法」, 「少子化社会対策大綱（H27）」

～結婚, 妊娠, 子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～

- ・「子供・子育て支援新制度」の円滑な実施
- ・待機児童の解消
- ・「小1の壁」の打破
⇒ **子育て支援施策の一層の充実**
- ・経済的基盤の安定
- ・結婚に対する取組支援
⇒ **若い年齢での結婚・出産の希望の実現**
- ・子育て・保育・教育・住居などの負担軽減
- ・自治体, 企業, 公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進
⇒ **多子世帯へ一層の配慮**
- ・男性の意識・行動改革
- ・「ワーク・ライフ・バランス」・「女性の活躍」
⇒ **男女の働き方改革**

○ 「子ども・若者育成推進法」, 「子ども・若者育成支援推進大綱（H28）」

～全ての子供・若者が健やかに成長し, 自立・活躍できる社会を目指して～

- ・家庭における乳幼児期の基本的な生活習慣の形成支援
- ・子供・若者が自らの心・身体を健康を維持するための健康教育の推進
⇒ **全ての子供・若者の健やかな育成**
- ・教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用等の関係機関・団体の連携による, 困難を有する子ども・若者の支援を重層的に行う仕組みの構築（「子ども・若者支援地域協議会」の整備）
- ・家庭等に出向き相談・指導等を実施するアウトリーチ（訪問支援）の充実
⇒ **困難を有する子供・若者やその家族に対する支援**
- ・全ての就学児童の放課後等における体験・交流活動を行う活動拠点の充実

- ・企業を含む社会全体の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現
 - ⇒ **子供・若者の成長のための社会環境の整備**
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」, 「子供の貧困対策に関する大綱 (R1)」
 - ・全ての子供たちの現在から将来にわたる前向きな気持ちや夢や希望を持つことのできる社会の構築
 - ・子育てや貧困を家庭のみの責任とせず子供を第一に考え, 地域や社会全体で課題解決する適切かつ包括的な支援の早期実施
 - ⇒ **市町村における計画策定の努力義務化**
 - ⇒ **貧困の連鎖防止, 妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援, 支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮**
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」, 「再犯防止推進計画 (H29)」
 - ・再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務の明確化
 - ・施策の基本となる事項の定めによる総合的かつ計画的な施策の推進
 - ⇒ **市町村における計画策定の努力義務化**
- 「働き方改革実行計画」 (H29)
 - ⇒ **企業におけるワーク・ライフ・バランスの徹底**
- 「新しい経済政策パッケージ」 (H29)
 - ⇒ **幼児教育の無償化**
- 「生活困窮者自立支援法」 (H27)
 - ・子どもの学習支援や生活習慣づけ, 高校進学者の中退防止, 居場所づくりなど, 子どもと保護者の双方に対する支援
 - ⇒ **生活困窮世帯の子どもの学習支援**
- 「児童虐待の防止等に関する法律」の改正 (H30)
 - ⇒ 「親の体罰禁止」など**子どもの権利の尊重の強化**

【市の関連計画等】

- 「宇都宮市障がい者福祉プラン」 (H30)
 - ⇒ 障がい児及びその家族等への支援の充実
- 「障がい児サービス事業計画」 (H30)
 - ⇒ 障がい福祉サービスの提供体制の確保

- 「宇都宮市男女共同参画行動計画」(H30)
 - ⇒ 仕事と子育てや介護等との両立支援, 働きやすい職場環境整備に向けた支援

- 「子ども子育て支援事業計画」(H27, R1 改定)
 - ⇒ サービス事業量の確保

5 現行プランの評価（課題の導出）

現行プランの「実績評価」とともに、国の動向や本市の「子どもと家庭等に関する生活実態調査（以下、「実態調査」）」結果等を踏まえ、**現行プランの基本施策**ごとの課題を導きました。

【整理の視点】

- ・ 国の動向
- ・ 現行プランの施策体系ごとの「実績評価」
- ・ 「実態調査」結果 等

1. たくましい子どもの育ちと若者の自立を支援します

- **家庭環境に依らない教育機会の提供**
 - ・ 経済的な貧困の連鎖を未然に防止するため、引き続き、すべての子どもが家庭の経済状況に左右されない教育の機会均等などの推進が必要です。
- **健全育成環境の充実**
 - ・ 子どもや若者が身近な地域で多世代との交流や様々な体験ができるよう、引き続き、社会環境の変化や市民ニーズを踏まえた居場所づくりや地域活動の支援など、健全育成環境の充実が必要です。
- **機会を提供する支援**
 - ・ 子どもがスポーツや芸術・文化などのやりたいことができるようになり、人とのつながりや体験・経験の機会を得て、機会を提供する支援が必要です。
- **若者の更生に向けた支援の推進**
 - ・ 引き続き、罪を犯した若者の更生に向けた支援の推進が必要です。
- **引きこもりなどの困難を抱える若者の居場所づくり**
 - ・ 引きこもり等の若者について、現在、把握することが困難であることから、自宅以外で安心して過ごすことのできる居場所づくりを進める必要があります。

2. 子どもの心豊かで健やかな成長を支援します

- **在家庭支援の充実**
 - ・ 未就園児には、発達や健康の問題を抱えた子どもの割合が多いことや、養育している家庭は低所得や多子、外国籍など社会経済的に困難を抱えやすい家庭の割合が多いことから、在家庭支援の充実が必要です。
- **健康（生活習慣）に対する支援**
 - ・ 子どもの食習慣などの生活習慣の乱れが将来の健康問題を引き起こす傾向が強いことから、子どもの健康に対する支援が必要です。
- **相談支援体制の充実や効果的な情報発信**
 - ・ 出産や子育ての不安や身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、より安心して子育てができるよう、引き続き、身近なところでの子育ての相談支援体制の充実及び効果的な情報の発信が必要です。

3. 障がいのある子どもの健やかな発達を支援します

- 医療的ケア児の保護者に対する支援の充実
 - ・ 医療的ケア児に対する支援は一定充実が図られている一方で、その親自身に対する支援（休息時間の確保等）などが十分でないことから、負担を軽減できる支援体制等の充実が必要です。
- 発達障がい児・医療的ケア児の受け入れ環境の整備，地域共生社会の実現に向けた理解の促進
 - ・ 今後も発達支援児や医療的ケア児に対する支援の充実が求められていることから、受け入れ環境の整備や理解の促進が必要です。

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会の実現に向けた「働き方改革」を推進します

- 働きやすい環境づくり
 - ・ 子育て家庭の仕事と家庭生活の両立に向け、企業における働きやすい職場環境づくりを促進するため、引き続き、育児休暇制度等の周知徹底や取得促進に向けた企業への働きかけが必要です。
- ワーク・ライフ・バランスの実現
 - ・ 子育て家庭の仕事と家庭生活の調和のため、引き続き、働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進が必要です。
- 結婚の希望を叶える支援
 - ・ 若者の結婚の希望等を叶える支援が必要です。

5. すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスを充実します

- 需要に応じた保育サービス量の確保
 - ・ 子育てと仕事の両立のため、引き続き、地域の需要に応じた保育サービス量を効果的に確保することによる年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現に向けた取組が必要です。
- 保育サービスの質の向上及び多様な保育ニーズにこたえる保育サービスの充実
 - ・ 子どもの健やかな発達や健康のため、引き続き、保育サービスの質の向上に向けた取組の推進及び就労実態や家庭の状況など利便性に配慮するため、引き続き、保育サービスの充実が必要です。

6. 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実します

- 安心して妊娠・出産できる環境づくり
 - ・ 妊娠・出産に対する心理的・体力的負担を減らし、安心して子どもを産み育てるため、引き続き、妊娠初期の健康管理から産後のケアまでのきめ細やかな健康支援の推進が必要です。
- 不妊に悩む夫婦に対する支援
 - ・ 子どもを望み不妊に悩む夫婦に対して、希望が叶うよう、引き続き、心理的・経済的な支援が必要です。

7. ひとり親家庭等の自立に向けた支援を充実します

- ひとり親家庭等の生活・就労支援
 - ・ ひとり親家庭の生活基盤の安定のための就労支援の充実や仕事と子育ての両立のための子育てや生活面での支援の更なる充実が必要です。
- 家庭環境に依らない教育機会の提供（再掲）
 - ・ 経済的な貧困の連鎖を未然に防止するため、引き続き、すべての子どもが家庭の経済状況に左右されない教育の機会均等などの推進が必要です。

8. 家庭や地域の養育力の向上を支援します

- 子どもの権利を尊重する環境づくり
 - ・ 引き続き、子どもの権利を尊重する意識づくりが必要です。
- 地域全体で子どもを見守る支援など親への支援
 - ・ 児童虐待などの関係性の貧困の未然防止・早期発見のため、地域全体で見守る支援体制の充実や親が子どもに関心を持ち、愛情を与えることができるよう親の意識を変える支援の推進が必要です。
- 健康（生活習慣）に対する支援（再掲）、家庭学習の支援
 - ・ 食習慣などについて望ましい生活習慣を整える支援や、家庭学習の習慣付けを行う支援などについて体制を充実することが必要です。

6 課題の整理（重点的に取り組むべき課題の抽出）

国の動向とともに、現行プランの「実績評価」や「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」の結果等を踏まえた上で、**現行プランの体系**ごとに導いた課題について、「継続的に取り組む課題」と「新たな視点で対応を強化すべき課題」とに整理しました。

1 たくましい子どもの育ちと若者の自立を支援します

- ・ **家庭環境に依らない教育機会の提供**
- ・ 健全育成環境の充実
- ・ **体験機会への支援**
- ・ 若者の更生に向けた支援の推進
- ・ **引きこもりなどの困難を抱える若者の居場所づくり**

2 子どもの心豊かで健やかな成長を支援します

- ・ **在家庭支援の充実**
- ・ **健康（生活習慣）に対する支援**
- ・ 相談支援体制の充実や効果的な情報発信

3 障がいのある子どもの健やかな発達を支援します

- ・ **医療的ケア児の保護者に対する支援の充実**
- ・ **発達障がい児・医療的ケア児の受け入れ環境の整備**
- ・ **地域共生社会の実現に向けた理解の促進**

4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会の実現に向けた「働き方改革」を推進します

- ・ 働きやすい環境づくり
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現
- ・ 結婚の希望を叶える支援

5 すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスを充実します

- ・ 需要に応じた保育サービス量の確保
- ・ 保育サービスの質の向上
- ・ 多様な保育ニーズにこたえる保育サービスの充実

6 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実します

- ・ 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- ・ 不妊に悩む夫婦に対する支援

7 ひとり親家庭等の自立に向けた支援を充実します

- ・ ひとり親家庭等の生活支援
- ・ ひとり親家庭等の就労支援
- ・ **家庭環境に依らない教育機会の提供（再掲）**

8 家庭や地域における養育力の向上を支援します

- ・ **子どもの権利を尊重する環境づくり**
- ・ **地域全体で子どもを見守る支援**
- ・ **親への支援**
- ・ **健康（生活習慣）に対する支援（再掲）**
- ・ **家庭学習の支援**

継続的に取り組む主な課題

- ・ **子どもの権利尊重**
- ・ **希望する教育を受けられる支援**
- ・ **結婚の希望をかなえる支援**
- ・ **安心して妊娠・出産できる支援**
- ・ **「経済的貧困」への支援**
- ・ **ひとり親や多子世帯など困難を抱える家庭への支援**
- ・ **教育・保育サービスの充実**
- ・ **仕事と生活を調和する社会づくり**

「新たな視点」で対応を強化すべき課題

- ア) **貧困の連鎖防止**
（「関係性の貧困」解消策の強化）
 - ・ 家庭学習の支援
 - ・ 体験機会への支援
 - ・ 生活習慣に対する支援
 - ・ 親への支援
 - ・ 地域全体で見守る支援
- イ) 医療的ケア児や引きこもりなど
「支援が届きにくい子ども・家庭」への支援の充実
- ウ) **児童虐待の未然防止・重篤化の抑制**

7 課題解決に向けた「プラン改定の視点」と「基本理念」

「継続的に取り組む課題」とともに、「新たな視点で対応を強化すべき課題」を踏まえた新たなプランの「基本理念」を掲げ、「子育て」・「子育て」の未来都市うつのみやを目指します。

基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、
夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、
すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる
「子育て」・「子育て」の未来都市うつのみやを目指します。



第3章 基本理念と基本目標

1 「基本理念」と「目標指標」

課題解決に向けた「プラン改定の視点」（「継続的視点」と「新たな視点」）を踏まえて掲げた、「基本理念」の達成状況をはかる指標を、プラン全体の「成果指標」として、「希望出生率」を設定し、計画期間において1.72以上を目指します。

基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、
夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、
すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる
「子育て」・「子育て」の未来都市うつのみやを目指します。

＜目標指標＞

・「希望出生率」

現状（H25）：1.72 ⇒ 目標（R11）：1.72以上を目指す

＜参考＞まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（H26.12.27閣議決定）（抜粋）

若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、我が国の出生率は1.8程度の水準まで向上することが見込まれる。この希望が実現した場合の出生率（国民希望出生率）＝1.8は、OECD諸国の半数近くの国が実現している水準である。（中略）我が国においてまず目指すべきは、若い世代の結婚・子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることである。

もとより、結婚や出産はあくまでも個人の自由な決定に基づくものであり、個々人の決定にプレッシャーを与えるようなことがあってはならない。

【参考】本市の希望出生率

※国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の国民希望出生率の算定式に準拠して算出

（①既婚者の割合×②予定する子どもの数 + ③未婚者の割合×④結婚希望割合×⑤未婚者の希望する子どもの数） × ⑥離別等の影響

= (0.479×1.82+0.521×0.859×2.15)×0.938

= **希望出生率 1.72**

①～⑤：「市民の出産・子育てに関する意識や希望の調査」結果

① 20～34歳女性の既婚者の割合

② 20～49歳既婚女性の予定子ども人数の平均値

③ 20～34歳女性の未婚者の割合

④ 20～34歳未婚女性の結婚希望有りとの回答者の割合

⑤ 20～34歳未婚女性（結婚希望有り）の理想の子ども人数の平均値

⑥：国立社会保障・人口問題研究所設定係数

2 「理想像」と「基本目標」

「基本理念」が実現された姿の「理想像」について、市民に分かりやすい視点として、「子ども・若者」、「子育て家庭」、「地域・企業」の視点で描き、この「理想像」を実現するための目標として「基本目標」を設定します。

基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができる「子育て」・「子育て」の未来都市うつのみやを目指します。

基本理念が実現された姿（理想像）

【子ども・若者】の視点

- ・ 年齢や発達に応じて、ふさわしい環境で養育されています。
- ・ 自主的・主体的に活動し、心身ともに健やかに育っています。

【子育て家庭（親・保護者）】の視点

- ・ 結婚や家庭・子どもを持つことに夢や希望を描いています。
- ・ 妊娠・出産の精神・身体・経済的負担などが軽減され、安心して子どもを産み育てています。

【地域・企業】の視点

- ・ 年齢や発達の程度に応じて、子どもの権利を尊重できる社会環境が整っています。
- ・ 地域社会全体で、すべての子どもや子育て家庭が夢や希望を持って安心して暮らすことができるよう、支えあっています。

基本目標

基本目標Ⅰ

【子ども・若者】
子どもや若者が心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現

基本目標Ⅱ

【子育て家庭】
結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

基本目標Ⅲ

【地域・企業】
地域全体ですべての子どもや若者、子育て家庭を支えあう社会の実現

3 「目標指標」

「基本目標」ごとの「目標指標」として、市民の客観的な指標となる「市民満足度」、「成果指標」の双方に目標値を掲げ、市民にも分かりやすく進捗や達成状況を進行管理していきます。

基本目標Ⅰ

【対象：子ども・若者】

子どもや若者が心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現

《目標指標》

- 「子ども・若者の健全育成環境の充実」に対する市民満足度

H30	⇒	R6
33.3%	(+6.0ポイント)	39.3%

- 青少年総合相談の受付において、支援につなぎ、支援が開始されるなど、相談が完結した人数

H30	⇒	R6
年間 39 人	(+18 人)	年間 57 人

基本目標Ⅱ

【対象：子育て家庭】

結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

《目標指標》

- 「子育て支援の充実」に対する市民満足度

H30	⇒	R6
29.9%	(+4.8ポイント)	34.7%

- 3月1日現在の待機児童数

H30	⇒	R6
102 人	(各年 0 人)	0 人

基本目標Ⅲ

【対象：地域・企業】

地域全体ですべての子どもや若者、子育て家庭を支えあう社会の実現

《目標指標》

- 「子どもを守り育てる支援の充実」に対する市民満足度

H30	⇒	R6
26.1%	(+9.0ポイント)	35.1%

- ファミリーサポートセンター延べ利用人数

H30	⇒	R6
13,580 人	(+6,600 人)	20,180 人

第4章 基本施策の推進

基本目標

基本施策 / 施策の方向

基本目標Ⅰ

子どもや若者が
心身ともに健全で
夢や希望を持って
成長できる
社会の実現

1. 子どもの心豊かで健やかな成長の支援

- (1)乳幼児期の成長や家庭の状況に応じた支援の充実
- (2)学童期や思春期における将来を見据えた健康づくりの支援

2. たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援

- (1)子どもの健全育成環境の充実
- (2)子どもの学びの支援や教育の機会均等などの推進
- (3)若者の社会的自立に向けた支援の充実

3. 個別配慮が必要な子どもの健やかな発達の支援

- (1)将来の自立に向けた適切かつ早期の支援の推進
- (2)身近な地域における支援の推進
- (3)成長段階に応じた一貫した切れ目ない支援の推進
- (4)社会全体の理解促進を図る支援の充実

基本目標Ⅱ

結婚・妊娠・出産や
子育ての希望が
かなえられる
社会の実現

4. 仕事と生活が調和した社会づくりの推進

- (1)企業等における働きやすい職場環境づくりの促進
- (2)働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進
- (3)結婚の希望をかなえる支援の充実

5. 安心して妊娠・出産できる支援の充実

- (1)妊娠に関する正しい知識の普及啓発
- (2)子どもを持ちたいと願う夫婦への支援
- (3)妊娠初期から産後までの健康管理や相談支援の推進

6. すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスの充実

- (1)年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現
- (2)教育・保育サービスの質の向上に対する取組の推進
- (3)子育て家庭の多様なニーズに応える教育・保育サービスの充実

7. ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実

- (1)生活基盤を安定させる就労支援の充実
- (2)安心して子育て・仕事ができる支援の充実
- (3)ひとり親家庭等の自立に向けた相談体制の充実

基本目標Ⅲ

地域全体ですべての
子どもや若者、
子育て家庭を
支えあう社会の実現

8. 家庭や地域の養育力を向上するための支援の充実

- (1)地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える支援の充実
- (2)身近な相談支援体制の充実及び効果的な情報発信
- (3)家庭における養育力の向上
- (4)子どもの安全を守る取組の推進

9. 家庭に寄り添う支援による児童虐待の防止

- (1)児童虐待の発生予防
- (2)児童虐待の重篤化の抑制

10. 子どもの権利を尊重する意識づくりの推進

- (1)子どもの権利についての意識醸成

基本施策 1

子どもの心豊かで健やかな成長の支援

- (1) 乳幼児期の成長や家庭の状況に応じた支援の充実
- (2) 学童期や思春期における将来を見据えた健康づくりの支援

◆ 現状・課題

乳幼児期における健康診査や予防接種など本人への支援に加え、妊産婦に対する相談体制の整備や子どもの医療費助成など保護者への支援の充実が必要です。

また、食習慣などの生活習慣の乱れは将来の健康問題を引き起こす大きな要因となり得ることから、子どもの健康に対する支援が必要です。

◆ 取組の基本方向

子どもの心豊かで健やかな成長を支援するため、乳幼児や家族の状況に応じた保健指導や子育てに関する情報提供を行う『こんにちは赤ちゃん事業』や、養育支援が必要な家庭に保健師などが訪問し、専門的相談支援や育児・家事援助などを行う『養育支援訪問事業』、学校給食における食事マナーの指導や学校と家庭で取り組む「お弁当の日」などの「学校における食育」及び子どもの頃から食習慣を身に付け生活習慣病予防などを行う「家庭・地域における食育」による『食育の推進』などに、重点的に取り組んでいきます。

◆ 基本施策目標

子どもの成長や家庭の状況に応じた、健康づくりなど様々な支援が充実し、すべての子どもが心身ともに健やかに成長しています。

<目標>

指 標	平成 30 年度	令和 6 年度
「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問面接率	92.8%	100%
幼児健康診査の受診率	96.4%	100%
毎日、朝ご飯を食べている 児童生徒の割合	小学校 6 年生：94.7% 中学校 3 年生：93.2%	100%

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(1) 乳幼児期の成長や家庭の状況に応じた支援の充実

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	こんにちは赤ちゃん事業	生後 4 か月までの全乳児とその家族を対象に、個々の状況に合わせた保健指導や子育てに関する情報を提供する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施することにより、安心して子育てできるよう支援します。	子ども家庭課
重点	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査を実施し、病気の早期発見・早期治療を促進するとともに、保護者に対して育児に関する助言・相談を行い、子どもの健康づくりを支援します。	子ども家庭課
新規	未就園児全戸訪問事業の検討	保育所等に所属しておらず、行政の関わりの少ない子育て家庭に対し、未就園児への適切な養育環境を整えるため、家庭訪問等により養育状況を確認し、必要な支援やサービスの早期導入を行います。	子ども家庭課
新規	新生児聴覚検査	先天性の聴覚障害を早期に発見し、早期療育につなげるため、医療機関に委託し、聴覚検査を実施します。	子ども家庭課
	養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業等から情報提供を受け、養育支援が特に必要な家庭に保健師などが訪問し、専門的相談支援、育児・家事援助を実施します。	子ども家庭課
	子どものむし歯予防事業	う歯が急増する幼児期に、2歳5か月児歯科健康診査やフッ化物塗布などを実施、う歯および口腔内の疾患等の早期発見並びに予防を図り、むし歯のない幼児の割合を増やします。	子ども家庭課
	保育所等における食育の推進	乳幼児期から正しい食事の取り方や望ましい食習慣を定着させるため、認定こども園や保育所等において、栽培や調理体験、食事などを通して、楽しく食べる子どもを育み、健全な心と体を養い、人間性豊かに育つ環境づくりに努めます。	保育課
	予防接種の実施	感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づき、定期の予防接種を実施します。また、法に基づかない任意の予防接種につきましては、ワクチンの安全性・有効性の検証等、国の動向などを踏まえながら助成のあり方を検討します。	保健所保健予防課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

	こども医療費助成	健康保険が適用になる治療を受けた際に生じる医療費（自己負担分）を助成し、病気の早期発見・早期治療を促し、子どもの健康増進や子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子ども家庭課
	小児救急医療体制の確保	小児の救急医療体制を確保するため、初期救急医療体制として、市夜間休日救急診療所に設置した小児科を運営するとともに、二次救急医療体制として、二次救急医療を担う3つの救急告示医療機関に対する運営の支援等を行います。	保健所総務課
	すこやか訪問事業（乳幼児健診未受診児訪問）	母子の心身の状況や養育環境などの把握及び適切な養育支援による児童虐待予防のため、個別家庭訪問により、母子の心身の状況及び家庭状況等を把握し、必要な保健指導を実施します。	子ども家庭課
	先天性股関節脱臼検診	先天性股関節脱臼の早期発見のため、医療機関に委託し、股関節開排制限検査及び大腿骨骨頂の位置の検査を実施します。	子ども家庭課
	幼児の肥満予防のための食育の推進	学齢期以降の肥満及び将来の生活習慣病発症の予防のため、適切な食生活に関する講話を実施します。	子ども家庭課
再掲 (P. 61)	妊産婦・子どもの健康・育児に関する一般健康相談	妊娠・出産に関する様々な健康問題や悩みに対して、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう、一般健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。	子ども家庭課
再掲 (P. 62)	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズの把握に努め、専門的な知見を生かした総合的相談支援の推進のため、ワンストップ拠点により妊産婦等の状況を把握し、適切な情報提供、訪問相談等を実施し、必要なサービスを円滑に利用できるように支援します。	子ども家庭課
再掲 (P. 62)	母子保健に関する健康教育	育児に関する正しい情報提供による育児不安の軽減及び虐待の予防のため、子どもの発育発達・栄養・運動・子育て支援に関する講話や体験学習、情報提供を実施します。	子ども家庭課
再掲 (P. 62)	妊産婦・乳幼児の保護者等への訪問指導	妊産婦・乳幼児とその保護への保健指導や支援による疾病予防や健康増進、育児不安の軽減のため、家庭訪問による、個々の健康状態や生活状況に応じた保健指導や支援を実施します。	子ども家庭課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

再掲 (P. 77)	妊産婦・乳幼児の保護者等を対象とした栄養相談	栄養に関する指導・助言による疾病予防や望ましい食習慣の改善のため、個別に、栄養に関する相談を実施します。(栄養士による個別の栄養相談：予約制)	子ども家庭課
---------------	------------------------	---	--------

(2) 学童期や思春期における将来を見据えた健康づくりの支援

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	学校教育における食育の推進	<p>【食に関する指導の推進】</p> <p>「食に関する指導年間指導計画」の作成・活用，学校栄養士による授業の参画など，家庭科や保健体育科等，各教科における指導はもとより，学校教育活動全体を通して，食育の充実を図ります。また，食事マナーなど給食指導の実施，食文化の継承など，学校給食を食育の生きた教材として活用し，食育の充実を図ります。</p> <p>【家庭や地域等との連携による食育の推進】</p> <p>学校と家庭が一体となって取り組む「お弁当の日」や，専門の知識や技能をもつ人材を活用した食育講演会・出前授業など，学校と家庭や地域等が連携した取組をすることにより，食育の充実を図ります。</p> <p>【食育のための体制・環境づくり】</p> <p>食育を円滑に推進するために必要な体制や環境を整えます。</p>	学校健康課
	体力向上に関する指導の充実	本市立小中学校児童生徒の体力を向上させるために，「宇都宮市学校健康教育推進計画（うつのみや元気っ子プロジェクト）」を推進します。	学校健康課
	薬物乱用防止啓発事業	薬物乱用を未然に防止するため，関係機関と連携した啓発活動や出張教室の実施などにより，正しい知識の普及啓発を推進します。	保健所総務課
	喫煙防止普及啓発事業	未成年者が，喫煙が健康に及ぼす影響について正しい知識を身に付けることができるよう，知識の普及啓発を図ります。	保健所健康増進課
	アルコールに関する健康教育	未成年者の飲酒防止を目的に，小学校や中学校，地域のイベントなどを通じてアルコールに関する正しい知識の普及啓発を行います。	保健所保健予防課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

若い世代における食育の推進	高校・大学と連携し、食育出前講座や食育啓発イベントを通して、望ましい食習慣を身に付けられるよう食育の普及啓発を推進します。	保健所健康増進課
性と健康に関する思春期の健康教育	思春期（学童期を含む。）の若者を対象とし、性と健康に関する正しい知識や情報を提供することで、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てます。	子ども家庭課
性教育サポート事業	中学校に産婦人科医師を派遣し、専門的立場から性感染症の現状や心身への影響等についての講演会等を実施し、生命尊重の考え方に基づく性に関する指導の充実を図ります。	学校健康課
エイズ・性感染症予防の普及啓発及び検査相談事業	エイズ及び性感染症の予防について正しい知識の普及啓発を図ります。 また、検査・相談機会の一層の充実を図り、感染の早期発見・早期治療及び二次感染の防止を推進し、まん延を防止します。	保健所保健予防課
デートDV防止のための啓発	若者のデートDV防止のため、学校等との連携を強化し、デートDV防止啓発パンフレットを全中学校へ配布するとともに、より多くの学校等で継続的に生徒にデートDV防止出前講座などを実施するなど、啓発を行います。	男女共同参画課
学校保健の推進	児童・生徒の健康の保持増進を図るための関係機関との連携・協力体制の強化のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会との打合せを行います。	学校健康課
歯の健康教室	子どもの歯・口腔の健康づくりに取り組める能力・態度の育成のため、学校歯科医・歯科衛生士による歯のブラッシング指導を実施します。	学校健康課

基本施策2

たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援

- (1) 子どもの健全育成環境の充実
- (2) 子どもの学びの支援や教育の機会均等などの推進
- (3) 若者の社会的自立に向けた支援の充実

◆ 現状・課題

経済的な貧困の連鎖を未然に防止することや、子どもや若者が身近な地域で多世代との交流や様々な体験ができるような居場所づくりや地域活動の支援の充実が必要です。

また、引きこもり等の若者については、相談窓口等への相談件数等を見ると多くが世間から認知されていないことは明らかであるものの、その全体把握することは困難な状態であり、察知方法等の工夫が必要です。

◆ 取組の基本方向

たくましい子どもの育ちと若者の自立を支援するため、地域と学校等が連携した放課後の居場所づくりや勉強・交流活動など地域ぐるみの子育て環境づくりを行う『宮っこステーション事業（放課後子ども教室）』や、発達の段階に即したカリキュラム指導とともに中学進学時のいじめ・不登校を解消する全小中学校における『小中一貫教育の推進』、地域の人材や団体等の協力による自然、文化、伝統などの教育資源を有効活用した『地域学校園の推進』、引きこもりなど様々な問題を抱える青少年と家族に対し、専門知識・経験を有する相談員が対応し、個々の状況に応じた適切な支援につなぐ『青少年の総合相談事業（青少年自立支援センター「ふらっぷ」）』などに、重点的に取り組んでいきます。

◆ 基本施策目標

子どもの健全育成環境や若者の自立支援が充実するとともに、教育の機会均等が図られ、たくましい子どもや自立した若者が育まれています。

<目標>

指 標	平成 30 年度	令和 6 年度
「宮っ子ステーション事業」のうち、 「放課後子ども教室事業」と 「子どもの家・留守家庭児童会事業」を 一体的に実施している校区数（※）	52 校区	65 校区
放課後子ども教室の実施校数	53 校区	全小学校区
学校が小中一貫教育、地域学校園に 取り組んでいると思う保護者の割合	87.6%	93.0%
新規に相談に繋がった引きこもりに関する 相談人数	25 人	43 人
将来の進路や職業に希望を持って学習している 中 3 生徒の割合	83.1%	87.3%

※ すべての児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室事業と子どもの家等事業を学校の余裕教室等の一時借用など学校敷地内で一体的に実施できる環境を整備するとともに、両事業を1つの運営組織が運営、実施するなど活動プログラムの企画段階からの両事業の連携を図れる体制を整えます。

また、障がいのある子どもや虐待など、特別な配慮が必要な児童へ適切に対応するため、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況を十分に把握し、専門機関等と連携・相談できる体制を整えます。

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(1) 子どもの健全育成環境の充実

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	宮っ子ステーション事業（放課後子ども教室事業）	すべての児童の放課後の健やかな育成を図るため、地域、学校等と連携して放課後における児童の安全安心な居場所を設けるとともに、勉強やスポーツ、文化活動、交流活動などの様々な活動を通して地域ぐるみで子育てを行い、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行います。	生涯学習課
	中高生と乳幼児のふれあい交流事業	多感期である中高生が、子育てサロンや保育所において、乳幼児と直接ふれあう事業を通じ、関わり方を学び小さい子どもを慈しむ気持ちを育てます。	保育課
	青少年の居場所づくり事業	家庭や学校ではない地域において、青少年が気軽に集まることができ、異世代・異年齢の交流を通じて青少年の社会性や自主性を養うことを目的として、地域が主体となって設置運営する「青少年の居場所」の事業費の一部を宇都宮市青少年育成市民会議を通じて支援します。	子ども未来課
	宮っこの誓い活用促進事業	「宮っ子の誓いカード」の配付や「宮っ子の誓い大使」の認定等の取組を推進し、子どもが自ら守ることができる行動規範「宮っ子の誓い」の活用促進を図ることで、心豊かでたくましく生きる「宮っ子」を育みます。	教育企画課
	高校生の本や読書に関する情報交換・発信事業	高校生への読書情報紙の発行、南図書館を中心とした高校生への図書館事業の充実などを通じ、読書離れが指摘される高校生への読書支援を充実します。	生涯学習課（図書館）
	青少年活動センターの運営	市内全域の青少年を対象として、自主的な活動及び同世代・異世代の交流の機会を提供することにより、青少年の健全育成の推進を図ります。	子ども未来課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

	<p>ゆうあいひろばの運営</p>	<p>大型遊具や読み聞かせ、工作などの遊びを通してあらゆる世代の人々との交流を深めることにより、心豊かでたくましく生きることが出来る人づくりを目指すとともに、保護者の育児に対する心理的及び肉体的負担を軽減するための「一時預かり保育」や、会員間で行う相互援助活動を支援するための「ファミリーサポートセンター事業」（基本施策8(1), P74 参照）を提供します。</p>	<p>子ども未来課</p>
	<p>児童遊園（あそぼの家）の運営</p>	<p>市内全域の児童を対象として、健康を増進し、自主性、社会性、創造性を育み、情操を豊かにするとともに、「あそぼの家」については、幼児や小学校低学年の児童への遊びの指導や保護者の交流の促進を図ります。</p>	<p>子ども未来課</p>
	<p>児童館の運営 （田原児童館） （岡本児童館） （白沢児童館）</p>	<p>河内地区特有の施設として、乳幼児から18歳未満のすべての子どもに対して、一貫して安全かつ健全な遊び場を提供することで、健康を増進し、情操を豊かにするとともに、異年齢間の児童が集団で遊ぶことにより、幼少期から社会性を身につけた健全な児童の育成を図ります。</p>	<p>子ども未来課</p>
	<p>宇都宮ジュニア未来議会の開催</p>	<p>青少年の市民としての自覚やまちづくりへの関心の醸成及び自主性・社会性を醸成することができるよう、中高生が市政などについて学んで質問や提案を作成し、実際の議場において市長と答弁を行うジュニア未来議会を開催するとともに、提案実現にジュニア議員が関われるものについては参画していく場を提供します。</p>	<p>子ども未来課 （教育委員会） （議会事務局）</p>
	<p>宇都宮市青少年賞表彰等の実施</p>	<p>次代を担う青少年の健全育成を推進するため、人とのふれあいを大切にするなど、継続的に取り組んでいる青少年を表彰することで、自ら主体的に取り組む青少年のさらなる意識の醸成を図ります。</p> <p>また、青少年の健全育成に貢献・尽力いただいている育成指導者や事業者を称え、青少年健全育成活動を促進します。</p>	<p>子ども未来課</p>
	<p>うつのみやこども賞事業</p>	<p>子どもの読書活動を啓発するため、日本人の作者による新作児童文学を対象に、市内の小学5,6年生公募委員が、その年一番友達に薦めたい本を選び、賞を授与する事業を実施します。</p>	<p>生涯学習課（図書館）</p>

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(2) 子どもの学びの支援や教育の機会均等などの推進

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	「小中一貫教育・地域学校園」の推進	本市全ての児童生徒の学力向上と学校生活適応を図る「小中一貫教育」を全小中学校で実施し、小中一貫教育カリキュラムに基づく発達の段階に即した指導や、中学校進学時のいじめ・不登校解消の取組を充実します。 また、中学校を核に設置した「地域学校園」において、地域の自然、文化、伝統などの高い価値をもつ教育資源を有効に生かすとともに、地域人材、団体等の協力、参画を得ながら、学校教育の支援の充実を図ることにより、学校が地域と一体となって子どもを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。	学校教育課
重点 新規	子どもの体験・経験機会充実のための支援	子どもの体験・経験機会の充実のための支援を検討します。	子ども未来課
	幼保小連携による交流事業	幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、幼・保・小の教職員間の共通理解のもと、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図り、子どもの豊かな育ちを目指します。	学校教育課
	少人数指導・習熟度別学習の推進	習熟度別学習やティームティーチングなど少人数による学習指導を行うことにより、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させ、学力の向上を図ります。	学校教育課
	奨学金貸付事業	経済的な理由により高校、大学、大学院等に修学が困難な者に対する奨学金や高校、大学、大学院等に入学する者の保護者に対する入学一時金について、無利子で貸付を行い、教育の機会均等を図っていきます。	教育企画課
	就学援助事業	経済的理由で小中学校に通う子どもの学用品や学校給食の支払が困難な世帯に対し、その一部を援助して、教育の機会均等を図っていきます。	学校管理課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

	生活困窮世帯等への学習支援事業	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生に対して、個々の学力に応じた学習指導等を行い学習意欲や学力の向上を図ることにより、中学生の高校等への進学を促進します。また、高校進学後も安心して学習することができる環境をつくることにより、卒業後は自立した生活が送れるよう、中退防止に向けた支援を行います。	生活福祉第2課
	スクールソーシャルワーカー活用事業	貧困など児童生徒の家庭環境を背景とした様々な問題に対して、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と福祉の関係機関等を繋ぐことにより、連携して問題の解決に当たることができるよう、支援します。	学校教育課
再掲 (P. 70)	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の技能習得資金や、児童の修学に係る費用等を無利子または低利で貸付けを行うことにより、ひとり親家庭等の経済的な自立や児童の就学の機会の確保を図ります。	子ども家庭課

(3) 若者の社会的自立に向けた支援の充実

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	青少年の総合相談事業	専門の知識や経験を有する相談員が、ニート・ひきこもりに関する問題や非行・不良行為等に関する問題に関する青少年本人や保護者からの相談に応じるとともに、関係機関などと連携しながら社会的自立に向けた継続性のある支援を行います。	子ども未来課 (青少年自立支援センター)
重点 新規	ひきこもり本人・家族の居場所づくり事業に対する支援	ひきこもりに悩む本人や家族の社会的孤立を防ぎ、福祉や就労など必要な支援につながるよう、同様の境遇にある他者とのふれあいや交流などを通じ、安心と共感を育む居場所づくり事業を支援します。	子ども未来課 (青少年自立支援センター)
重点	キャリア教育の充実	児童生徒が、将来に対する夢や希望を持ち、自らの生き方を考えながら、主体的に進路を選択できる力を身に付けられるよう、望ましい勤労観や職業観を育成します。そのため、中学2年生全員が行っている社会体験学習「宮っ子チャレンジウィーク」を継続実施するとともに、全小中学校での「宮・未来キャリア教育」の推進を通して、キャリア教育の充実を図ります。	学校教育課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

新規	将来の市内就職促進事業	大学などに進学する高校生を対象に、将来、市内企業への就職を選択してもらえるよう、市内企業の存在や魅力、大学での学び、仕事と学びのつながりについての理解促進を図ります。	商工振興課
	職業体験キツザみや	児童（小学4年生以上）が、「宮っこフェスタ（基本施策8(1)P75参照）」において実店舗で実施される職業体験活動を通して、商店街の方々や多くの市民とふれあい、社会性の向上を目指すとともに、働くことの大切さや尊さなどを実感することで将来の自己のあり方を見つめるきっかけとなるよう体験活動の機会を提供します。	子ども未来課
	若者自立支援合同相談会	自立に困難を抱える青少年一人ひとりが、ニーズに合った支援を受けられるよう、若年無業者への支援を行っている機関・団体を一堂に会し、それぞれの取組の紹介を行うほか、個別の相談会を開催します。	子ども未来課 （青少年自立支援センター）
	就職支援セミナーの開催	求職者を対象とした、就職活動に必要な知識とスキルを習得するための講座を開催します。	商工振興課
	就職相談の開催	就職の悩みを聴くほか、求職者等が自らの適性や能力、経験などに応じて職業生活を設計し、効果的に職業選択や能力開発ができるよう、個別相談やアドバイスをを行います。	商工振興課
	就職困難者雇用奨励制度の推進	就職が困難な求職者（若年者、中高年齢者、障がい者、母子家庭の母、父子家庭の父など）を雇用した中小企業事業者に雇用奨励金を支給することにより、就職困難者の雇用促進を図ります。	商工振興課
	母子・父子自立支援員等による生活・就業等相談	ハローワーク等の関係機関と連携し、ひとり親家庭の就労情報の提供や、仕事と子育ての両立を図るため、ひとり親家庭が利用できるサービス全般の情報提供や案内など、ひとり親家庭の個々の状況に応じた相談・支援を実施します。	子ども家庭課
	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親や子の高等学校卒業程度認定試験の対象講座受講費用の一部を、受講修了時給付金、合格時給付金として給付します。	子ども家庭課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

	非行防止講演会の開催	青少年の非行を未然に防止するため、健全育成を阻害する恐れのある行為及び環境から青少年を守り、非行のない明るい社会を目指して広く市民に啓発するため、非行防止講演会を開催します。	子ども未来課 （青少年自立支援センター）
	子ども・若者支援地域協議会の運営	教育・福祉・保健・民間団体等で構成された団体との連携により、自立に困難を抱える青少年に対し、総合的な支援を効果的かつ円滑に実施するとともに、支援に関する調査や研修、広報啓発活動等を行います。	子ども未来課 （青少年自立支援センター）

基本施策3

個別配慮が必要な子どもの健やかな発達の支援

- (1) 将来の自立に向けた適切かつ早期の支援の推進
- (2) 身近な地域における支援の推進
- (3) 成長段階に応じた一貫した切れ目ない支援の推進
- (4) 社会全体の理解促進を図る支援の充実

◆ 現状・課題

発達支援児や医療的ケア児に対する支援の充実が図られている一方で、その保護者自身に対する支援などが十分でないことから、保護者の育児の負担を軽減できる支援体制等の充実が必要であるとともに、社会全体としての発達支援児や医療的ケア児への理解の促進や受け入れ環境の整備が必要です。

◆ 取組の基本方向

個別配慮が必要な子どもの健やかな発達を支援するため、遊びを通して個々の児童に応じた早期の療育支援とともに保護者の不安軽減と受容を促す『早期療育支援事業（カンガルー教室）』や、重度の障がいや医療的ケアなどの理由で外出が困難な児童の家庭を保育士等が訪問し遊びを通して発達を促す『居宅訪問型発達支援』、医療・保健・福祉・教育就労などの関係機関が連携し、障がいや発達の遅れを伴う児童のライフステージや個々の特性に応じた一貫した支援を提供する『発達支援ネットワーク推進事業』などに、重点的に取り組んでいきます。

◆ 基本施策目標

子どもの将来の自立に向けた適切かつ早期の支援や、身近な地域における支援が充実するとともに、社会全体の理解促進が図られ、個別配慮が必要な子どもが健やかに発達しています。

<目標>

指 標	平成 30 年度	令和 6 年度
ここ・ほっと巡回相談事業における5歳児チェックリストの回答率	97.5%	100%
児童発達支援のサービス供給量	2,909人	2,860人
放課後等デイサービスのサービス供給量	10,222人	14,130人

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(1) 将来の自立に向けた適切かつ早期の支援の推進

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	ここ・ほっと巡回相談事業	幼稚園・保育所等に在籍している発達の「気になる子」に対し、個々の障がい特性に応じた保育・教育を行うため、心理相談員等の専門職が園を訪問し、担当職員や保護者に対し、児の発達を促すための指導・助言を行います。 また、発達支援に係る職員の資質の向上を図るため、基礎研修・専門研修・事例研修等を実施するなど職員の人材育成に努めます。	子ども発達センター
新規	自立支援医療（育成医療）費支給	身体に障がいのある児童や、放置すると将来障がいを残すと認められる児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行います。	子ども家庭課
新規	養育医療給付	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児（1歳未満）に対し、必要な医療の給付を行います。	子ども家庭課
新規	療育の給付事業	結核にり患している児童（18歳未満）に対し、医療の給付のほか教育面及び生活面について適切な措置を講ずるため、必要な学習用品を支給し、かつ児童の療育生活の指導を行い、必要に応じて日用品を支給します。	子ども家庭課
新規	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病の治療研究を推進し医療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の助成を行います。	子ども家庭課
新規	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。	子ども家庭課
	子ども発達相談室事業	発達の遅れに不安を抱いている保護者等の総合的な窓口として、個々の特性に応じた適切な支援ができるよう、関係機関等とのコーディネート等を行い、障がいの早期発見・早期療育等につなげるとともに、保護者の不安の軽減を図ります。	子ども発達センター
	早期療育支援事業（カンガル一教室）	障がい疑われる児に対し、あそびを通して、個々の状態に応じた早期の療育支援を行いながら、保護者の不安の軽減と障がい受容を促します。	子ども発達センター

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

地域における相談支援体制の充実	障がい児者やその家族の相談等に対し、迅速かつ的確に対応するため、身近な場所で、全ての障がいに対応した相談ができるよう、基幹相談支援センターを中心に、地域における相談体制の充実を図ります。	障がい福祉課
重症心身障がい児プール活動支援事業	重い運動障がいのある重症心身障がい児がプール活動を通して、心身のリラクゼーション、呼吸・循環器能力を高めるなど、生命の維持・向上を図るとともに、QOL（生活の質）を高めます。	子ども発達センター
通園（かすが園・若葉園）事業	就学前の肢体不自由児・知的障がい児の健やかな発達を促し、社会に適応できるよう、障がいの状況に応じて、専門職による「チーム医療システム」を活用し、個別の支援を充実させ、通園施設における療育機能の強化を図ります。	子ども発達センター
専門療育事業	障がい児やその保護者に対し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職が助言・指導・機能訓練を行い、症状の改善や日常生活動作を身につけ、自立できるよう支援します。	子ども発達センター
特別支援教育事業	特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実のため、学校訪問相談やかがやきルームでの指導、特別支援教育に係る教職員研修を実施します。	教育センター
教育支援事業	障がいのある児童生徒の適正な就学先の決定のため、教育センターにおける就学相談を実施します。	教育センター
適応支援教室事業	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立のため、適応支援教室における一人一人の状態に応じた支援を実施します。	教育センター

(2) 身近な地域における支援の推進

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点新規	居宅訪問型発達支援	重い障がいや医療的ケアがある、感染症にかかりやすいなどの理由で外出することが難しい児に対して、保育士等が自宅を訪問し、様々なあそびを通して発達を促す取り組みを行います。	子ども発達センター
重点新規	通学・通所における移動支援の推進	ひとり親世帯等における介護者の負担軽減や就労支援を目的に、単独での通学通所が困難な障がい者・児に対し移動支援事業を提供します。	障がい福祉課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

重点	発達支援児保育・医療的ケア児保育の推進（障がい児保育の推進）	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいをもつ児童に、保育所・認定こども園等において、教育・保育を提供できる体制をつくります。	保育課
新規	小児慢性特定疾病児童家族支援事業	慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減並びに長期療養をしている児童の自立や成長を支援するため、地域の社会資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行います。	子ども家庭課
	保育所等訪問支援	幼稚園・保育所等に療育に係る専門職員が訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援（児への直接支援及び園への対応等助言）を推進します。	子ども発達センター
	家族支援事業	障がい児を抱える家族の、障がい受容に伴う様々な苦悩や育児に対する不安など、精神的負担を軽減するため、心理相談員によるカウンセリングやペアレントトレーニング、また、きょうだい支援の啓発など家族支援を行います。	子ども発達センター
	日中一時支援事業	将来の自立を見据えた健全育成を図るため、障がい者・児の日中の活動の場を提供するとともに、介護している家族の一時的な休息の確保を図ります。	障がい福祉課

(3) 成長段階に応じた一貫した切れ目ない支援の推進

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	発達支援ネットワーク推進事業	障がい児及び発達に遅れのある児のライフステージに応じた一貫した支援を提供するため、医療・保健・福祉・教育及び就労など、関係機関等と連携し、個々の特性に応じた支援の充実・強化を図ります。	子ども発達センター 教育センター
	あすなる青年教室事業の推進	市内の中学校特別支援学級等の卒業生を対象として、実生活に必要な職業、家事、余暇の活用等に関する知識、技術を習得する場を提供します。	生涯学習課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(4) 社会全体の理解促進を図る支援の充実

区分	事業名	事業の概要	担当課
	ここほっと交流事業	通園施設・保育所等におけるカリキュラムや日常的な療育・保育の中での障がいのある児とない児の交流をとおり、地域におけるノーマライゼーションを推進するため実施します。	子ども発達センター
	障がいへの理解を促進する普及・啓発事業	多くの市民が「障がい」に対する理解を深めるとともに、障がい児・者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、障がい者週間や発達障がい啓発週間に合わせた各種啓発事業等を実施し、障がいに関する知識の普及・啓発の推進に努めます。 さらに、やさしさや思いやりなどの気持ちをはぐくみ市民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者等のシンボルマークの周知や小・中学・高校生を対象とした「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりポスターコンクール」の実施などの啓発活動に取り組み、「こころのユニバーサルデザイン運動」を推進します。	保健福祉総務課 障がい福祉課 子ども家庭課 子ども発達センター

基本施策 4

仕事と生活が調和した社会づくりの推進

- (1) 企業等における働きやすい職場環境づくりの促進
- (2) 働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進
- (3) 結婚の希望をかなえる支援の充実

◆ 現状・課題

子育て家庭の仕事と家庭生活の両立に向け、企業や本人への意識啓発に取り組んでいるものの、育児休業制度の取得やプライベート時間の優先は未だ進んでおらず、より一層の取組が必要です。

また、未婚化・晩婚化が進行しており、若者への家族観や結婚観の醸成など若者の結婚の希望をかなえるための支援が必要です。

◆ 取組の基本方向

仕事と生活が調和する社会づくりを推進するため、女性活躍の取組促進やワーク・ライフ・バランスに有効なガイドブック・リーフレット配布により啓発を行う『事業者に対するワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の取組啓発事業』や、妊娠・出産・育児に関する知識を父親や祖父母に啓発し母親の育児不安・負担を軽減する『家族の育児参観の推進』、結婚観の意識醸成とともに結婚を希望する独身男女を対象とした自己啓発セミナー・交流会等を行う『結婚活動支援事業』などに、重点的に取り組んでいきます。

◆ 基本施策目標

企業等における働きやすい職場環境づくりや働き方の見直し、男性の積極的な家庭参画が促進されるとともに、結婚の希望をかなえる支援が充実し、仕事と生活が調和した社会となっています。

<目標>

指 標	平成 30 年度	令和 6 年度
女性活躍推進法に基づく一般事業行動計画を策定した企業数	61 社	125 社
結婚したいと思う人の割合 (20 代)	64.5%	83.0%

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(1) 企業等における働きやすい職場環境づくりの促進

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	事業者に対するワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の取組啓発事業	市内事業所における、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍に向けた取組を促進するため、ワーク・ライフ・バランスの取り組みに有効な各種情報をまとめたガイドブックや、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を進めるリーフレットを作成・配布します。	男女共同参画課
	男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）の実施	男女がともに参画できる社会づくりを促進するため、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰します。	男女共同参画課
	宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の推進	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」において、「人づくり」「まちづくり」「環境」などの企業の社会的責任（CSR）活動に取り組む企業を認証し、教育や福祉、雇用・労働環境などの様々な分野での活動を支援・推奨することにより、企業・市民・行政の協働のまちづくりを推進します。	商工振興課
	事業者・勤労者向けガイドブック活用による労働環境向上啓発事業	働くための法律、制度、各種情報を掲載したガイドブックを作成・配布し、仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方の実現を支援します。	商工振興課
再掲 (P. 78)	ふれあいのある家庭づくりの推進	家庭は子どもにとって人格形成の基礎をつくり、人間力を養うための重要な場であることから、家庭における親と子のふれあいや絆づくりの大切さを広く普及啓発するため、地域・企業・団体等と連携した「家庭の日」運動の推進や青少年健全育成推進事業者表彰等を実施します。	子ども未来課

(2) 働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	ママパパ学級	夫婦で妊娠・出産等に関する知識や技術を学ぶことで、妊娠中から親になることへの自覚を高め、夫婦で協力して子育てすることを支援します。	子ども家庭課
新規	家族の育児参加の推進	妊娠・出産・育児に関する知識を父親や祖父母に啓発することで、母親の育児不安や育児負担の軽減、孤立感の解消を図ります。	子ども家庭課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

	ワーク・ライフ・バランス啓発セミナーの実施	勤労者自身が働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした啓発セミナーを実施します。	男女共同参画課
	男性の家庭参画の促進	男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親のみならず、将来、父親となる男性も対象に加え、男性が育児や家事に参画する必要性や楽しさを実感できる講座を実施します。	男女共同参画課
再掲 (P. 57)	事業者・勤労者向けガイドブック活用による労働環境向上啓発事業	働くための法律、制度、各種情報を掲載したガイドブックを作成・配布し、仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方の実現を支援します。	商工振興課

(3) 結婚の希望をかなえる支援の充実

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	家族観や結婚観を醸成するための意識啓発	若者の結婚や子育ての希望がかなう社会の実現に向け、結婚や子育てを具体的にイメージしていない若者に情報発信し結婚や子育てについて考える機会を提供するため、映画館や成人式、バス停留所において、家族観や結婚観を醸成するためのCMを上映するとともに、宇河地区中学校教育研究会技術・家庭部会と連携しながら中学3年生の家庭科の補助教材として活用できる映像を制作し、子どもたちの更なる意識の醸成を図っています。	子ども未来課
重点	結婚活動支援事業	結婚観の意識の醸成や、結婚の希望をかなえる支援のため、結婚を希望する独身男女を対象とした、結婚活動支援につながる自己啓発セミナーや交流会を実施します。	男女共同参画課
	農コン事業	市内外の独身農業者や本市農業に興味のある独身男女を対象に、農業体験や地場農産物の食事会などを実施することにより、本市農業の魅力をPRするとともに、農業者のパートナー確保を支援し、新規就農者の確保や農業者の結婚による本市農業の経営基盤の安定化を図ります。	農業企画課
	とちぎ結婚支援センター運営支援	結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供するため、マッチングシステムにより、総合的な結婚支援を実施する「とちぎ結婚支援センター」が、効率的かつ円滑に運営できるよう支援します。	男女共同参画課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

再掲 (P. 45)	中高生と乳幼児 のふれあい交流 事業	多感期である中高生が、子育てサロンや保育所において、乳幼児と直接ふれあう事業を通じ、関わり方を学び小さい子どもを慈しむ気持ちを育てます。	保育課
---------------	--------------------------	--	-----

基本施策5

安心して妊娠・出産できる支援の充実

- (1) 妊娠に関する正しい知識の普及啓発
- (2) 子どもを持ちたいと願う夫婦への支援
- (3) 妊娠初期から産後までの健康管理や相談支援の推進

◆ 現状・課題

晩婚化・晩産化が進行し、高齢出産等への懸念により出生数が減少していることから、妊娠・出産に対する心理的・体力的負担を減らす必要があるとともに、安心して子どもを産み育てるため、妊娠初期の健康管理から産後のケアまでのきめ細やかな健康支援の推進や相談体制の充実が必要です。

また、子どもを望み不妊に悩む夫婦に対して、希望がかなうよう、心理的・経済的な支援が必要です。

◆ 取組の基本方向

子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対する治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る『不妊治療費助成』や、産後うつなどの疑いのある母親を早期に発見し、宿泊・通所・訪問型による心身のケアとともに訪問員による見守り及び心理的ケアを行い、母子の健康増進と児童虐待の未然防止に寄与する『産後ケア等事業』、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズ把握とともに専門的な知見による総合的相談支援をワンストップで行う『子育て世代包括支援センターの運営』などに、重点的に取り組んでいきます。

◆ 基本施策目標

妊娠に関する正しい知識が普及し、子どもを持ちたいと願う夫婦への支援とともに、妊娠初期から産後までの健康管理や相談支援が適切に行われ、安心して妊娠し出産できています。

<目標>

指 標	平成 30 年度	令和 6 年度
産婦に占める産婦健診受診者の割合	90.0%	100%

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(1) 妊娠に関する正しい知識の普及啓発

区分	事業名	事業の概要	担当課
	妊産婦・子どもの健康・育児に関する一般健康相談	妊娠・出産に関する様々な健康問題や悩みに対して、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう、一般健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。	子ども家庭課
再掲 (P. 42)	性と健康に関する思春期の健康教育	思春期（学童期を含む。）の若者を対象とし、性と健康に関する正しい知識や情報を提供することで、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てます。	子ども家庭課
再掲 (P. 42)	性教育サポート事業	中学校に産婦人科医師を派遣し、専門的立場から性感染症の現状や心身への影響等についての講演会等を実施し、生命尊重の考え方に基づく性に関する指導の充実を図ります。	学校健康課

(2) 子どもを持ちたいと願う夫婦への支援

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	不妊治療費助成	子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び人工授精にかかる治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	子ども家庭課
再掲 (P. 61)	妊産婦・子どもの健康・育児に関する一般健康相談	妊娠・出産に関する様々な健康問題や悩みに対して、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう、一般健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。	子ども家庭課

(3) 妊娠初期から産後までの健康管理や相談支援の推進

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点 新規	妊産婦健康診査	妊娠中及び産後の異常の予防・早期発見・早期治療の支援のため、母子健康手帳交付時に受診票（妊婦健診 14 回、産婦健診 2 回分）を交付、医療機関の健診（保険診療外）時に 1 回目 2 万円、8 回目 1 万 1 千円、11 回目 9 千円、その他の回 5 千円を上限に公費で負担します。	子ども家庭課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

重点 新規	産後ケア等事業	産後うつなどの疑いのある母親を早期に発見し、休養や母体ケアなどを行い母子の健康増進と児童虐待の事前防止に寄与するため、産後ケアによる宿泊・通所・訪問型による心身のケアや、育児サポート、休養の機会の提供や産後サポートによる訪問員による見守り及び心理的ケアを実施します。	子ども家庭課
新規	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズの把握に努め、専門的な知見を生かした総合的相談支援の推進のため、ワンストップ拠点により妊産婦等の状況を把握し、適切な情報提供、訪問相談等を実施し、必要なサービスを円滑に利用できるように支援します。	子ども家庭課
新規	助産施設の入所	保健上必要であるにもかかわらず経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設への入所や出産費用を公費で負担します。	子ども家庭課
	母子健康手帳の交付と母子保健・子育て情報の提供	妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付し、母と子の健康管理と保持増進を図るとともに、「ママ・パパと赤ちゃんのためのしおり」を配布し、本市における母子保健・子育てサービスに関する事業の周知を図ります。	子ども家庭課
	妊産婦歯科健康診査	妊娠中や産後のむし歯などの口腔疾患の予防・早期発見・早期治療を行うことで、母子の口腔内の健康の保持増進を図ります。	子ども家庭課
	妊産婦医療費助成	病気の早期発見・早期治療を促し、妊産婦の健康増進を図るため、健康保険が適用になる治療を受けた際に支払った医療費（自己負担分）を助成します。	子ども家庭課
	母子保健に関する健康教育	育児に関する正しい情報提供による育児不安の軽減及び虐待の予防のため、子どもの発育発達・栄養・運動・子育て支援に関する講話や体験学習、情報提供を実施します。	子ども家庭課
	妊産婦・乳幼児の保護者等への訪問指導	妊産婦・乳幼児とその保護者への保健指導や支援による疾病予防や健康増進、育児不安の軽減のため、家庭訪問による、個々の健康状態や生活状況に応じた保健指導や支援を実施します。	子ども家庭課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

新規 再掲 (P. 78)	家族の育児参加の促進	妊娠・出産・育児に関する知識を父親や祖父母に啓発することで、母親の育児不安や育児負担の軽減、孤立感の解消を図ります。	子ども家庭課
再掲 (P. 39)	こんにちは赤ちゃん事業	生後 4 か月までの全乳児とその家族を対象に、個々の状況に合わせた保健指導や家族計画の指導を行うとともに、子育てに関する情報を提供する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施することにより、安心して子育てできるよう支援します。	子ども家庭課
再掲 (P. 39)	養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業等から情報提供を受け、養育支援が特に必要な家庭に保健師などが訪問し、専門的相談支援、育児・家事援助を実施します。	子ども家庭課
再掲 (P. 57)	ママパパ学級	夫婦で妊娠・出産等に関する知識や技術を学ぶことで、妊娠中から親になることへの自覚を高め、夫婦で協力して子育てすることを支援します。	子ども家庭課
再掲 (P. 61)	妊産婦・子どもの健康・育児に関する一般健康相談	妊娠・出産に関する様々な健康問題や悩みに対して、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう、一般健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。	子ども家庭課

基本施策 6

すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスの充実

- (1) 年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現
- (2) 教育・保育サービスの質の向上に対する取組の推進
- (3) 子育て家庭の多様なニーズに応える教育・保育サービスの充実

◆ 現状・課題

未就園児は、減少しているものの、女性就業率の上昇等に伴う保育ニーズの増加が想定される中、年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現に向け、保育サービスの量や質の確保が必要です。

また、休日保育や一時預かりなどの特別保育のニーズの高まりなど、保育ニーズの受け皿となる供給体制の確保が必要です。

◆ 取組の基本方向

すべての子育て家庭を支援できるよう、教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供する『教育・保育施設等による供給体制の確保』や、保育需要の増加や保育の質の向上に的確に対応し、保育士を安定的に確保する『保育士確保の推進』、保育士等を対象に研修を通じて保育の専門性を高める『保育士等の資質・専門性向上のための研修の充実』、平日の午前中に乳幼児と保護者を対象とした「子育て支援事業」及び放課後の留守家庭児童の生活の場となる『宮っ子ステーション事業（子どもの家・留守家庭児童会）』、保護者が仕事や病気により休日に家庭で保育が出来ない場合の『休日保育の充実』などに、重点的に取り組んでいきます。

◆ 基本施策目標

子育て家庭の多様なニーズに対する質の高い教育・保育サービスが継続的に提供され、年間を通じて待機児童が解消されています。

<目標>

指 標	平成 30 年度	令和 6 年度
子どもの家・留守家庭児童会のクラス数	151 クラス	236 クラス

【参考】年度ごとの目標値

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
クラス数	151	158	182	213	221	234	236

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(1) 年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	教育・保育施設等による供給体制の確保	教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児童の解消を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園等による供給体制の確保を図ります。	保育課
重点	保育士確保の推進	保育需要の増加や保育の質の向上に的確に対応し、待機児童の解消を図るため、保育士を安定的に確保できるよう、保育士確保策を推進します。	保育課

(2) 教育・保育サービスの質の向上に対する取組の推進

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点 新規	教育・保育施設等への巡回指導支援の推進	保育の質の更なる向上を図り、より一層の安全・安心な保育環境の確保に向けて、保育現場の保育士に対して、保育の改善に向けて助言、保育士からの相談・困りごとへの対応など、施設の支援を行うとともに、事前通告なく施設を訪問し、保育環境の状況の確認等を行うことで、事故の発生を防止します。	子ども未来課
新規	障害児通所支援事業者の指導監督の実施	障がい児が生活能力向上に向けた必要な訓練や支援を行えるよう、適正な事業運営及び事業環境を確保するため、指導監督に取り組みます。(放課後等デイサービス事業、児童発達支援 等)	子ども未来課
	社会福祉法人・児童福祉施設等の指導監督の実施	市民が安心して保育施設に児童を預けられるような安全な保育環境の確保に向け、社会福祉法人及び児童福祉施設等（認可保育所、母子生活支援施設、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等）の指導監督に取り組みます。	子ども未来課
	認可外保育施設の指導監督の実施	認可外保育施設の適正な保育内容及び保育環境を確保するため、指導監督に取り組みます。	子ども未来課
	教育・保育の質に関する評価受審等の促進	内部評価を行い、常に教育・保育の内容及び方法を見直すとともに、第三者評価を受審することにより、教育・保育の質の改善・向上が図られるよう努めます。	保育課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

	保育士等の資質・専門性の向上のための研修の充実	保育の質の向上を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等の保育士等を対象に研修を通じて保育の専門性を高めます。	保育課
	児童福祉施設等産休等代替職員雇用費補助金	児童福祉施設等における保育の質の維持・向上のため、休暇代替職員(保育士)の雇用賃金を助成します。	子ども家庭課

(3) 子育て家庭の多様なニーズに応える教育・保育サービスの充実

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	宮っ子ステーション事業(子どもの家・留守家庭児童会事業)	地域や学校と連携しながら、平日の午前中は乳幼児とその保護者を対象とした子育て支援事業を行うとともに、放課後は留守家庭児童の生活の場として、遊びやしつけを通じた児童の健全育成を図ります。 なお、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、地域の実情に応じて開所時間の延長を行います。 また、放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るとともに、その育成支援の内容について利用者や地域住民への周知を推進するため、「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、質の向上と機能の充実を図ります。	生涯学習課
重点 新規	休日保育	仕事や病気のために休日、家庭で保育ができない場合に保護者に代わり保育を行うことにより児童の福祉の増進を図ります。	保育課
新規	多子世帯支援事業	多子世帯の子育てに関する心理的・経済的負担の軽減のため、第3子以降の子どもが利用した一時預かり事業(保育所・ゆうあいひろば)及びファミリーサポートセンター事業利用料を補助します。	子ども未来課 保育課
	一時預かり事業	家庭において、一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児の保育を行うことにより児童の福祉の増進を図ります。	保育課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間等に伴う保育需要に対応するために、通常の利用時間以外の時間において保育所等で保育を実施することで、児童の福祉の増進を図ります。	保育課
	病児保育事業	病気及び病気の回復期にあたる集団保育の困難な児童を病院及び保育所に併設した施設において一時的に保育を行い保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。	保育課
	子育て支援短期入所事業（ショートステイ）	保護者が、疾病、出産などの理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、一月当たり概ね7日を限度として、昼夜を通し児童を乳児院や児童養護施設において養育を行い、児童の福祉を増進するとともに、家庭における子育てを支援します。	子ども家庭課
再掲 (P. 54)	発達支援児保育・医療的ケア児保育の推進（障がい児保育の推進）	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいをもつ児童を、保育所や認定こども園等において、教育・保育を提供できる体制をつくります。	保育課

基本施策 7

ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実

- (1) 生活基盤を安定させる就労支援の充実
- (2) 安心して子育て・仕事ができる支援の充実
- (3) ひとり親家庭等の自立に向けた相談体制の充実

◆ 現状・課題

ひとり親家庭の生活基盤の安定のための就労支援の充実や仕事と子育ての両立のための子育てや生活面での支援の充実が必要です。

また、経済的な貧困の連鎖を未然に防止するため、教育の機会均等などの推進が必要です。

◆ 取組の基本方向

ひとり親家庭等の自立を図るため、公共職業安定所と連携した就業情報の提供及び企業への就業斡旋等とともに、弁護士等による養育費確保のための相談対応などを行う『母子家庭等就業・自立支援センター事業』や、就職や転職に有利な資格取得に要する講座受講料助成をはじめとする『自立支援給付金の支給』などに、重点的に取り組んでいきます。

◆ 基本施策目標

自立に向けた相談体制や生活基盤を安定させる就労支援が充実し、ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立し自立できています。

<目標>

指 標	平成 30 年度	令和 6 年度
ひとり親家庭に支給する児童扶養手当の一部支給家庭の割合	39.4%	45.4%

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(1) 生活基盤を安定させる就労支援の充実

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	母子家庭等就業・自立支援センター事業	公共職業安定所と連携した就業情報の提供や企業への就業の斡旋等、個々の生活実態や希望に応じた助言や相談を行う。また、弁護士等の専門家による養育費の確保のための相談や仕事と子育ての両立を図るための支援制度の案内などを行います。	子ども家庭課
重点	自立支援給付金の支給	就職や転職に有利な資格の取得のための講座の受講料の補助や給付金を支給し、就労によるひとり親家庭の自立の促進を図ります。	子ども家庭課
	企業との連携による就労支援事業	就労支援にノウハウや実績のある民間派遣会社と連携し、就労相談や能力開発、マッチングなどの支援を継続的・総合的に実施し、就労による自立支援を行います。	子ども家庭課
	ひとり親家庭支援手当	ひとり親家庭の経済的負担軽減のため、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援としてひとり親家庭支援手当を支給します。	子ども家庭課
	事業主に対する啓発、雇用の促進	事業所や関係団体に対して、ひとり親を雇用した場合の助成制度の周知を行い、雇用の促進を図ります。	子ども家庭課
	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親や子の高等学校卒業程度認定試験の対象講座受講費用の一部を、受講修了時給付金、合格時給付金として給付します。	子ども家庭課
再掲 (P. 49)	就職困難者雇用奨励制度の推進	就職が困難な求職者（若年者、中高年齢者、障がい者、母子家庭の母、父子家庭の父など）を雇用した中小企業事業者に雇用奨励金を支給することにより、就職困難者の雇用促進を図ります。	商工振興課

(2) 安心して子育て・仕事ができる支援の充実

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	ファミリーサポートセンター事業利用料補助事業	ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を図るため、ファミリーサポートセンター事業利用料を補助します。	子ども家庭課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

重点	病児保育事業 利用者負担額 補助事業	ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を図るため、病児保育事業利用者負担額の補助を実施します。	子ども家庭課
	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭に対し、親の病気や冠婚葬祭、就職活動などの緊急時に、家庭生活支援員を派遣し家事や育児の支援を行います。	子ども家庭課
	ひとり親家庭 医療費助成	ひとり親家庭の経済的負担の軽減のため、医療費を助成します。	子ども家庭課
	保育所等入所 への配慮	ひとり親家庭等が保育所等の入所を希望した場合には、保護者が安心して就業できるよう、また、職業訓練が円滑に行えるよう入所の利用調整に配慮していきます。	保育課
	母子生活支援 施設入所	家庭において児童の養育や自立した生活が困難な母子家庭に対応するため、母子家庭の母と子を入所させ個々に応じた生活支援をすることにより、地域での早期自立が図れるよう、在宅生活に向けた子育て、就業支援を実施します。	子ども家庭課
	身元保証人確 保対策事業	母子生活支援施設入所中または退所した子どもや女性の自立支援を図る観点から、就職、住居を賃借する際の身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。	子ども家庭課
	市営住宅の優 先措置	ひとり親家庭など、住宅確保に配慮を要する世帯については、あらかじめ割り当てた市営住宅で優先した抽選を行います。	住宅課
	母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の技能習得資金や児童の修学資金等の無利子または低利での貸付けを行うことにより、ひとり親家庭等の経済的な自立と児童の就学の機会の確保を図ります。	子ども家庭課
	婚姻歴のない ひとり親家庭 に対する子育 てサービス等 の負担軽減等	婚姻歴のないひとり親家庭について、子育て環境の向上に資するサービスに係る婚姻歴の有無による負担額等の差を解消することにより、子どもの育ちを支援します。	子ども家庭課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(3) ひとり親家庭等の自立に向けた相談体制の充実

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	母子・父子自立支援員等による生活・就業等相談	ハローワーク等の関係機関と連携し、ひとり親家庭の就労情報の提供や、仕事と子育ての両立を図るため、ひとり親家庭が利用できるサービス全般の情報提供や案内など、ひとり親家庭の個々の状況に応じた相談・支援を実施します。	子ども家庭課
	養育費確保のための行政機関、関係団体との連携による相談、情報提供	母子・父子自立支援員、行政機関、母子寡婦福祉連合会等が連携し、弁護士による無料法律相談や支援員による養育費確保に向けた相談に取り組みます。	子ども家庭課
	ひとり親家庭等への各種施策・制度の情報提供	ひとり親家庭等に対する専用のガイドブックの作成・配布や広報紙、ホームページの活用により、各種施策・制度について様々な場面での情報提供を推進します。	子ども家庭課
	母子寡婦福祉団体の自立的運営のための支援	母子寡婦福祉連合会は、保育所事業を核として、自立的経営を図っており、母子寡婦の就業促進や雇用の場の確保のため、事業委託などにより側面から自立的経営を支援します。	子ども家庭課

基本施策 8

家庭や地域の養育力を向上するための支援の充実

- (1) 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える支援の充実
- (2) 身近な相談支援体制の充実及び効果的な情報発信
- (3) 家庭における養育力の向上
- (4) 子どもの安全を守る取組の推進

◆ 現状・課題

子どもの普段の生活は、基本的には親や保護者の考えや行動により決まるものであり、親や保護者の子育てに対する負担感を軽減し、子どもに関心を持ち、積極的に子育てに関わりやすい環境を整え、親子の「関係性の貧困」を防止する必要があります。

また、共働き世帯の増加等に伴い、保護者と子どもが触れ合う時間的余裕が減少傾向にあることから、家庭だけではなく地域全体で子どもを見守るための支援が必要です。

◆ 取組の基本方向

家庭や地域の養育力を向上するため、育児援助を行う者（協力会員）と援助を希望する者（依頼会員）との相互援助活動を支援する『ファミリーサポートセンター事業』や、地域拠点における子育て相談及び育児不安の解消を図る『子育てサロン（地域子育て支援拠点）事業』、民生委員児童委員等が中心となり児童虐待の未然防止や円滑な虐待対応を図る『各地区の児童虐待防止ネットワークによる見守り・啓発』、ネグレクトなど養育力が十分でない家庭の児童の基本的な生活習慣を身に付けるための『要支援児童健全育成事業』、保護者の気付きや親子双方の育ちを支援する講座及び「親学出前講座」などの『家庭教育支援講座の充実』、保育所等の園外活動における危険個所の把握及びキッズゾーンの設定等を行う『園外活動時における交通安全対策』などに、重点的に取り組んでいきます。

◆ 基本施策目標

身近な相談支援体制が充実するとともに、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える仕組みにより子どもの安全が守られるなど、家庭や地域の養育力が向上しています。

<目標>

指 標	平成 30 年度	令和 6 年度
子育てサロン登録者数	7,053 人	9,000 人
ふれあいのある家庭づくり作品コンクール 応募点数	845 点	1,200 点

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(1) 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える支援の充実

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行うことを希望する者（協力会員）と育児の援助を受けることを希望する者（依頼会員）とが相互に援助し合う活動を支援し、仕事その他の活動と育児を両立させるための環境を整備し、一時的又は臨時的に子どもを預けることができる柔軟性のある地域に根ざした子育て支援を行います。	子ども未来課
重点	子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）	地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、子育ての相談指導・育児不安の解消など、地域における子育て家庭に対する支援を推進します。 また、子育てサロンを地域における子育て拠点として位置づけ、きめ細かな子育てに関する相談・支援・情報提供を行うとともに、潜在的な不安を抱える家庭を含め、子育てに対する不安の軽減を図ります。	保育課
重点 新規	親と子どもの居場所づくり事業	地域における居場所において、支援を必要とする子ども及びその親を把握し、親支援及び子どもへの学習習慣、生活習慣の習得に向けた支援や体験・経験の提供を検討します。	子ども未来課
新規	各地区の児童虐待防止ネットワークによる見守り・啓発	民生委員児童委員等が中心となり、地域において児童虐待の未然防止を図るとともに、児童虐待が疑われる場合に円滑に対応できるよう連絡体制を整備します。	子ども家庭課
新規	乳幼児やその保護者に対する読書活動支援の充実	乳幼児とその保護者の読書習慣を育むため、図書館において本を通じてゆっくりと過ごせる時間「あかちゃんタイム」の実施や、親子で参加できる講座等を開催します。	生涯学習課（図書館）
新規	要支援児童健全育成事業	要支援児童に対する基本的な生活習慣の習得のため、基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行う運営団体に対して事業費の一部を補助します。	子ども家庭課
	要保護児童対策地域協議会（宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議）	関係機関等との連携のもと、児童虐待防止の啓発の推進や個々の事例への適切な対応を図り、総合的に児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行います。	子ども家庭課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

市民総ぐるみ環境点検活動	市内のまちづくり組織が主催し、青少年育成会や防犯ネットワーク組織等が幹事団体となり、地域ぐるみで「子どもの健全育成」や「地域の安全安心」のための環境点検活動を実施することにより、非行の未然防止を図るとともに、問題箇所を把握し改善を行います。	生活安心課 子ども未来課
なかよしクラブ事業	地域の子育て支援のための相談、交流の場を提供していくとともに、心身に遅れのあると思われる児童とその保護者に対し、該当児童が健やかに成長することができるよう、適切な相談、指導助言を行い、児童の福祉の向上を図ります。	保育課
宮っこフェスタの開催	家庭・地域・企業・行政が一体となって、子どもの職業体験や、企業や団体による体験ブース等の様々な体験機会、日頃の活動成果発表の場や子育ての楽しさを実感できる場、同世代・異世代交流の場の提供等を通して、子育てを社会全体で支え合う機運を醸成します。	子ども未来課
魅力ある学校づくり地域協議会活動の充実	学校・家庭・地域・企業が一体となって学校教育の充実と家庭や地域の教育力向上に積極的に取り組む「魅力ある学校づくり地域協議会」の活動を支援します。	生涯学習課 学校教育課
宇都宮まちづくり貢献企業認定制度の推進	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」において、「人づくり」「まちづくり」「環境」などの企業の社会的責任（CSR）活動に取り組む企業を認証し、教育や福祉、雇用・労働環境などの様々な分野での活動を支援・推奨することにより、企業・市民・行政の協働のまちづくりを推進します。	商工振興課
青少年巡回指導活動	青少年巡回指導員が、定期的に市内の繁華街・公園・駅・デパート・カラオケスタジオ・ゲームセンター等を巡回し、青少年に対し「愛の声かけ」などを行うことにより、非行・問題行動の未然防止を図ります。	子ども未来課（青少年自立支援センター）
宇都宮市青少年育成市民会議の運営支援	青少年の育成を市民総ぐるみで推進することを目的とした総合的な協議機関である宇都宮市青少年育成市民会議の事業経費の一部を補助することを通じて、本市の青少年健全育成活動の活性化を図ります。	子ども未来課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

青少年育成のための指導者育成事業	地域で青少年の育成を担う指導者の養成や資質の向上を図るための研修会等を開催し、「子育て」、「子育て」に関する地域力の向上を図ります。	子ども未来課・生涯学習課
赤ちゃんの駅事業	公共施設や商業施設などの授乳やおむつ替えができるスペースを「赤ちゃんの駅」として認定し、子育て中の親子の外出支援を図ります。	子ども未来課
ようこそ宇都宮へ！フレッシュマン・若年夫婦・子育て等家賃補助事業	本市の拠点区域を、若年夫婦世帯や子育て世帯などの多様な世代が暮らし、魅力と活力の溢れる都市拠点とするため、拠点区域の民間賃貸住宅に新たに転入する世帯に対し、家賃の一部を助成し、区域外から都心部への居住促進を図ります。	住宅課
学校協力者「街の先生」活動事業	「街の先生」登録者の活用による地域の教育力を生かした教育活動の推進のため、学校協力者「街の先生」を活用した教育活動を実施します。	学校教育課
子育てランド事業	家庭や地域と連携した子育ての支援のため、未就園児を対象とした子育て支援活動等を実施している私立幼稚園に対し、事業費の一部を補助します。	保育課

(2) 身近な相談支援体制の充実及び効果的な情報発信

区分	事業名	事業の概要	担当課
新規	子育てLINE「教えてミヤリー」	夜間や休日など24時間、365日いつでも、どこでも気軽に子育てに関する問い合わせができるよう、「LINE」を活用したAI（人工知能）による自動応答サービス「教えてミヤリー」を運用し、市民サービスの向上を図ります。	情報政策課 子ども未来課
新規	アウトリーチサービスの推進	読書機会の少ない子ども等が利用しやすい場所に出向き、資料の貸出、図書に関する情報提供、おはなし会等を実施します。	生涯学習課（図書館）
新規	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）	児童虐待の未然防止や重篤化の抑制に対応するため、心理職を配置するとともに、市民に身近な立場からの予防等の支援を行う市と専門性を活かし分離保護を行う県との適切な役割分担のもと、児童相談所から市町への事案送致に適切かつ円滑に対応するなど、家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭児童福祉の向上を図ります。	子ども家庭課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

	子ども総合相談	妊産婦や子どもの健康、子育ての心配ごとや子どもに関する諸手続きについての相談を窓口や電話で受け、利用者の不安や疑問をスムーズに解消することにより、子育て家庭の支援を行います。	子ども家庭課
	子育て情報提供事業（宮っこ子育て応援なび、「にこにこ子育て」の発行）	安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進するために、子育てに関する情報の一元化や子育て世帯へのコミュニティの創出のための「子育て情報提供事業」を実施します。	子ども未来課
	利用者支援事業（宮っこ子育てコンシェル）	本市における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握する専門職員を配置し、保護者への情報提供、利用援助等を行い、利用者の利便性の向上及びサービス利用の円滑化を図ります。	保育課
	親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の発行	土日や長期休業中に、子どもが参加できる各種講座・イベント、ボランティア活動等に関する情報を提供し、子どもたちの体験活動を推進します。	生涯学習課
	教育相談事業	教育センターにおいて、不登校や学校生活への不適応、就学などの相談を実施し、幼児児童生徒の健全な育成を目指します。	教育センター
	妊産婦・乳幼児の保護者等を対象とした栄養相談	栄養に関する指導・助言による疾病予防や望ましい食習慣の改善のため、個別に、栄養に関する相談を実施します。（栄養士による個別の栄養相談：予約制）	子ども家庭課
	スクールカウンセラー派遣事業	学校支援体制の確立と教師の指導力向上、児童生徒の健全育成のため、スクールカウンセラーを派遣します。	教育センター
新規再掲 (P. 62)	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズの把握に努め、専門的な知見を生かした総合的相談支援の推進のため、ワンストップ拠点により妊産婦等の状況を把握し、適切な情報提供、訪問相談等を実施し、必要なサービスを円滑に利用できるように支援します。	

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(3) 家庭における養育力の向上

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	ふれあいのある家庭づくりの推進	家庭は子どもにとって人格形成の基礎をつくり、人間力を養うための重要な場であることから、家庭における親と子のふれあいや絆づくりの大切さを広く普及啓発するため、地域・企業・団体等と連携した「家庭の日」運動の推進や青少年健全育成推進事業者表彰等を実施します。	子ども未来課
新規	はじめて絵本事業	子どもが継続的に本に親しむきっかけづくりのため、乳幼児と保護者を対象として、生涯学習センター等でのおはなし会と読み聞かせの講座を実施します。	生涯学習課（図書館）
新規	うちでもどこでも読み聞かせ事業	家庭での読書習慣を育むため、保護者のグループや育児サークルを対象に、家庭での読み聞かせの方法や絵本の紹介などの出前講座を実施します。	生涯学習課（図書館）
新規	家族の育児参加の促進	妊娠・出産・育児に関する知識を父親や祖父母に啓発することで、母親の育児不安や育児負担の軽減、孤立感の解消を図ります。	子ども家庭課
	家庭教育支援講座の充実	人づくりにおいて重要な役割を担う家庭の教育力向上を目指し、保護者の気づきを促す講座や親子双方の育ちを支援するための講座の充実を図ります。 また、親学出前講座において企業や市PTA連合会、家庭教育支援活動者との連携を推進し、プログラムの充実を図ります。	生涯学習課
	家庭教育支援活動者の育成	子育てをする家庭の教育力向上を目指し、きめ細かな支援を行うため、地域における家庭教育支援の活動者を育成します。	生涯学習課
再掲 (P. 58)	男性の家庭参画の促進	男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親のみならず、将来、父親となる男性も対象に加え、男性が育児や家事に参画する必要性や楽しさを実感できる講座を実施します。	男女共同参画課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

再掲 (P. 58)	家族観や結婚観を醸成するための意識啓発	若者の結婚や子育ての希望がかなう社会の実現に向け、結婚や子育てを具体的にイメージしていない若者に情報発信し結婚や子育てについて考える機会を提供するため、映画館や成人式、バス停留所において、家族観や結婚観を醸成するためのCMを上映するとともに、宇河地区中学校教育研究会技術・家庭部会と連携しながら中学3年生の家庭課の補助教材として活用できる映像を制作し、子どもたちの更なる意識の醸成を図っています。	子ども未来課
---------------	---------------------	--	--------

(4) 子どもの安全を守る取組の推進

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点 新規	園外活動時における交通安全対策	保育所等で実施される園外活動時における交通安全の確保のため、緊急安全点検において把握した危険箇所の対策や、保育所等周辺におけるキッズゾーンの設定を含む安全対策を実施します。	保育課
重点	通学路の交通安全対策	児童生徒の登下校時における交通安全の確保及び交通安全対策の推進のため、交通安全教室や交通安全作文の募集、通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策を実施します。	学校健康課
	子どもの一斉見守り活動	スクールガードや自主防犯活動団体等の地域の見守り活動者同士の連携強化と児童生徒との信頼関係構築を図るため、各小学校単位に安全指導や一斉下校、顔合わせ等を行う「子どもの見守り強化月間」(4～5月)を実施します。	学校健康課 生活安心課
	不審者や災害等に関する安全教育の充実	各学校において不審者や災害等に備えた避難訓練を実施します。	学校健康課
	交通事故防止に関する取組の充実	「市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の合同点検やスクールゾーンの設定などを通して、交通事故防止のための取組を充実します。	学校健康課
	スクールガード体制の充実	児童の安全を確保するためにスクールガード体制を充実します。	学校健康課
	犯罪発生情報の提供と防犯対策の普及	市内の各警察署が配信している「ルリちゃん安全メール」の普及促進に取り組むとともに、子どもが犯罪被害に遭わないための防犯講習会を開催します。また、宇都宮防犯協会と連携を図り、外出時における防犯ブザーの携行を促進します。	生活安心課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

自主防犯活動の連携・協力の促進	地域防犯ネットワーク連絡会議を開催し、地域における子どもの見守り等の防犯活動の強化を図ります。	生活安心課
防犯灯の設置支援	通学路などの夜間における明るさを確保するため、防犯灯の設置や運用を支援します。	生活安心課
交通指導員による交通安全指導	毎朝の通学路での立哨を通じ、登校時の児童の交通安全を確保します。	生活安心課
交通安全教室の開催	交通ルールの遵守と相手の立場を尊重する交通マナーが実践されるよう、幼児、児童などを対象に交通安全教室を開催し、子どもの交通安全を図ります。	生活安心課
ネットいじめ等パトロール・相談事業の推進	ネット上の誹謗中傷やいじめ等から小中学生を守るため、「ネットいじめ等パトロール・相談事業」を実施します。	学校教育課
小中学校における出前講座等の実施	市立全小中学校において、児童生徒や保護者を対象に、企業などの専門家によるSNSに関する出前講座を実施します。また、要請に応じて「親学出前講座」を実施します。	学校教育課

基本施策 9

家庭に寄り添う支援による児童虐待の防止

(1) 児童虐待の発生予防

(2) 児童虐待の重篤化の抑制

◆ 現状・課題

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応するため、児童虐待のリスクの早期発見や遡減が必要です。

◆ 取組の基本方向

家庭に寄り添い児童虐待を防止するため、栃木県中央児童相談所など関係機関等との緊密な連携のもと、児童虐待防止の啓発や個々の事例への適切な対応を図り、総合的に児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行う『要保護児童対策地域協議会（宇都宮市児童虐待等ネットワーク会議）』や、児童に関する養育相談及び家庭内関係の健全化、虐待通告時における子どもの安全確認・確保などを行う『子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）』の運営などに、重点的に取り組んでいきます。

◆ 基本施策目標

家庭に寄り添いながら児童虐待の発生予防や重篤化の抑制、事案発生時における迅速・適切な対応が図られています。

<目標>

指 標	平成 30 年度	令和 6 年度
児童虐待による重度事案発生件数 （市が支援しているもののうち、分離保護など 児童相談所による専門的な対応を要する事案）	12 件	0 件

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(1) 児童虐待の発生予防

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点 新規 再掲 (P. 62)	産後ケア等事業	産後うつなどの疑いのある母親を早期に発見し、休養や母体ケアなどを行い母子の健康増進と児童虐待の事前防止に寄与するため、産後ケアによる宿泊・通所・訪問型による心身のケアや、育児サポート、休養の機会の提供や産後サポートによる訪問員による見守り及び心理的ケアを実施します。	子ども家庭課
新規 再掲 (P. 39)	未就園児全戸訪問事業	保育所等に所属しておらず、行政の関わりの少ない子育て家庭に対し、未就園児への適切な養育環境を整えるため、家庭訪問等により養育状況を確認し、必要な支援やサービスの早期導入を行います。	子ども家庭課
新規 再掲 (P. 61)	妊産婦健康診査	妊娠中及び産後の異常の予防・早期発見・早期治療の支援のため、母子健康手帳交付時に受診票(妊婦健診14回、産婦健診2回分)を交付、医療機関の健診(保険診療外)時に1回目2万円、8回目1万1千円、11回目9千円、その他の回5千円を上限に公費負担します。	子ども家庭課
新規 再掲 (P. 62)	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズの把握に努め、専門的な知見を生かした総合的相談支援の推進のため、ワンストップ拠点により妊産婦等の状況を把握し、適切な情報提供、訪問相談等を実施し、必要なサービスを円滑に利用できるように支援します。	子ども家庭課
新規 再掲 (P. 74)	各地区の児童虐待防止ネットワークによる見守り・啓発	民生委員児童委員等が中心となり、地域において児童虐待の未然防止を図るとともに、児童虐待が疑われる場合に円滑に対応できるよう連絡体制を整備します。	子ども家庭課
再掲 (P. 39)	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの全乳児とその家族を対象に、個々の状況に合わせた保健指導や子育てに関する情報を提供する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施することにより、安心して子育てできるよう支援します。	子ども家庭課
再掲 (P. 39)	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査を実施し、病気の早期発見・早期治療を促進するとともに、保護者に対して育児に関する助言・相談を行い、子どもの健康づくりを支援します。	子ども家庭課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

再掲 (P. 39)	養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業等から情報提供を受け、養育支援が特に必要な家庭に保健師などが訪問し、専門的相談支援、育児・家事援助を実施します。	子ども家庭課
再掲 (P. 40)	すこやか訪問事業（乳幼児健診未受診児訪問）	母子の心身の状況や養育環境などの把握及び適切な養育支援による児童虐待予防のため、個別家庭訪問により、母子の心身の状況及び家庭状況等を把握し、必要な保健指導を実施します。	子ども家庭課
再掲 (P. 61)	妊産婦・子どもの健康・育児に関する一般健康相談	妊娠・出産に関する様々な健康問題や悩みに対して、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう、一般健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。	子ども家庭課
再掲 (P. 62)	妊産婦・乳幼児の保護者等への訪問指導	妊産婦・乳幼児とその保護への保健指導や支援による疾病予防や健康増進、育児不安の軽減のため、家庭訪問による、個々の健康状態や生活状況に応じた保健指導や支援を実施します。	子ども家庭課
再掲 (P. 67)	子育て支援短期入所事業（ショートステイ）	保護者が、疾病、出産などの理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、概ね7日を限度として、昼夜を通し児童を乳児院や児童養護施設において養育を行い、児童の福祉を増進するとともに、家庭における子育てを支援します。	子ども家庭課

(2) 児童虐待の重篤化の抑制

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点再掲 (P. 74)	要保護児童対策地域協議会（宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議）	関係機関等との連携のもと、児童虐待防止の啓発の推進や個々の事例への適切な対応を図り、総合的に児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行います。	子ども家庭課
重点再掲 (P. 76)	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）	児童虐待の未然防止や重篤化の抑制に対応するため、心理職を配置するとともに、市民に身近な立場からの予防等の支援を行う市と専門性を活かし分離保護を行う県との適切な役割分担のもと、児童相談所から市町への事案送致に適切かつ円滑に対応するなど、家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭児童福祉の向上を図ります。	子ども家庭課

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

新規 再掲 (P. 74)	要支援児童健全 育成事業	要支援児童に対する基本的な生活習慣の習得のため、基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行う運営団体に対して事業費の一部を補助します。	子ども家庭課
---------------------	-----------------	--	--------

基本施策 10

子どもの権利を尊重する意識づくりの推進

(1) 子どもの権利についての意識醸成

◆ 現状・課題

「子どもの権利条約」の精神にのっとり、児童福祉法に子どもの最善の利益が優先されるよう規定されたことから、この条約が定める「生きる権利」や「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を含めた「子どもの権利」について市民が相互に理解し、尊重する意識づくりが必要です。

◆ 取組の基本方向

子どもの権利を守るため、すべての市民を対象とした『子どもの権利についての普及・啓発』や、小中学校におけるいじめ対策の充実及び学校・家庭・地域が一体となった取組による『いじめゼロ運動の推進』、小中学校における「人権講話」などの『人権擁護委員による小中学生への人権啓発活動』などに、重点的に取り組んでいきます。

◆ 基本施策目標

全ての市民が子どもの人権を理解し、子どもの人権が守られています。

<目標>

指 標	平成 30 年度	令和 6 年度
友達の人権や気持ちを考えて行動している 児童生徒の割合	94.1%	95.3%
学習や運動、文化・芸術活動などで 自分が立てた目標を達成できるよう 家の人が応援してくれる子どもの割合	89.5%	92.5%

基本施策を構成する施策事業一覧

※新規：新プランで初めて掲載する継続事業を含む

(1) 子どもの権利についての意識醸成

区分	事業名	事業の概要	担当課
重点	子どもの権利についての普及・啓発	子どもの人権が尊重される社会を目指し、子どもから大人まですべての市民を対象として、子どもの人権尊重に関する各種啓発事業を実施し、子どもの権利について普及・啓発に努めます。	子ども未来課
重点 新規	人権擁護委員による小中学生への人権啓発活動	一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、花の栽培を通じて人権思想に対する理解を得ることを目的とした、小学校での「人権の花運動」や、人権思想の基本的な考え方を理解してもらうよう、小中学校を対象とした「人権講話」を実施し、啓発活動を行います。	男女共同参画課
重点	いじめゼロ運動の推進	小中学校におけるいじめ対策の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進し、いじめの根絶を目指します。	学校教育課
再掲 (P. 48)	スクールソーシャルワーカー活用事業	貧困など児童生徒の家庭環境を背景とした様々な問題に対して、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と福祉の関係機関等を繋ぐことにより、連携して問題の解決に当たることができるよう、支援します。	学校教育課
再掲 (P. 55)	障がいへの理解を促進する普及・啓発事業	多くの市民が「障がい」に対する理解を深めるとともに障がい児・者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、障がい者週間や発達障がい啓発週間に合わせた各種啓発事業等を実施し、障がいに関する知識の普及・啓発の推進に努めます。 さらに、やさしさや思いやりなどの気持ちをはぐくみ市民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者等のシンボルマークの周知や小・中・高校生を対象とした「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりポスターコンクール」の実施などの啓発活動に取り組み、「こころのユニバーサルデザイン運動」を推進します。	保健福祉総務課 障がい福祉課 子ども発達センター
再掲 (P. 80)	ネットいじめ等パトロール・相談事業の推進	ネット上の誹謗中傷やいじめ等から小中学生を守るため、「ネットいじめ等パトロール・相談事業」を実施します。	学校教育課

《子どもの貧困対策の推進》

1 「子どもの貧困対策」に係る背景

(1) 全国的な（国の）動向

2016年（平成28年）に厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」結果によりますと、2015年（平成27年）時点で、子どもの相対的貧困率は13.9%であり、7人に1人の子どもが、貧困状態にある家庭で生活している状況にあります。

こうした、貧困状態にあり、社会的に孤立しがちな家庭に暮らす子ども・若者は、経済的な困窮だけでなく、いじめ、不登校、ひきこもり、児童虐待など複合的な問題を抱えやすいと言われており、国においては、「子ども・若者育成支援推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を整備し、各種施策・事業を展開しているところです。

(2) 本市の取組

本市におきましては、子どもと子育て家庭を支援するための総合的な計画である本プランの前身「第1次宮っこ 子育て・子育て応援プラン（後期計画）」（2015年（平成27年）3月策定）において、喫緊に対応が必要な特定課題として「子どもの貧困対策の推進」をリーディングプロジェクトに位置付け、優先的な施策・事業として取り組んできており、さらに、子育て家庭の経済状況や親の子どもとの関わり方や、子どもの生活状況などを把握するため、2018年（平成30年）に「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」を実施しました。

また、2019年7月には、本市が「SDGs 未来都市」に選定され、概ね10年後の2030年のあるべき姿の実現に向け、「宇都宮市 SDGs 未来都市計画」を策定し、「貧困をなくそう」を含む17の目標達成に向け、取り組んでいます。



(3) 「子どもの貧困対策プロジェクト」の設定

（通称『うつのみや子どもミルフィーユ（みる・feel you）プロジェクト』）

「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月）においては、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活など、子どもの貧困対策を総合的に推進するよう市町村計画策定の努力義務が明記されたところです。

このため、市民や地域との連携強化を図りながら、効果的・効率的に貧困対策を推進するため、現行プランで推進してきた継続的な「経済的な貧困対策」とともに、将来的な貧困連鎖の予防策として「関係性の貧困」の解消など、「子どもの貧困対策」を分かりやすく体系的に整理し「子どもの貧困対策プロジェクト」として位置付けました。

『うつのみや子どもミルフィーユ（みる・feel you）プロジェクト』の由来

フランス語で mille は「千」、feuille は「葉」を意味し、一般的に mille-feuille は「千枚の葉」とされ、「ミルフィーユ」という菓子は、四角く広げた小麦粉生地を平らに何回も折りたたみ、多くの層をなしているという状態を「千」で表現し、また層になった生地の焼き上りを「葉」として表現されたものと考えられています。

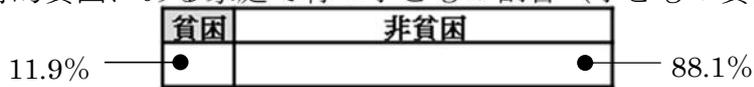
子どもの成長や発達には、ライフステージごとに様々な体験や学びを積み重ね、いくつもの「獲得すべき力」を蓄積していくこととなりますが、中でも特に、貧困状態にある子どもや子育て家庭（you）の気持ちや心身の状態、親子関係や地域とのつながりなどの置かれた状況について、家庭や学校、地域、行政など様々な主体が各々の役割を発揮し、「見る」「感じ取る（feel）」伴走型で重層的な見守りや支援を行うことで、子どもが「前向きな力」や「生きる力」など身に付けるべき力を積み重ね、健全に成長していくためのプロジェクトとして表現したものです。

2 「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」結果

(1) アンケート結果概要

ア 生活困窮者の把握

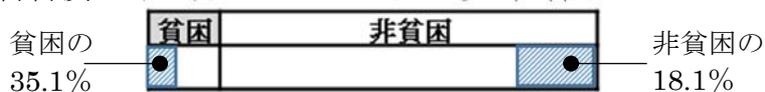
相対的貧困にある家庭で育つ子どもの割合（子どもの貧困率）は 11.9%



※ 国が調査した子どもの貧困率は、13.9%（本市より 2 ポイント高い）
（出典：国民生活基礎調査（H27））

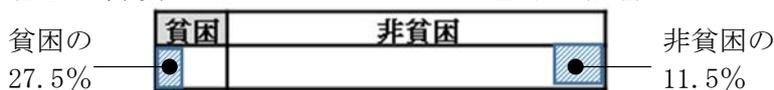
イ 「経済的貧困」にある子どもの状態

- ・ 学習習慣が身に付いていない子どもの割合

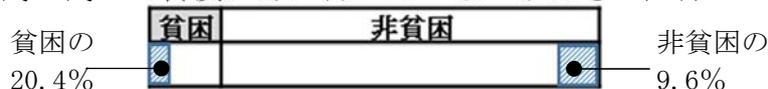


⇒ 「経済的貧困」にある家庭の子どもは、学習習慣が身に付いてない傾向

- ・ 歯磨きの習慣が身に付いていない子どもの割合

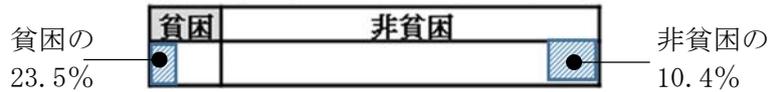


- ・ 朝食を食べる習慣が身に付いていない子どもの割合



⇒ 「経済的貧困」にある家庭の子どもは、生活習慣が乱れている傾向

- ・ 悩みごとを相談できる人がいない子どもの割合



⇒ 「経済的貧困」にある家庭の子どもは、人とのつながりに恵まれていない傾向

- ➔ 「経済的貧困」にある家庭の子どもは「関係性の貧困」になりやすい。
- ➔ 家庭の経済状況に関わらず、「関係性の貧困」にある子どもは存在する。

ウ 「関係性の貧困」にある子どもの状態

- ・ 駄目な人間だと思ふことがある割合

関係性の貧困	非貧困
63.8%	52.0%

- ・ 自分の希望はいつか叶うと思ふ割合

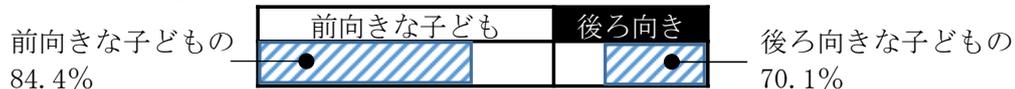
関係性の貧困	非貧困
66.5%	79.8%

⇒ 「関係性の貧困」にある子どもは、後ろ向きである傾向（前向きでない傾向）

- ➔ 家庭の経済状況に関わらず、「関係性の貧困」にある子どもは、後ろ向きな思考になりやすい。

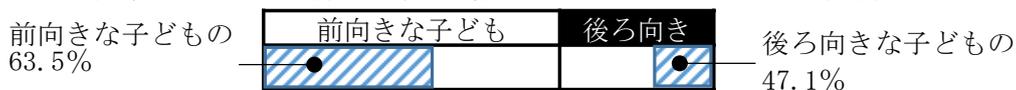
エ 「前向きな思考」の子どもの特徴

- ・ 学習習慣が身に付いている子どもの割合

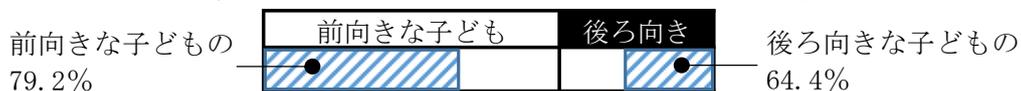


⇒ 前向きな思考を持つ子どもは、学習習慣が身に付いている傾向

- ・ 季節やサイズの合った服や靴を持っている子どもの割合



- ・ やりたい習い事やスポーツなどがやれている子どもの割合



⇒ 前向きな思考を持つ子どもは、物や経験のほか、人とのつながりに恵まれている傾向

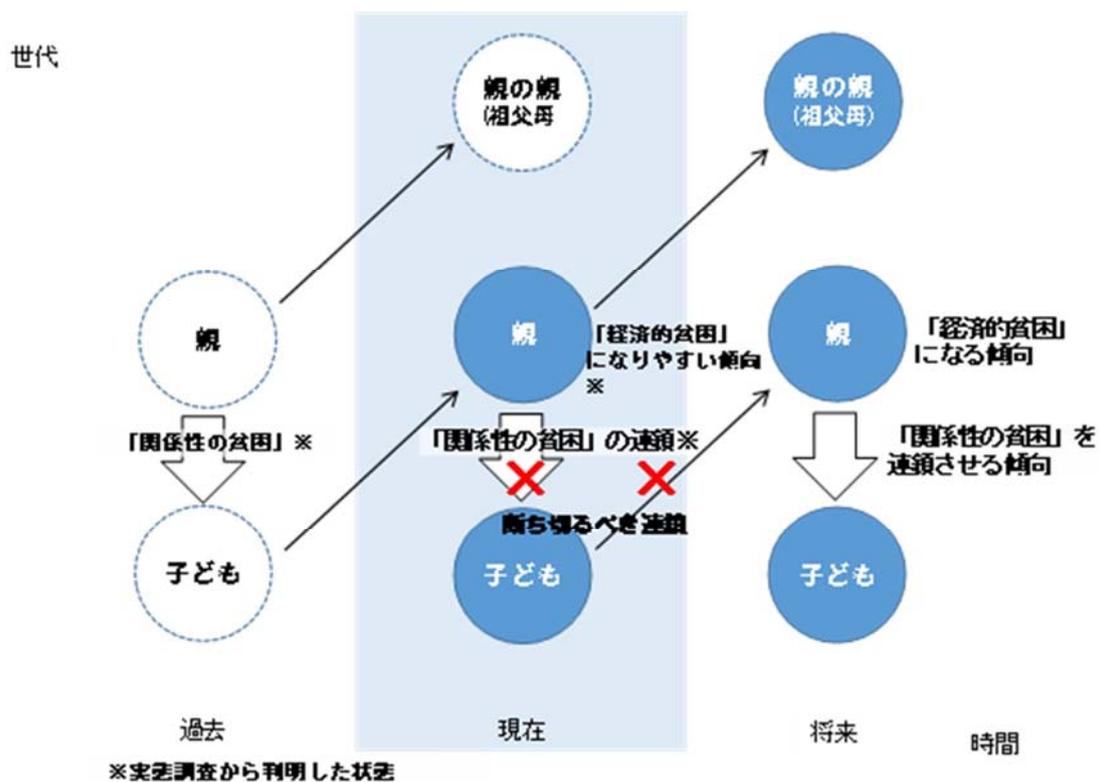
- ・ バランスの取れた食事をしている子どもの割合



⇒ 前向きな思考を持つ子どもは、食習慣を含む生活習慣が整っている傾向

➡ 自分に前向きな気持ちを持ち、将来に夢や希望を抱けるよう（「自己肯定感」を高められるよう）次の5つの「対応すべき課題」の解決に取り組んでいく必要がある。

- ①子どもが学習習慣を付け、学校の成績が高められるよう「**家庭学習の支援**」が必要
- ②子どもが経験・体験や人とのつながり、やりたいことができるよう「**機会を提供する支援**」が必要
- ③子どもの食習慣などの生活習慣を整え、健康問題を引き起こさないよう「**健康（生活習慣）に対する支援**」が必要
- ④子どもの普段の生活は、基本的には親の考えや行動により決まるものことから、「**関係性の貧困**」を防ぐためには、親が子どもに関心を持ち、愛情を与えられるよう「**親への支援**」が必要
- ⑤家庭の養育力の低下などから、親だけが子どもを守り育てるのだけでなく、子どもが過ごす学校や地域など「**地域全体で見守る**」ことが必要



断ち切るべき「貧困の連鎖」のイメージ

(2) 意見交換の結果概要

①家庭学習の支援に関する意見

- ・ 小学生のより早い時期に学習習慣を付ける取組をした方が良い。
- ・ 小学校低学年からの習慣付けを行い、小学校高学年で躓くことがないように支援すべきである。

②機会を提供する支援に関する意見

- ・ 夢や希望を与えることで困難な状況を脱出することができる。
- ・ 体験・経験や人とのつながりが少ない子どもの将来が心配である。

③健康（生活習慣）に対する支援に関する意見

- ・ 栄養が不足し、健康面で不安な子どもがいる。
- ・ 菓子パンやカップ麺などの食事に偏っている子どもがいる。

④親への支援に関する意見

- ・ 親が子どもに「安心」、「信頼」、「信用」を与えることで親子関係が良く、子育てに問題が無い。
- ・ 親が学習への関心が低く、子どもに学習させない事例や親が子どもの食生活に無関心で、子どもが欠食している事例がある。

⑤地域全体で見守ることにに関する意見

- ・ 民生委員や放課後子ども教室のコーディネーター、子どもの家の指導員などが学校に密接に関わるなど、地域全体で子どもを見守ることが重要である。
- ・ 学校生活の中で見えてくる場合が多いため、学校や行政、地域が連携できると良い。

●経済的支援に関する意見

- ・ さまざまな給付事業や親の就労支援事業は引き続き必要な支援である。

※ 調査手法や調査結果の詳細は、資料編 1 ページ~を参照

3 施策体系

将来、経済的に困窮する家庭を最小化できるよう、現在の子どもや子育て家庭に対する貧困対策を効果的・効率的かつ総合的に講じるため、これまでの「経済的支援」の継続とともに5つの「対応すべき課題」を整理し、次の6つの支援を施策の柱とし、子どもや子育て家庭に対する支援の充実・強化を計画的に推進する。

I 経済的支援

II 学びの支援

III 健康を支える生活習慣の支援

IV 体験・経験の機会を得られる支援

V 親を支える支援

VI 地域で支える支援

4 本市施策体系と国の大綱における重点施策との関係

国の大綱における 重点施策 本市 施策体系	1 教育の 支援	2 生活の 安定に 資する ための 支援	3 保護者 に対する 職業生 活の 安定と 向上に 資する ための 就労の 支援	4 経済的 支援
I 経済的支援	○	○	○	○
II 学びの支援	○			○
III 健康を支える生活習慣 の支援	○	○		
IV 体験・経験の機会を 得られる支援	○			○
V 親を支える支援		○	○	○
VI 地域で支える支援	○	○	○	

5 施策体系ごとの取組

施策の柱	No.	基本施策	主な事業
I 経済的支援			
関係性の貧困 の連鎖を防ぎ、将 来の経済的貧困を 未然に防ぐことが できるよう支援しま す。	①	生活困窮者への支援の 充実	・教育・保育施設における低所得世帯への給食費の免除 ・生活困窮世帯への子どもの家等保護者負担金の一部助成
	②	養育費用の支援の充実	・こども医療費助成 ・養育費確保のための行政機関、関係団体との連携による相談、情報提供
	③	ひとり親への支援の 充実	・ひとり親家庭支援手当 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業
	④	就労支援の充実	・自立支援給付金 ・青少年の総合相談事業

II 学びの支援			
子どもが学びを通して、前向きな気持ちながら成長できるよう支援します。	⑤	学ぶための経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金貸付事業 ・就学援助事業
	⑥	地域や家庭における学習支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯への学習支援事業 ・魅力ある学校づくり地域協議会による学習支援
	⑦	学校における学ぶ環境づくりの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・外国人児童生徒等への日本語指導
	⑧	学び続けられる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯向け学習支援事業における中退防止支援 ・青少年自立支援事業における中退後の支援
III 健康を支える生活習慣の支援			
基本的な生活習慣の整えや食環境の向上を図り、将来に渡る健康を得られるよう支援します。	⑨	基本的な生活習慣を整える支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童健全育成事業 ・地域における親と子どもの居場所づくり事業の検討
	⑩	食育を通じた健康づくりへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児の肥満予防のための食育の推進 ・学校教育における食育の推進
IV 体験・経験の機会を得られる支援			
人や物、事との出会いを通して、子どもの社会性や前向きに考える心を得られるよう支援します。	⑪	体験・経験の機会を得られる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・宮っ子ステーション事業(放課後子ども教室) ・青少年の居場所づくり事業
V 親を支える支援			
子育ての負担軽減を図り、社会に孤立せず、安心して子育てができるよう支援します。	⑫	親の孤立を防ぐ支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て情報提供事業 ・地域における親と子どもの居場所づくり事業の検討【新規】
	⑬	子育ての負担軽減を図る支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・宮っ子ステーション事業(子どもの家・留守家庭児童会事業) ・教育・保育の供給体制の確保

VI 地域で支える支援			
学校や家庭だけで子育てをするのではなく、地域社会全体で子どもを見守ることができるよう支援します。	⑭	地域で見守る環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンター事業 ・地域における親と子どもの居場所づくり事業の検討【新規】

6 貧困対策の推進

第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」と同一の体制において継続的な見直しを図りながら、計画的に推進する。

第5章 計画の推進体制

1 計画の周知と啓発

家庭をはじめ、企業、地域など子育て・子育てに関わる一人ひとりが本計画の趣旨を理解し、子どもと子育て家庭を支援し、子どもが健やかに成長できるよう、広報紙やホームページへの掲載、出前講座など、多くの機会をとらえて、計画の効果的な周知と意識の啓発に努めます。

2 庁内推進体制

本計画の推進にあたっては、児童福祉、母子保健、青少年健全育成、商工労働、教育等の各分野に施策・事業がわたるため、関係部局が連携して部局横断的に取り組んでいくことが必要です。

このため、計画の進捗状況を把握し、子ども部を中心に関係部局間の連携を図りながら推進してまいります。

3 庁外推進体制

本計画に位置づけられている施策・事業は、行政のみならず、家庭（子どもの保護者）、事業者、支援団体など、子育て・子育てに関するすべての主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携、協力しながら、一体的に取り組む必要があります。

このため、関係者が意見交換を行い、協働して推進するための協議の場である「宇都宮市子ども・子育て会議」において、毎年、計画の進捗状況の報告を行い、情報を共有し、意見をもとに、市として必要な対策を講じます。

4 計画の点検・評価等の公表及び施策への反映

本計画では、計画全体の進捗状況を点検・評価するため、重点事業に目標値を設定し、個別事業レベルの進捗状況の点検・評価に加え、個別事業を束ねた施策レベルでの進捗状況や計画全体の進捗状況も点検・評価します。

施策レベルの指標の設定に当たっては、現在の社会経済環境の中で生活している市民の感覚に着目して、本市総合計画の施策における市民満足度を採用し、その推移を市民意識調査により把握します。また、市民満足度の指標とあわせ、施策の目標を達成した状態を表す指標として、成果指標を設定し、その推移を把握します。

このような市民の視点に立った点検・評価を実施し、この結果を予算や事業実施に反映させていきます。そうすることで、PDCAサイクル（Plan 計画—Do 実施—Check 評価—Action 改善）の実効性をさらに高めていきます。

また、こうした過程に地域の関係者が参画する場として、上記3に掲げる組織の活用を図るとともに、計画の実施状況について公表し、広く市民に周知を図ります。

資料編

1 調査の概要

(1) 調査方法

ア 子どもや保護者へのアンケート調査

- ・ 子どもや子育て家庭等における課題や施策のニーズを把握
- ・ 世帯収入から見た子どもの貧困の割合（相対的貧困率）や所得だけでは測れない子どもや子育て家庭の貧困状態（子どもの親との関係性や子育て家庭と地域などとの関係性の希薄化：「関係性の貧困」）にある本市の実態を把握するため、住民基本台帳から無作為で抽出し、郵送で配付・回収を行うアンケート調査を実施

イ 子どもや子育て家庭を支援する団体等との意見交換

「アンケート調査から得られた結果」と「支援団体等からの意見」を突合するとともに、支援団体等のニーズを把握し、今後の本市の子どもの貧困対策に資する施策立案を行うため、子ども食堂や学習支援事業運営者、地域で子育て支援を行う者などとの意見交換を実施

【貧困の種類】

<経済的貧困>

家庭の世帯収入から見た貧困状態

（金銭的、物質的な要因による「見えやすい貧困」）

<関係性の貧困>

家庭の世帯収入の状況とは関係なく、子どもが誰もが得ている物や教育、経験、人とのつながりなどが恵まれていない状態

（「親子関係や地域社会からの孤立などの要因による「見えにくい貧困」）

※誰もが得ている物や教育、経験、人とのつながりの例

- ・ サイズや季節に合った服や靴
- ・ 家庭での学習
- ・ 毎食後の歯磨きや毎日の入浴
- ・ 1日3食の摂食
- ・ 自然体験、芸術・文化との触れ合い
- ・ 相談できる友達 など
- ・ 将来あのようにになりたい思える人 など

(2) 調査時期

- ・ アンケート調査
2018年（平成30年）8月～9月
- ・ 意見交換
2019年（平成31年）1月～2月

(3) 調査対象

- ・ アンケート調査
0歳の未就学児から39歳までの幅広い年代の9,500人を対象
対象者や調査票の区分，対象者数は次のとおり

区分	子ども		保護者	
	調査票区分	対象者数	調査票区分	対象者数
未就学児(0歳～6歳)			D	1,000人
小学2年生			E	1,000人
小学5年生	A	1,000人		1,000人
中学2年生	B	1,000人	F	1,000人
高校2年生		1,000人		1,000人
青年(19歳～39歳)	C	1,500人		
小計	4,500人		5,000人	
合計			9,500人	

※子どもは，小学生と中高生で，放課後の過ごし方や行動範囲，保護者との関わりなどが大きく変化することから調査票AとBに区分した。同様に，保護者においても，未就学児，小学生，中高生で区分し，それぞれ調査票をD，E，Fとした。

- ・ 意見交換
子ども食堂や学習支援事業運営者，地域で子育て支援を行う者（民生委員児童委員，宮っ子ステーション事業運営者等）などを対象

(4) アンケート調査の特徴

- ・ **幅広い年代**
切れ目のない支援につながるよう0歳の乳児から39歳の青年までの幅広い年代における子どもを取り巻く状況を把握できる調査対象
- ・ **貧困の連鎖の実態把握**
小学生や中学生、高校生は、子どもと保護者の両者に調査を行い、親子間の貧困連鎖の実態を把握できる調査手法
- ・ **国等との比較検証**
家庭の経済状況の把握や子どもの自己肯定感の状態などを把握する設問を国等と同じ内容とし、国と本市の状況を比較できる調査項目を設定
- ・ **ニートや引きこもりの把握**
青年（19歳から39歳まで）を対象とし、ニートや引きこもりの実態が把握できる調査項目を設定

(5) アンケート調査の設問の考え方

- ・ これまで取り組んできた各施策の評価を実施するとともに、現在の子どもや子育て家庭等における課題や新たな施策のニーズを把握
- ・ 支援が必要な子どもや子育て家庭の困難な状況や子どもや親のそれぞれの考えを把握するため、子どもと保護者にそれぞれ次の4つの視点（①～④）から6つの領域（①～⑥）の設問を設定
 - ① 生活困窮者の把握（相対的貧困層の把握）
 - ② 困難を抱える子どもの把握
 - ① 体験・経験機会の状況
 - ② 学習状況
 - ③ 友人や家族等との関わり状況
 - ④ 普段の過ごし方（居場所）の状況
 - ⑤ 生活習慣の状況
 - ⑥ 青少年の就労状況
 - ③ 困難を抱える保護者の把握
 - ① 子どもの体験・経験機会の獲得に向けた意識の状況
 - ② 子どもの学習への関与の状況
 - ③ 子育てと仕事の両立状況
 - ④ 保護者の配偶者や地域などとの関わり状況
 - ⑤ 保護者の就業状況
 - ⑥ 経済的理由による子育ての影響状況
 - ④ ひきこもりの把握

【主な設問】

<子どもへの調査>

- ・ 物や経験・体験の剥奪状況（自分の机や自転車，海水浴へ行くこと，植物を育てることなど）
- ・ 学校生活（学校での成績や授業の理解度，友達との関わりなど）
- ・ 家庭生活（家庭学習や読書の頻度，家庭での過ごし方，普段過ごす場所など）
- ・ 保護者との関係性（保護者との会話の頻度や内容など）
- ・ 生活習慣（食事の回数や歯磨きの回数，入浴の頻度，起床，就寝時間など）

<保護者への調査>

- ・ 保護者の子どもの頃の状況（生活習慣や家庭生活，学校生活，剥奪状況など）
- ・ 子育て状況（子育てサービスの利用状況，子育てする上で心がけていること，子育て施策に対するニーズ，子育てに対する悩み，地域等への参加状況など）
- ・ 就労状況（就業形態や出勤時間，帰宅時間，就労希望など）
- ・ 家庭の経済的状況（世帯の可処分所得や支出状況など）

2 調査結果

【アンケート調査】

(1) 回収数と回収率

9,500人に調査票を配布し，2,641人（回収率27.8%）から回答があった。

(2) 分析方法

調査票ごとに集計にした上で，家庭の経済状況や，子どもの親や地域との関係性の状況でグループ分けし，それぞれの子どもや親の状態像の比較分析を行った。

(3) 分析結果

ア 生活困窮者の把握

相対的貧困にある家庭で育つ子どもの割合（子どもの貧困率）は，11.9%であり，8人に1人の子どもが経済的貧困の家庭で育っている。また，本市は国より2ポイント低い。

※ 国が調査した子どもの貧困率は，13.9%（7人に1人）

（出典：国民生活基礎調査（H27））

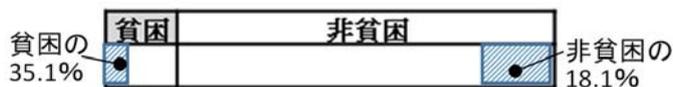
11.9%	貧困	非貧困
		88.1%

イ 生活困窮者の子ども（「経済的貧困」にある子ども）の状態像

○学習の習慣付け

「経済的貧困」にある家庭の子どもは、学習習慣が身に付いてない傾向がある。

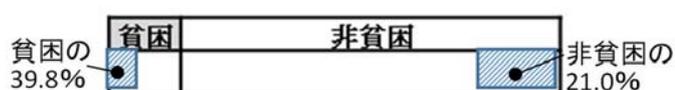
<学習習慣が家で1日30分未満の子どもの割合>



○学校の成績

「経済的貧困」にある家庭の子どもは、学校の成績が低い傾向がある。

<学校の成績が真ん中より下の子どもの割合>



○歯磨きの習慣

「経済的貧困」にある家庭の子どもは、歯磨きの習慣が身に付いてない傾向がある。

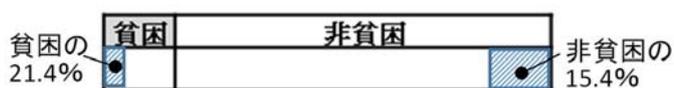
<歯磨きが1日1回以下の子どもの割合>



○起床時間

「経済的貧困」にある家庭の子どもは、起床時間が遅い傾向がある。

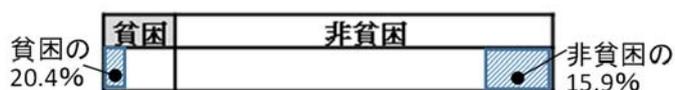
<起床時間が午前7時過ぎの子どもの割合>



○就寝時間

「経済的貧困」にある家庭の子どもは、就寝時間が遅い傾向がある。

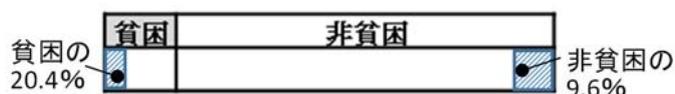
<就寝時間が午後12時過ぎの子どもの割合>



○食事の欠食

「経済的貧困」にある家庭の子どもは、朝食を食べる習慣が無い傾向がある。

<朝食を毎日取らない子どもの割合>



○食事の内容

「経済的貧困」にある家庭の子どもは、食事の内容がインスタント食品やカップラーメンなどの傾向がある。

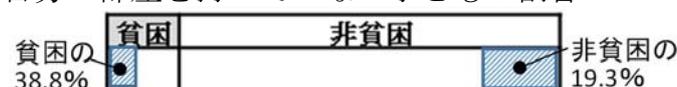
<夕食にカップ麺などのインスタント食品を食べている子どもの割合>



○自分の部屋の所有

「経済的貧困」にある家庭の子どもは、自分の部屋を所有していない傾向がある。

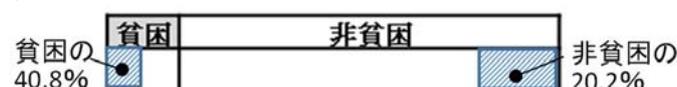
<自分の部屋を持っていない子どもの割合>



○家で植物を育てる経験

「経済的貧困」にある家庭の子どもは、家で植物を育てる経験がない傾向がある。

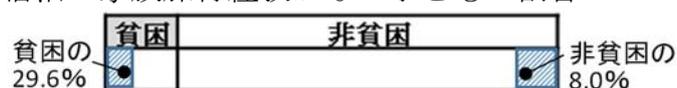
<家で植物を育てた経験がない子どもの割合>



○家族旅行（宿泊）の経験

「経済的貧困」にある家庭の子どもは、家族旅行の経験がない傾向がある。

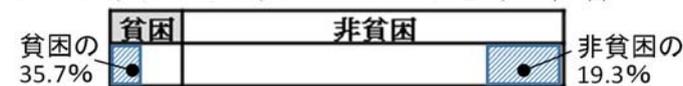
<宿泊の家族旅行経験がない子どもの割合>



○心から尊敬できる人の存在

「経済的貧困」にある家庭の子どもは、心から尊敬できる人がいない傾向がある。

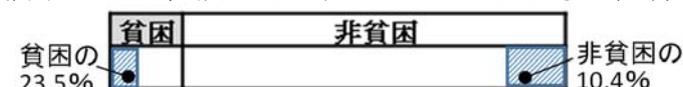
<心から尊敬できる人がいない子どもの割合>



○相談できる人の存在

「経済的貧困」にある家庭の子どもは、相談できる人がいない傾向がある。

<悩みごとを相談できる人がいない子どもの割合>



⇒ 「経済的貧困」にある家庭の子どもは、学習習慣が無く、学力が低い、さらに生活習慣が乱れがちであり、物や体験・経験、人とのつながりに恵まれていない傾向がある。すなわち、「関係性の貧困」である場合が多い。

（「経済的貧困」にある家庭の子どもは、「関係性の貧困」になりやすい）

⇒ 「経済的貧困」にない家庭の子どもでも、学習習慣が無い、学力が低い、生活習慣が乱れがち、物や体験・経験、人とのつながりに恵まれていない子どもが存在し、家庭の経済状況に関わらず、「関係性の貧困」にある子どもが存在する。

ウ 「関係性の貧困」にある子どもの状態像

○友達がたくさんいると思う割合

＜たくさんいると思う子どもの割合＞

関係性の貧困	非貧困
68.6%	83.3%

○体力に自信があると思う割合

＜体力に自信があると思う子どもの割合＞

関係性の貧困	非貧困
51.1%	63.1%

○勉強が得意な方だと思う割合

＜勉強が得意な方だと思う子どもの割合＞

関係性の貧困	非貧困
37.6%	64.8%

○人並みの能力があると思う割合

＜人並みの能力があると思う子どもの割合＞

関係性の貧困	非貧困
61.7%	74.3%

○駄目な人間だと思うことがある割合

＜駄目な人間だと思うことがある子どもの割合＞

関係性の貧困	非貧困
63.8%	52.0%

○将来に不安を感じている割合

＜将来に不安を感じている子どもの割合＞

関係性の貧困	非貧困
70.0%	59.2%

○勉強をしなくても将来困らないと思う割合

<勉強をしなくても将来困らないと思う子どもの割合>

関係性の貧困	非貧困
14.8%	8.1%

○他人に負けないように頑張ろうと思う割合

<他人に負けないように頑張ろうと思う子どもの割合>

関係性の貧困	非貧困
66.3%	76.4%

○将来のはっきりとした目標を持っている割合

<将来のはっきりとした目標を持っている子どもの割合>

関係性の貧困	非貧困
52.6%	65.6%

○自分の希望はいつか叶うと思う割合

<自分の希望はいつか叶うと思う子どもの割合>

関係性の貧困	非貧困
66.5%	79.8%

⇒ 「関係性の貧困」にある子どもは、自分に自信が無く、前向きな気持ちになれず、また将来に対して悲観的かつ楽観的な考えである傾向がある。

(独立行政法人 国立青少年教育振興機構によるとこのような結果を「自己肯定感」が低いと考察する)

エ 「自己肯定感」が高い子どもの特徴

○学習の習慣付け

<学習習慣が家で1日30分以上の子どもの割合>



○学校の成績

<学校の成績が真ん中より上の子どもの割合>



○季節やサイズの合った服や靴の所持

<季節やサイズの合ったものをたくさん持っている子どもの割合>



○ロールモデルの存在

<身近に将来あのようになりたいと思える人がいる子どもの割合>



○やりたいことをやっている状況

<やりたい習い事やスポーツ活動をやっている子どもの割合>



○家族からの愛情を受けている状況

<家族から「大切な人」と言われたことがある子どもの割合>



○食事の内容

<家で炊いたご飯を食べている子どもの割合>



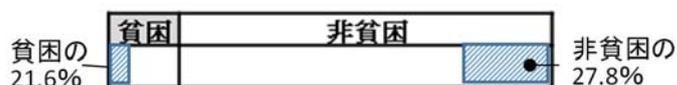
⇒自分に前向きな気持ちを持ち、将来に夢や希望を抱けるよう（「自己肯定感」を高められるよう）次の5つの「対応すべき課題」の解決に取り組んでいく必要がある。

- ①子どもが学習習慣を付け、学校の成績が高められるよう「**家庭学習の支援**」が必要
- ②子どもが経験・体験や人とのつながり、やりたいことができるよう「**機会を提供する支援**」が必要
- ③子どもの食習慣などの生活習慣を整え、健康問題を引き起こさないよう「**健康（生活習慣）に対する支援**」が必要
- ④子どもの普段の生活は、基本的には親の考えや行動により決まるものであることから、「**関係性の貧困**」を防ぐためには、親が子どもに関心を持ち、愛情を与えられるよう「**親への支援**」が必要
- ⑤家庭の養育力の低下などから、親だけが子どもを守り育てるだけでなく、子どもが過ごす学校や地域など「**地域全体で見守る**」ことが必要

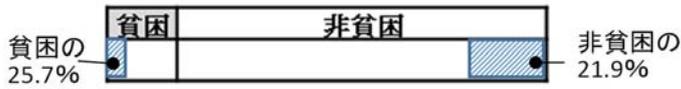
オ 貧困の連鎖の検証

○子どもの学習習慣

<子どもの頃、学習習慣があった親の子どもが学習習慣が無い割合>



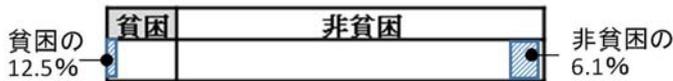
<子どもの頃、学習習慣がなかった親の子どもが学習習慣が無い割合>



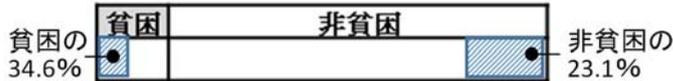
⇒貧困層の学習習慣について親から子への連鎖の傾向が見られる。

○子どもの歯磨きの習慣

<子どもの頃、歯磨きの習慣があった親の子どもが歯磨きの習慣が無い割合>



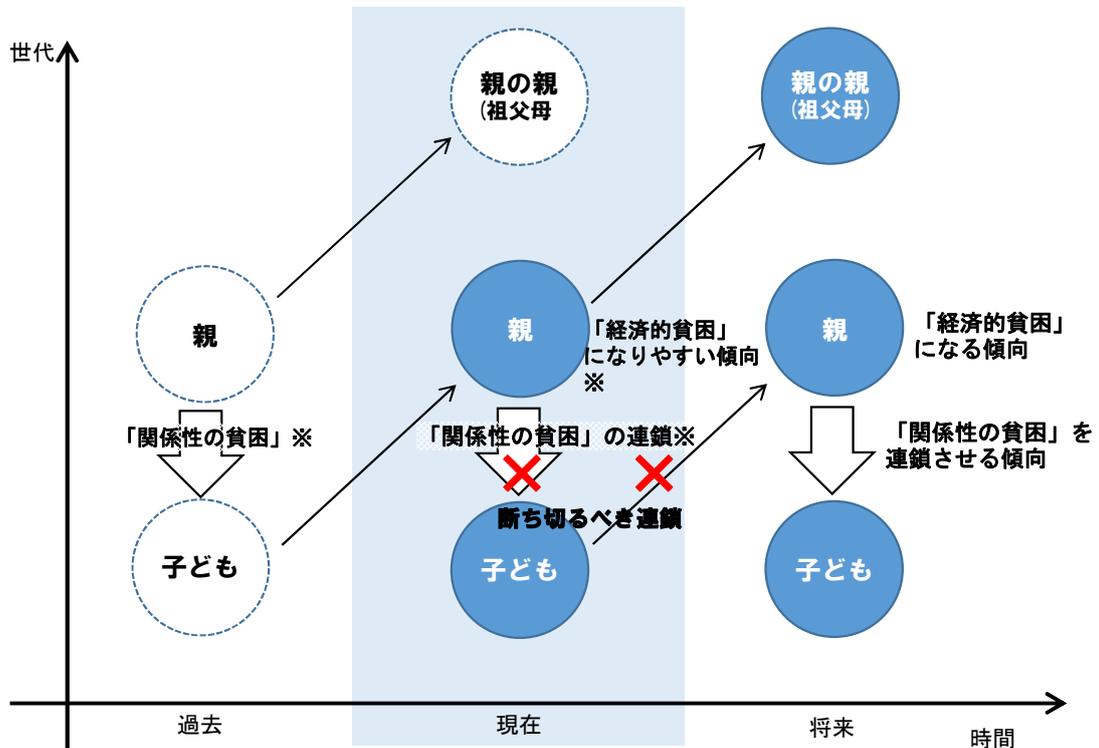
<子どもの頃、歯磨きの習慣がなかった親の子どもが歯磨きの習慣が無い割合>



⇒貧困／非貧困に関わらず、親が習慣が無かった場合、子どもにも習慣が無い傾向が見られる。

⇒「経済的貧困」の保護者は、子どもの頃、「関係性の貧困」であった場合が多い。

⇒「関係性の貧困」は親から子に連鎖する。



【意見交換】

①家庭学習の支援に関する意見

- ・ 学習習慣は一度身に付けることができれば継続して家庭学習ができるようになるため、小学生のより早い時期に学習習慣を付ける取組をした方が良い。
(地域の見守り団体)
- ・ 子どもにとって勉強ができること、わかることで学校や普段の生活が楽しくなる。不登校を防ぐためにも有効である。 (学習支援事業運営者)
- ・ 中学生に対する学習支援を行っているが、小学生の内容（特に分数）から躓いている生徒が多いため、小学校低学年からの習慣付けを行い、小学校高学年で躓くことがないように支援すべきである。
(社会福祉団体、学習支援事業運営者)
- ・ 親が学習への関心が低く、子どもに学習させないため、子どもに直接学習支援を行うことができるよう、子どもが放課後、帰宅することなく、学習支援につなげるなど、アプローチの仕方に工夫が必要である。
(放課後子ども教室運営者)

②機会を提供する支援に関する意見

- ・ 問題行動を起こす子どもでも、何か夢中になることや得意なことを伸ばし、夢や希望を与えることで困難な状況を脱出することができる。
(放課後子ども教室運営者)
- ・ 子どもに関心のない親は、親学講座のような場には来ないため、行政側から家庭に入り込んでいくアウトリーチの手法が有効的である。
(地域の見守り団体)
- ・ 親の考えにより、子どもが「放課後子ども教室を利用することができない」、「子ども会に入れぬ」などの体験・経験や人とのつながりが少ない子どもの将来が心配である。 (放課後子ども教室運営者)

③健康（生活習慣）に対する支援に関する意見

- ・ 親が子どもの食生活に無関心で、子どもが欠食している場合があり、栄養が不足し、健康面で不安な子どもがいる。 (子ども食堂運営者)
- ・ 子ども食堂に来る子どもは、偏食が気になる子どもが多い。家ではカップ麺やパンをよく食べているようだ。 (子ども食堂運営者)
- ・ 親は仕事が忙しく、子どもたちの面倒を見られないため、兄弟で食事などの面倒を見ている。そのため、菓子パンやカップ麺などの食事に偏っている事例がある。 (子ども食堂運営者)

- ・ 子ども食堂において、県や市のSSWからの依頼によりお弁当の配達をしている。団体の自主事業としてやっているため、供給量に限りがあり、ニーズに応えられない状況にあるが、家庭の経済状況や親の養育力の低さにより、まともな食事を食べることができない子どもが存在する。

(子ども食堂運営者)

④親への支援に関する意見

- ・ さまざまな親学講座が開催されているが、子育てに関心が無い親は、講座に参加する気がなく、プリントも見ていないなど、情報が行き届いていないため、養育力を高めることができない。 (地域の見守り団体)
- ・ 親が子どもに「安心」、「信頼」、「信用」を与えることで親子関係が良く、子育てに問題が無い。 (放課後子ども教室運営者)
- ・ 親が働いている姿を見ていないなど親の頑張っている姿を見ていない子どもは、そもそも、何事にも頑張るという意識が働かない。

(社会福祉団体)

- ・ (再掲)親が学習への関心が低く、子どもに学習させないため、子どもに直接学習支援を行うことができるよう、子どもが放課後、帰宅することなく、学習支援につなげるなど、アプローチの仕方に工夫が必要である。

(放課後子ども教室運営者)

- ・ (再掲)親の考えにより、子どもが「放課後子ども教室を利用することができない」、「子ども会に入れない」などの体験・経験や人とのつながりが少ない子どもの将来が心配である。 (放課後子ども教室運営者)

- ・ (再掲)親が子どもの食生活に無関心で、子どもが欠食している場合があり、栄養が不足し、健康面で不安な子どもがいる。

(子ども食堂運営者)

⑤地域全体で見守ることにに関する意見

- ・ 子どもは、学校や放課後子ども教室、家庭など相手によって見せてくる様子が異なるため、民生委員や放課後子ども教室のコーディネーター、子どもの家の指導員などが学校に密接に関わるなど、地域全体で子どもを見守ることが重要である。

(地域の見守り団体、子ども食堂運営者)

- ・ 困難を抱える子どもは、学習の面での問題や給食の食べる量など、学校生活の中で見えてくる場合が多いため、学校や行政、地域が連携できると良い。

(地域の見守り団体、社会福祉団体、子ども食堂運営者)

- ・ 放課後子ども教室や地域未来塾に参加している子どもは、友人関係が良好であり、学習に意欲的に取り組んでいるなど、学校生活や家庭生活に問題を抱えていない子どもであり、問題を抱えている子どもは「子どもの家」や「子ども食堂」にいると聞いている。

(地域の見守り団体、放課後子ども教室運営者、学習支援事業運営者)

- ・ 家庭生活に困っている子どもは、子ども食堂に助けを求めてくる。子ども食堂を入口として、学習の習慣付けや生活習慣を整えることができると考える。そのため、今後、民間の力として、子ども食堂を増やしていく必要があると考えるが、増えていくと子ども食堂の質を保つことが必要であり、スタッフの基礎知識として、子どもの貧困をわかっていない者も多く、研修会が必要と考えている。(子ども食堂運営者)

- ・ 子どもには、大人との関わりを通じて、自己肯定感を持つことができるよう、まず大人が子どもを認めていく。さらに、子どもとのコミュニケーションの中から関係性を築き、子どもがSOSを出せる場を確保する。そこで得た情報を関連機関と連携・共有し、現在起きている貧困に対して、さまざまな面から支援できる体制を整える。そのために、子どもの貧困について理解し、協力してくれる大人を増やしてするための周知活動を行い、貧困を社会全体の問題として考えていくことが必要である。

(学習支援事業運営者)

●経済的支援に関する意見

- ・ 経済的に困窮し、今日、子どもが飲む粉ミルクがない事例がある。粉ミルクは、種類が多く、商品ごとに特徴があり、子どもによって合うものと合わないものがあるため、事前に確保することは難しい状況であり、さまざまな給付事業や親の就労支援事業は引き続き必要な支援である。

(社会福祉団体)

- ・ 給食費やライフライン(水道、ガス、電気)の支払いや開栓の情報を共有できると支援が必要な子どもを掘り起こしできるかもしれない。

(社会福祉団体)

- ・ 本当に困っている子どもが子ども食堂を居場所としている現状から、子ども食堂を増やしていく必要があると考えるが、開設に当たっての改修費や設備費などの開設費用の問題から断念するケースが多いため、民間事業者への経済的支援が必要である。(子ども食堂運営者)

資料編 本市における「子どもの健全育成施設機能」

全ての子どもたちが、人間性や社会性を身につけ、心豊かにたくましく成長していくことができるよう、子どもの成長や家庭の状況に応じて、子どもや子育て家庭に対する様々な機会や場の提供により支援していくことが重要です。

このため、本市では子どもの健全育成や家庭の子育て支援を担う「施設機能」について、様々な目的や利用形態で全市展開しており、「居場所」をはじめとする主要な施設について、施設概要や利用状況、配置の考え方などについてまとめます。

1 子どもが過ごす主な「場」

主に子どもが過ごす「場」としては、以下の3つが想定されます。

- (1) **家庭**：児童福祉法第2条及び教育基本法第10条に規定されるように、子どもの心身を健やかに育成し、また教育することについて第一義的責任を負う、子どもの生活の基本となる場
- (2) **学校等**：教育基本法に規定される小中学校や児童福祉法に規定される保育園等、子どもが日々通う施設

(3) 家でも学校でもない場所

ア 健全育成を目的とした公共施設

子どもを対象として、遊びや体験、支援等を提供する施設（資料－15 ページ2の(1)）

イ 地域が主体となって運営する施設

地域の子どもや保護者を対象として、気軽に立ち寄ることができる場の提供や学習支援などを行う、地域が主体となって運営する施設や事業（資料－22 ページ2の(2)）

ウ 市民全体を対象とした公共施設

全ての市民を対象として、健康増進や憩いの場、教養を深める機会等を提供する公園・体育施設・図書館等の施設（資料－27 ページ2の(3)）

子どもの育成に関わる施設のうち、「(2)学校等」のうち、幼稚園・保育園・認定こども園については子ども子育て支援法に基づく「子ども子育て支援事業計画」により、また、学校については文部科学省令等に基づき設置されています。ここでは、各々の対象者や目的に応じて下記の5つの「健全育成施設機能」を展開している(3)「家でも学校でもない場所」の現状をまとめます。

- ・ 遊びを含む体験・経験機会の提供
- ・ 家庭学習の支援
- ・ 健康（生活習慣）に関する支援
- ・ 親への支援
- ・ 地域・社会全体で見守る支援

2 本市における健全育成に関わる施設（事業）

(1) 健全育成を目的とした公共施設

ア 青少年活動センター

開設	昭和55年4月に「勤労青少年ホーム」として開設，平成20年4月から「青少年活動センター」として運営開始																		
所在地	宇都宮市今泉町 3007 番地																		
根拠条例	宇都宮市青少年活動センター条例，宇都宮市青少年活動センター施行規則																		
利用対象	市内に在住，在学，在勤の35歳未満の青少年																		
設置目的	青少年の健全育成，自主的活動及び交流の促進を図る																		
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子向け事業（乳児親子を対象としたベビーマッサージなどを実施） ・ 小学生向け事業（自然体験やスポーツ体験などの体験活動の提供） ・ 中高生向け事業（バスケットボール大会などの交流イベントの実施） ・ ヤングセミナー（高校生以上35歳未満の青少年を対象とした料理，語学，スポーツなどのセミナーを実施） 																		
施設内容	講堂，料理室，講習室，和室，音楽室，ホール・談話室，体育館，テニスコート等																		
開館時間	午前9時～午後9時（ただし，日曜日・祝日は午後5時まで）																		
運営方式	<p>指定管理者制度を活用しており，指定管理者は公益財団法人とちぎYMCA（H25年度より5年間の指定管理，とちぎYMCAは2期目）</p> <p>制度の活用により，施設管理の効率性の向上や，より効果のあるソフト事業の企画等の提案など，利用者のニーズを的確にとらえたサービスを提供することを図るため</p>																		
利用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青少年</td> <td>34,162人</td> <td>34,677人</td> <td>33,104人</td> </tr> <tr> <td>一般利用</td> <td>22,766人</td> <td>22,089人</td> <td>21,813人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>56,928人</td> <td>56,766人</td> <td>54,917人</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H28	H29	H30	青少年	34,162人	34,677人	33,104人	一般利用	22,766人	22,089人	21,813人	合計	56,928人	56,766人	54,917人
年度	H28	H29	H30																
青少年	34,162人	34,677人	33,104人																
一般利用	22,766人	22,089人	21,813人																
合計	56,928人	56,766人	54,917人																
施設配置の考え方など	<p>地域では担うことが難しい大人数を対象とした事業等を実施することを通して，青少年の交流や自主的活動を促進するため，体育館や音楽室等の大型の設備を備えた全市的な拠点として設置</p> <p>青少年の自主活動，交流活動の促進が図られるよう，施設の維持管理や設備等の強化を行いながら，ニーズに即した様々な事業を展開していく。</p>																		

イ ゆうあいひろば

開設	平成19年7月31日に旧中央児童館に替わる全市的な健全育成の拠点施設として開設																		
所在地	宇都宮市馬場通り 4-1-1 市民プラザ 6階(1,440 m ²)																		
根拠条例	宇都宮市民プラザ条例, 宇都宮市民プラザ条例施行規則																		
利用対象	子どもたちのあそび広場 乳幼児から小学生 一時預かり保育 生後6か月から未就学児 青少年エリア 主に中高生																		
設置目的	子どもが遊びを通して、あらゆる世代の人々との交流を深め、心豊かでたくましく生きることができる人づくりを目指すとともに、保護者の育児に対する心理的及び肉体的負担を軽減するため、一時的に児童を預かり、保育し、また、育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者とが相互に援助しあう活動を支援する、総合施設として運営するもの																		
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に乳幼児から小学生までを対象に、大型遊具や読書、読み聞かせ、工作 ・ 育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者の間で行う相互援助活動を支援 ・ 一時的な児童の預かり保育 ・ 主に中高生を対象に青少年の居場所を確保するとともに、青少年の仲間づくりに必要な情報の提供や活動の支援 																		
施設内容	子どもたちのあそび広場、一時預り保育、ファミリーサポートセンター、青少年エリア、カフェエリア																		
開館時間	午前9時～午後6時(ただし、青少年エリア、カフェエリアは午後7時まで)																		
運営方式	<p>業務委託として実施しており、現在の業務委託先は社会福祉法人宇都宮市母子寡婦福祉連合会</p> <p>当業務は、子どもの健全育成や多世代交流の促進、子育て支援サービスの提供を目的として、施設を一体的に運営する業務であることから、業務の専門性及び実績等を考慮し、本市内に拠点を有するとともに、臨時的就業を希望する本市の母子家庭のための就業の機会を確保し、組織的に提供する「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項」に定める母子・父子福祉団体であるため</p>																		
施設配置の考え方など	主に乳幼児から小学生を対象とした健全育成のための全市的な拠点施設として設置																		
利用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あそび広場</td> <td>85,004人</td> <td>79,391人</td> <td>78,983人</td> </tr> <tr> <td>青少年エリア</td> <td>4,840人</td> <td>4,689人</td> <td>4,781人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>89,844人</td> <td>84,040人</td> <td>83,764人</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H28	H29	H30	あそび広場	85,004人	79,391人	78,983人	青少年エリア	4,840人	4,689人	4,781人	合計	89,844人	84,040人	83,764人
年度	H28	H29	H30																
あそび広場	85,004人	79,391人	78,983人																
青少年エリア	4,840人	4,689人	4,781人																
合計	89,844人	84,040人	83,764人																

ウ 児童遊園「あそぼの家」

開設	昭和55年4月に開設																		
所在地	宇都宮市今泉町 3007 番地																		
根拠条例	児童福祉法, 宇都宮市児童遊園条例																		
利用対象	未就学児の親子, 小学生																		
設置目的	<p>児童遊園は, 児童に健全な遊びを与え, その健康を増進し, 自主性, 社会性, 創造性を育み, 情操を豊かにすること</p> <p>あそぼの家は, 幼児または小学校低学年児童の遊びの指導や保護者の交流の促進</p>																		
主な事業	屋外遊び, 読み聞かせ, 手遊び, 季節行事, 工作教室, 子育て相談等																		
施設内容	あそぼの家, あずまや, ベンチ, 各種遊具																		
開館時間	あそぼの家の開館時間は, 午前10時30分から午後5時まで																		
運営方式	<p>指定管理者制度を活用しており, 指定管理者は公益財団法人とちぎYMCA(H25年度より5年間の指定管理, とちぎYMCAは2期目)</p> <p>制度の活用により, 施設管理の効率性の向上や, より効果のあるソフト事業の企画等の提案など, 利用者のニーズを的確にとらえたサービスを提供することを図るため</p>																		
施設配置の考え方など	ゆうあいひろばとともに, 乳幼児から小学生を対象とした健全育成のための全市的な拠点施設として設置																		
利用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童遊園</td> <td>19,815人</td> <td>19,798人</td> <td>22,608人</td> </tr> <tr> <td>あそぼの家</td> <td>11,289人</td> <td>11,524人</td> <td>11,777人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>31,104人</td> <td>31,322人</td> <td>34,385人</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H28	H29	H30	児童遊園	19,815人	19,798人	22,608人	あそぼの家	11,289人	11,524人	11,777人	合計	31,104人	31,322人	34,385人
年度	H28	H29	H30																
児童遊園	19,815人	19,798人	22,608人																
あそぼの家	11,289人	11,524人	11,777人																
合計	31,104人	31,322人	34,385人																

エ 児童館

児童館名	岡本児童館	白沢児童館	田原児童館	
開設	昭和44年4月	平成5年7月	平成11年4月	
所在地	下岡本町 10954-10	白沢町 385	上田原町1	
根拠条例	児童福祉法, 宇都宮市児童館条例			
利用対象	乳幼児から18歳未満のすべての子どもとその保護者			
設置目的	<p>乳幼児から18歳未満のすべての子どもに対して, 一貫して安全かつ健全な遊び場を提供することで, 健康を増進し, 情操を豊かにするとともに, 異年齢間の児童が集団で遊ぶことにより, 幼少期から社会性を身につけた健全な児童の育成を図る</p> <p>サークル等の地域活動組織の利用促進を図るとともに, 子育てに対して不安や悩みを抱える保護者からの相談に対応する</p>			
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作, ゲーム, 運動 ・ 大型イベント(岡本春祭り, 白沢七福神めぐり, はねるくん夏祭り) ・ 親子クラブ 			
施設内容	集会室, 遊戯室, 図書室, 相談室, 創作活動室(白沢のみ), 体育館(田原のみ)			
開館時間	9:30~17:30			
運営方式	市営			
施設配置の考え方など	3児童館については, 平成18年度末の河内町との合併により旧町から引き継いだ河内地区特有の施設			
利用実績	H28	17,122人	9,988人	16,449人
	H29	16,755人	8,717人	9,937人
	H30	16,400人	8,798人	11,695人

オ 子育てサロン

事業開始	平成7年														
箇所数	12か所（公立7か所・民間5か所）														
根拠法令	児童福祉法, 子ども・子育て支援法, 子ども・子育て支援交付金実施要綱・交付要綱														
対象者	未就学児														
設置目的	地域全体で子育てを支援する基盤を形成し, 子育ての相談指導・育児不安の解消など, 地域における子育て家庭に対する支援を推進する。														
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談, 援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講座の実施 														
施設内容	子育て親子の交流スペース 授乳コーナー 流し台 ベビーベット 遊具														
開館時間	実施主体により異なるが, 概ね9時～16時														
運営方式の理由	地域の身近な場所である, 保健センターや保育所で, 乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談, 情報提供等を実施できるよう, 市の直営または民間施設に対して子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づく補助金交付により運営している。														
施設配置の考え方など	広域的な拠点施設として, 地域バランスを考慮して, 市内12カ所に設置														
利用実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">年度</th> <th style="width: 25%;">H28</th> <th style="width: 25%;">H29</th> <th style="width: 25%;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>12 施設</td> <td>12 施設</td> <td>12 施設</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>119, 629 人</td> <td>116, 144 人</td> <td>123, 031 人</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H28	H29	H30	施設数	12 施設	12 施設	12 施設	利用者数	119, 629 人	116, 144 人	123, 031 人
年度	H28	H29	H30												
施設数	12 施設	12 施設	12 施設												
利用者数	119, 629 人	116, 144 人	123, 031 人												

カ 要支援児童健全育成事業

事業開始	平成29年度開始(平成26～28年度は県のモデル事業として実施)			
箇所数	2か所			
根拠法令	宇都宮市要支援児童健全育成事業補助金交付要綱			
対象者	小学生, 中学生			
設置目的	<p>養育放棄(ネグレクト)等の状況にある要支援児童に, 放課後及び長期休業中に, 安心できる大人とのふれあいや交流などを通じ, 健全な家庭の養育を経験・学習させる事業を行う団体を選定し, 当該事業に要する経費を補助することにより, 養育放棄等の虐待の世代間連鎖の防止に資するとともに, 当該要支援児童の健全な成長と自立を促す。</p>			
主な事業	<p>放課後等の居場所を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な生活習慣, 望ましい食習慣の習得, 宿題等の学習支援 (具体的な支援内容) <ul style="list-style-type: none"> ・夕食, 入浴, 洗濯, 宿題等の日常的な生活支援 ・学校から居場所, 居場所から自宅への送迎 ○保護者等の養育相談, 悩み相談 (具体的な支援内容) <ul style="list-style-type: none"> 児童を通じての保護者の養育能力の向上等への支援, 臨床心理士等による相談 			
施設内容	<p>一日あたり7名程度の児童に支援を提供することに支障がない広さを有する本市内にある建物で, 「居場所」の設備として, 次のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣服を洗濯・乾燥させる設備 ・入浴させるための設備 ・食事を提供するための設備 ・学習を支援するための設備 ・保護者からの相談を受けるためのプライバシーの保護が可能な相談スペース ・送迎用の車両 			
開館時間	月曜日～金曜日(祝日, お盆休み, 年末年始を除く), 一日 4 時間程度(送迎時間は含まない)の支援を提供できることとしており, 開館時間は指定していない。			
運営方式	<p>下記団体への補助金交付により実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定特定非営利活動法人「青少年の自立を支える会」(H29.04～) ・社会福祉法人 とちぎYMCA福祉会(H30.09～) <p>平成 26 年度から平成 28 年度は, 県とともに3か年のモデル事業(要支援児童放課後応援事業)として実施し, モデル事業終了後, 市単独事業として継続して実施している。運営団体は公募し, 選定委員会により選定した。</p>			
施設配置の考え方など	2施設で全市を対象とする広域的な拠点として設置			
利用実績 (登録者数)	年度	H28	H29	H30
	施設数	—	1 施設	2 施設
	小学生	—	8 名	21 名
	中学生	—	7 名	6 名
	合計	—	15 名	27 名

キ 生活困窮世帯等への学習支援事業

事業開始	平成26年5月28日																		
箇所数	4箇所(学習支援教室)																		
根拠法令	生活困窮者自立支援法																		
対象者	中学生, 高校生																		
設置目的	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し, 高等学校等への進学を促進するとともに, 高校中退を防止することで, 将来の自立促進を図り, 貧困の連鎖を防ぐことを目的とする。																		
主な事業	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生を対象に, 学習支援教室においては, 教職経験者等の学習支援員により, 個々の学力に応じた学習指導を行い, また, 教室に通えない生徒に対しては, 通信添削を行う。更に, これまで学習支援教室に参加していた高校生を対象に, 中退防止のフォローアップとして, 学習支援に加え, 学校や家庭における生活相談等を実施している。																		
施設内容	市内4箇所の公共施設(非公表)																		
開館時間	17時30分～20時																		
運営方式	業務委託により運営しており, 業務委託先は一般社団法人栃木県若年者支援機構。 受託事業者は, 子どもの学習支援や生活相談などのノウハウを有するとともに, 活動を通じて本市内の子どもたちの生活状況にも精通し, 関係機関とのネットワークを有していることから, 本事業について業務委託により高い成果が期待できるため。																		
施設配置の考え方など	本市においては, 市内中心部に生活保護世帯と生活困窮世帯が集中していることから, 子どもたちのプライバシーにも配慮し, 市有施設を学習支援教室として活用している。対象者が自転車で通うことができるよう, 施設から半径4km以内(自転車で 15 分～20 分程度)をエリアとし, 今年度は, 市内中心部の中央・東・南の3箇所に教室を設置している。 また, 新年度は, 参加者の分布や参加状況を勘案し, 生活困窮世帯数が増加傾向にある中心部の北西にも新たに教室を増設する。																		
利用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生</td> <td>161 人</td> <td>151 人</td> <td>171 人</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>-</td> <td>9 人</td> <td>32 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>161 人</td> <td>160 人</td> <td>203 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R1年度はR2.2末現在 ※高校生はH30.10より試行的に事業開始し, R1.4より本格的に実施している。</p>			年度	H29	H30	R1	中学生	161 人	151 人	171 人	高校生	-	9 人	32 人	合計	161 人	160 人	203 人
年度	H29	H30	R1																
中学生	161 人	151 人	171 人																
高校生	-	9 人	32 人																
合計	161 人	160 人	203 人																

(2) 地域が主体となって運営する施設

ア 子どもの家・留守家庭児童会事業

事業開始	昭和41年度														
箇所数	66校														
根拠法令	児童福祉法, 宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例, 宇都宮市子どもの家事業実施要綱														
対象者	小学生														
設置目的	地域社会における子どもの健全育成を促すとともに, 放課後児童に家庭生活及び社会生活において必要な規律, 礼儀, 健康, 安全等の基本的習慣を家庭的な雰囲気の中で習得する場を提供するため。														
主な事業	放課後児童健全育成事業														
施設内容	実施場所により異なるが, 主にプレイルーム, 流し, コンロ, 静養するための機能を備えた区画。														
開館時間	午後1時から6時(土曜・長期休業時は午前9時から午後5時)。延長あり。														
運営方式	<p>地域の実情に応じた地域ぐるみの子育ての推進のため, 小学校区域毎の地域の育成者や保護者等で構成される各運営委員会への委託により運営している。</p> <p>なお, 令和3年度に, 指定管理者制度を導入し, 法人格を持つ運営主体へ移行することとしている。</p>														
施設配置の考え方など	<p>放課後等の留守家庭児童の安全・安心な居場所や活動場所の確保のため, 学校敷地内及び隣接地に事業の専有施設として配置している。</p> <p>事業実施場所の確保にあたっては, 児童一人あたりの面積基準等を満たすため, 普通教室や特別教室などの学校施設を活用することを基本とし, その活用が困難な場合は新たに独立棟などの施設整備を行う。</p>														
利用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施校数</td> <td>66校</td> <td>66校</td> <td>66校</td> </tr> <tr> <td>登録児童数</td> <td>4,689人</td> <td>4,951人</td> <td>5,369人</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H28	H29	H30	実施校数	66校	66校	66校	登録児童数	4,689人	4,951人	5,369人
年度	H28	H29	H30												
実施校数	66校	66校	66校												
登録児童数	4,689人	4,951人	5,369人												

イ 放課後子ども教室

事業開始	平成19年7月より順次														
箇所数	54校														
根拠法令	宇都宮市宮っ子ステーション事業実施要綱, 宇都宮市放課後子ども教室実施要綱, 宇都宮市放課後子ども教室実施要領														
対象者	小学生														
設置目的	子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりの推進														
主な事業	登録児童を対象とした体験・交流・学習活動														
施設内容	原則として小学校内において実施(空き教室等を利用)														
開館時間	概ね週1回以上, 放課後の原則として午後5時までのおおむね2時間程度, 週末等は原則として午後9時から午後5時までのうち, おおむね3時間程度 (活動時間および頻度は地域ごとに異なる)														
運営方式	地域の実情に応じた地域ぐるみの子育ての推進のため, 小学校区域毎の地域の育成者や保護者等で構成される各運営委員会への委託により運営している。														
施設配置の考え方など	小学生の放課後における生活の場であることから, 小学校区ごとに配置														
利用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施校数</td> <td>52校</td> <td>52校</td> <td>53校</td> </tr> <tr> <td>登録児童数</td> <td>7,143人</td> <td>7,379人</td> <td>7,684人</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H28	H29	H30	実施校数	52校	52校	53校	登録児童数	7,143人	7,379人	7,684人
年度	H28	H29	H30												
実施校数	52校	52校	53校												
登録児童数	7,143人	7,379人	7,684人												

ウ 子育て支援事業

事業開始	平成6年度			
箇所数	55か所			
根拠法令	宇都宮市子どもの家等事業実施要綱			
対象者	未就学児			
設置目的	乳幼児とその保護者の交流の場を提供すること及び保護者の悩み等の相談に応じることにより、地域の育成機能の強化を図るため			
主な事業	子育て支援事業			
施設内容	実施場所により異なるが、主にプレイルーム、流し、コンロ、静養するための機能を備えた区画			
開館時間	午前10時～午後0時			
運営方式	地域の実情に応じた地域ぐるみの子育ての推進のため、小学校区域毎の地域の育成者や保護者等で構成される各運営委員会への委託により運営している。			
施設配置の考え方など	子どもの家・留守家庭児童会事業を実施している施設において午前中に実施			
利用実績	年度	H28	H29	H30
	施設数	53 施設	54 施設	55 施設
	延利用保護者数	16,537 人	13,887 人	11,885 人
	延利用乳幼児数	19,162 人	16,478 人	13,478 人
	合計	35,699 人	30,365 人	25,363 人

エ 地域未来塾(魅力ある学校づくり地域協議会による学習支援事業)

事業開始	平成28年度から事業開始				
箇所数	7か所(令和2年3月時点)				
根拠法令	社会教育法(第5条第2項など「地域学校協働活動」(本市における「魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業」))				
対象者	中学生				
設置目的	学校の授業時間外での学習機会の創出による, 生徒の自主学習時間の増加や学習習慣の定着				
主な事業	学習サポート, とよちゅう勉強会, ありんこ学習室, 放課後学習支援 など(生徒の自主学習の場の提供及び質問対応)				
施設内容	実施箇所による(各中学校の校舎内や近隣の生涯学習センター・コミュニティセンターなど)				
開館時間	実施箇所による(水曜日放課後や夏休みなど)				
運営方式	地域の実情や特性に応じた柔軟な活動を実施することにより, より効果的に「地域とともにある学校」づくりを行う必要があることから, 魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業として魅力ある学校づくり地域協議会に委託している。地域未来塾の実施については, 各中学校の魅力ある学校づくり地域協議会が地域の実情に応じて判断している。				
施設配置の考え方など	魅力ある学校づくり地域協議会が主体となり, 各中学校と連携して実施しているため, 魅力ある学校づくり地域協議会がある中学校又は周辺の公共施設において, 当該中学校の生徒を対象に実施している。 魅力ある学校づくり地域協議会を通して, 希望する中学生に対し学習機会を提供できるよう, 地域の実情に応じて様々な実施手法により実施することとし, 今後, 導入を推進していく。				
利用実績	年度	H28	H29	H30	R1
	実施校数	1校	4校	5校	7校
	利用者数 (延べ)	500人	2,933人	13,026人	11,052人

オ 青少年の居場所づくり事業

事業開始	平成18年度														
箇所数	15か所														
根拠法令	青少年の居場所づくり事業補助金交付要綱														
対象者	小学生, 中学生, 高校生														
設置目的	家庭でも学校でもない, 地域で青少年が気軽に集まることができ, 異世代交流や主体的な活動が出来る居場所づくりを通し, 青少年のコミュニティ形成や自主性, 社会性を養うため, 地域が主体となる「青少年の居場所」の設置運営を促進する。														
主な事業	昔遊び, ゲーム, 野外活動, 卓球, 工作, 多世代交流など, 各運営主体が特長を活かした事業内容を実施														
施設内容	実施主体により異なるが, 主に子どもたちが集うための広間, 机, イス等														
開設時間	実施主体により異なるが, 概ね15~18時														
運営方式	<p>宇都宮市青少年育成市民会議に補助金を交付し, 市民会議から各実施主体(育成会, 自治会, NPO 法人, 社会福祉法人, 個人など)に補助</p> <p>地域の子どもは地域が守り育てるという考え方を基本に, 健全育成活動の推進母体である地区青少年育成会等を通じて地域の居場所運営者を発掘し, それぞれの地域の実情に合わせて, 継続的な活動を地域ぐるみ行うことができるよう支援するため</p>														
施設配置の考え方など	<p>子どもたちにとって気軽に立ち寄ることが可能な身近な場所に設置することにより, 日常生活における自分の居場所として, 同世代・異世代交流や自主的な活動を促進するため, 地域の施設として設置する。</p> <p>「青少年の居場所づくり事業」については, 地域がそれぞれの特色を生かしながら自主的に運営する「地域の居場所」として有効に活用されており, また, 国においても, 子どもにとって「居場所」が複数存在することは望ましいと示されていることから, 積極的な統廃合は行わず, 宇都宮市青少年育成市民会議を通じて各運営団体の活動を支援する。</p>														
利用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置箇所数</td> <td>18 か所</td> <td>17 か所</td> <td>18 か所</td> </tr> <tr> <td>利用者数合計</td> <td>14, 346 人</td> <td>12, 895 人</td> <td>13, 116 人</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H28	H29	H30	設置箇所数	18 か所	17 か所	18 か所	利用者数合計	14, 346 人	12, 895 人	13, 116 人
年度	H28	H29	H30												
設置箇所数	18 か所	17 か所	18 か所												
利用者数合計	14, 346 人	12, 895 人	13, 116 人												

(3) 市民全体を対象とした公共施設

ア 体育関係施設

箇所数	体育館6施設, 運動場21施設, プール4施設, スケートセンター, サイクリングターミナル, 冒険活動センター, 高間木キャンプ場
設置目的	市民の生涯スポーツ活動の振興
施設配置の考え方など	とりわけ高い機能を有する代表的施設については, 各施設の区分や地域の拠点性等を踏まえ, 拠点施設等として位置付け, 多様なニーズや老朽化等に対応するための必要な整備を計画的かつ優先的・重点的に実施 ・拠点施設 体育館: 市体育館, 清原体育館 (清原中央公園) 野球場: 宇都宮清原球場 (清原中央公園) サッカー場: 河内総合運動公園 ・準拠点施設 体育館: 明保野体育館, 雀宮体育館, 上河内体育館, 河内体育館 野球場: 宮原運動公園

イ 公園

公園種別	公園数	目的及び配置
街区公園	921	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
近隣公園	26	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
地区公園	8	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
総合公園	6	都市住民全般の休息, 観賞, 散歩, 遊戯, 運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。
運動公園	8	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。
計	969	H31. 3. 31現在 ※県3公園(総合公園1, 運動公園2)含む

ウ 図書館

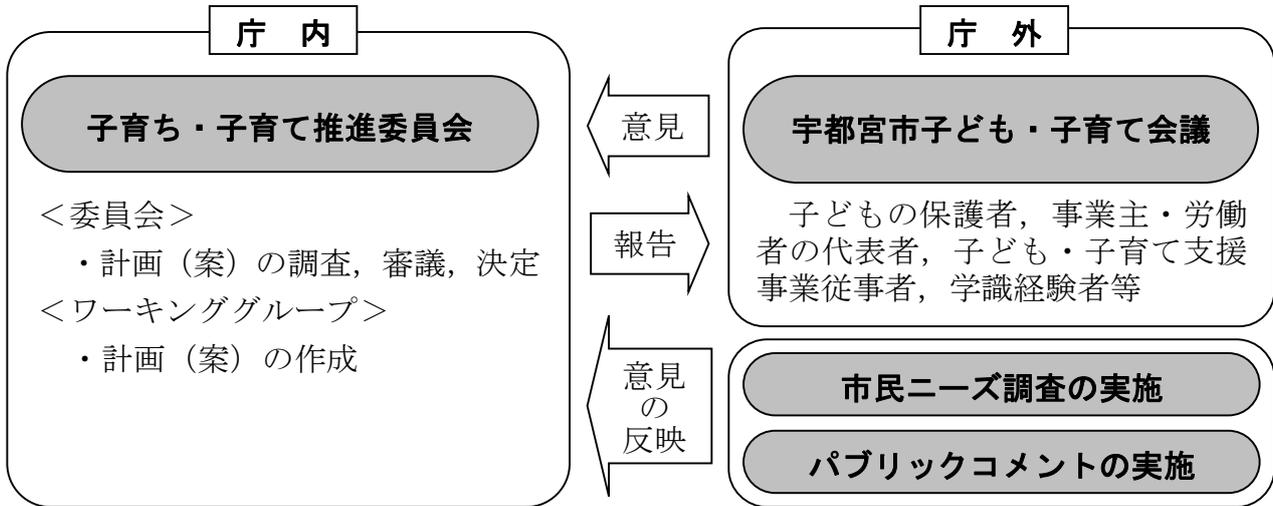
箇所数	5か所			
設置目的	読書活動の拠点として資料を収集・提供するとともに課題解決の支援や関連する事業の実施に取り組む。			
施設配置の仕方	広域的な拠点として設置			
施設配置の考え方など	統括館1館, 拠点館2館, 地域館2館として設置している。			
利用実績	年度	H28	H29	H30
	設置箇所数	5か所	5か所	5か所
	幼児	21,525人	21,669人	19,936人
	小学生	59,789人	59,980人	58,946人
	中学生	13,153人	13,137人	11,894人
	高校生	8,456人	8,211人	7,370人
	青少年	38,486人	34,436人	30,019人
	一般	542,346人	538,084人	495,113人
	合計	683,755人	675,517人	623,278人
	※中央図書館が工事のため平成30年12月11日から31年2月24日まで休館			

エ 美術館等

箇所数	2か所(宇都宮美術館, うつのみや妖精ミュージアム)
設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ・美術資料や学術資料等の収集, 保管, 展示及び調査研究に努めることにより, 市民に鑑賞と活動の機会を提供するとともに市民相互の交流を図り, もって学術及び芸術文化の振興並びに生涯学習の推進に寄与すること ・妖精ミュージアムにおいて妖精資料を利活用した展示や企画展など各種事業を実施し, 文化振興とまちの活性化に寄与すること

資料編 策定体制と策定経過

1 策定体制



2 策定経過

日 程	項 目	内 容
平成30年度		
平成30年12月	子ども・子育て会議（1回）	・子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査について
平成31年 3月	子ども・子育て会議（2回）	・子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査について
令和元年度		
令和 元年 7月	子ども・子育て会議（3回）	・計画の改定について ・課題のまとめ ・基本理念について
令和 元年10月	子ども・子育て会議（4回）	・基本目標・基本施策及び施策の方向性について
令和 2年 1月	子ども・子育て会議（5回）	・目標指標について ・計画（素案）について
令和 2年 2月	パブリックコメントの実施	・計画（素案）を公表し，計画案に対する市民の意見を募集
	子ども・子育て会議（6回）	・意見書（案）について ・計画（案）について

《宇都宮市子ども・子育て会議委員名簿》

No.	区 分	氏 名	推 薦 団 体 等	役 職
1	1号 子どもの 保護者	堀口 文子	公募委員（子どもの保護者）	
2		石井 由貴	公募委員（子どもの保護者）	
3	2号 事業主	青木 克介	宇都宮商工会議所 議員	
4	3号 労働者	仙波 和夫	連合栃木宇河地域協議会 事務局次長	
5	4号 児童又は 知的障害 者の福祉 その他子 ども子育 て支援に 関する事 業に従事 する者	栗田 幹晴	宇都宮市母子寡婦福祉連合会 理事長	
6		釧持 幸子	宇都宮市民生委員児童委員協議会 副会長	
7		福田 清美	宇都宮市私立保育園協会 会長	
8		君島 健一	栃木県中央児童相談所 参事兼所長	
9		佐々木 佳子	NPO法人障がい者福祉推進ネットちえのわ 理事	
10		大島 一夫	宇都宮市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
11		山崎 英明	宇都宮地区幼稚園連合会 認定こども園部会	
12		大金 和人	栃木県済生会宇都宮病院 総務部長	
13		稲川 康代	宇都宮地区幼稚園連合会 役員	
14		森田 浩子	宇都宮市小学校長会	
15		今井 恭男	宇都宮市子どもの家連合会 会長	
16		澤畑 正	宇都宮市中学校長会	
17		田代 哲郎	宇都宮市内高等学校長会	
18		福田 哲夫	宇都宮市医師会 理事	
19		菊地 芳弘	宇都宮市PTA連合会 副会長	
20		関口 浩	宇都宮市青少年育成市民会議 会長	副会長
21		倉益 章	宇都宮市青少年巡回指導員会 会長	
22	坂本 登	宇都宮市地域まちづくり推進協議会 副会長		
23	中野 謙作	栃木県若年者支援機構 代表理事		
24	5号 学識経験 者	青木 章彦	作新学院大学女子短期大学部 教授	会長
25		河田 隆	宇都宮共和大学子ども生活学部 教授	
26		今井 政範	宇都宮市議会議員 厚生常任委員会 委員長	
27		浅木 一希	栃木県弁護士会	
28	6号 その他市 長が必要 と認める 者	眞貝 晃	宇都宮中央警察署 生活安全課	
29		野城 一宏	栃木労働局 雇用環境・均等室	
30		大類 鮎美	公募委員（青少年健全育成）	

第2次

「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」

意見書

令和2年3月9日

宇都宮市子ども・子育て会議

1 施策に関する意見

(1) 計画の基本的な考え方について

- ・ 「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」の分析結果及び、国・県の動向などの外部環境の変化を踏まえるとともに、貧困や児童虐待、いじめ、不登校及びニートなど子ども・若者が抱える複雑かつ多様な問題やひとり親家庭を含む子育て家庭が抱える問題に対し、総合的かつ横断的に対応できる計画とすること。
- ・ すべての子どもの育ちと家庭の子育てを総合的に支え、誰一人として取り残すことのない理念を掲げること。
- ・ 子どもや子育て家庭を取り巻く複雑かつ多様な課題に、子どもや子育て家庭などの当事者のみならず、地域社会が一丸となって対応できるよう、すべての市民にとって分かりやすい視点や表現による理想像や基本目標を設定すること。

(2) 国の動向や本市の現状等を踏まえた課題について

次代を担うすべての子どもとすべての子育て家庭を総合的に支援できるように、以下の課題を踏まえた計画とすること。

- ・ 子どもの権利尊重のための環境づくり
- ・ 乳幼児教育を含めた早い段階からの子どもの教育環境の整備
- ・ 就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続
- ・ 障がい児の前向きな気持ちを高める支援の充実
- ・ 医療的ケア児とその親への支援の充実
- ・ 引きこもり・不登校とその親への支援の充実
- ・ 子どもの健全育成のための地域全体での見守り
- ・ 産後ケア事業の充実
- ・ 親に対する情報発信など親への支援の充実
- ・ 男性が積極的に子育てに関わることができる環境づくり
- ・ 死産・流産されてしまった方への対応の充実
- ・ 地域における「伴走型」支援の充実
- ・ 親子の時間の確保のための企業に対する働きかけ
- ・ 学童保育の民間委託後においても地域との関わりの維持
- ・ 保育の受け入れ環境の整備及び保育士の確保・人材育成

(3) 基本施策の推進について

上記(2)に記載のある課題に対し、適切に対応できるよう基本施策を構成し、推進することとし、目標指標や目標値の設定に当たっては、これまでの実績値や、今後の施策事業の効果を見込むとともに、市民にとって分かりやすい指標・目標値を設定すること。

(4) 「子どもの貧困対策プロジェクト」の設定

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」で努力義務とされた市町村計画を担うものとして、「関係性の貧困」の解消などの課題に対する施策事業群を体系的に再構築し、市民に分かりやすく示すこと。

(5) 計画の推進体制について

- ・ 家庭をはじめ、企業、地域など子育て・子育てに関わる一人ひとりが本計画の役割を認識し、主体的に計画を推進できる体制とすること。
- ・ 本計画は児童福祉や母子保健、青少年健全育成など幅広い分野に施策・事業がわたるため、宇都宮市の関係部局が横断的に取り組むとともに、外部の関係機関との連携を密に図りながら、効果的・効率的に計画を推進できる体制とすること。
- ・ 計画を着実に推進するため、進捗状況や評価結果を共有するとともに、情報を公開し、市民からの意見を募るなど、必要に応じて事業の改善が図られる体制とすること。

2 第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」への意見の反映と計画の推進について

上記の意見を反映した第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」が計画的かつ効果的に推進され、基本理念である『すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生き育てることができる「子育て・子育ての未来都市うつのみや」』が実現することに期待する。



子育て
愉快だ
宇都宮

住めば
愉快だ
宇都宮

UTSUNOMIYA UTSUNOMIYA

家庭の日
第3日曜日

第3日曜日は「家庭の日」

～家族のきずなを深める日としましょう～

宇都宮市 子ども部 子ども未来課

TEL : 028-632-2342

FAX : 028-638-8941

E-mail : u1806@city.utsunomiya.tochigi.jp